

碧南市高齢者ほっとプラン
(第 9 期高齢者福祉計画・
第 9 期介護保険事業計画)
(素案)

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨と背景.....	1
2 計画の性格と位置付け.....	4
3 計画の策定体制.....	6
第2章 高齢者を取り巻く状況.....	8
1 高齢者の状況.....	8
2 要介護認定者等の状況.....	12
3 高齢者の今後の状況（推計）.....	15
4 日常生活圏域別の状況.....	17
5 介護保険事業の状況.....	21
6 介護保険以外の施設の設置状況.....	26
7 アンケート調査結果からみた現状.....	27
8 第9期計画における課題.....	47
第3章 計画の基本的な考え方.....	51
1 計画の基本理念と目標.....	51
2 施策の体系.....	53
3 具体的な取り組み一覧.....	54
第4章 施策・事業の展開.....	60
目標1 健康と生きがいづくり.....	60
1－1 健康寿命を延ばすための支援.....	60
1－2 高齢者の活躍の場の創出.....	65
目標2 支え合う地域づくり.....	68
2－1 地域における高齢者福祉の意識醸成.....	68
2－2 高齢者とその家族を支える環境整備.....	71
2－3 認知症施策の推進.....	78

目標3 安心して暮らせる環境づくり	81
3-1 安心して自宅で暮らせる環境整備	81
3-2 介護保険サービスの充実	88
3-3 介護保険運営の安定化	93

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

わが国の高齢者人口（65歳以上の人口）は近年一貫して増加を続けており、2020年（令和2年）の国勢調査では高齢化率は28.8%となっています。また、2025年（令和7年）にはいわゆる団塊世代が75歳以上となり、国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢社会を迎えることが見込まれます。特に、65歳以上人口は2040年（令和22年）を超えるまで、75歳以上人口は2055年（令和37年）まで増加傾向が続きます。そして要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は2035年（令和17年）まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2060年（令和42年）頃まで増加傾向が続くことが見込まれます。一方で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれています。

本市において令和4年10月1日時点での住民基本台帳人口は、17,402人となっており、高齢化率は23.9%と約4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。本市においても全国的な情勢に変わらず、介護保険制度を取り巻く情勢はますます厳しいものとなっていくことが予測されます。

そのため、中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組内容や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要となります。

本市では、令和3年3月に策定した「碧南市高齢者ほっとプラン（第8期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）」において、基本理念である「高齢者が安心して暮らせるあたたかい共生のまちづくり」の実現に向け、さらなる地域包括ケアシステムの充実により、高齢者が“ほっと”できる「安心」と“ホット”な支え合いの「あたたかさ」を感じられるような、共生のまちづくりを目指してきました。

このたび計画期間が満了したことから、国の第9期計画の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「碧南市高齢者ほっとプラン（第9期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画）」（以下「本計画」という。）を策定します。

地域包括ケアシステムとは団塊の世代が75歳以上となる令和7年度を目途に、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、医療、介護、生活支援・介護予防、住まいが一体的かつ包括的に提供される社会的な仕組みのことを指します。

この地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。

地域包括ケアシステムの姿

地域包括ケアシステムイメージ図

◆第9期介護保険事業の基本指針の改正のポイント

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進

2 計画の性格と位置付け

(1) 根拠法令等

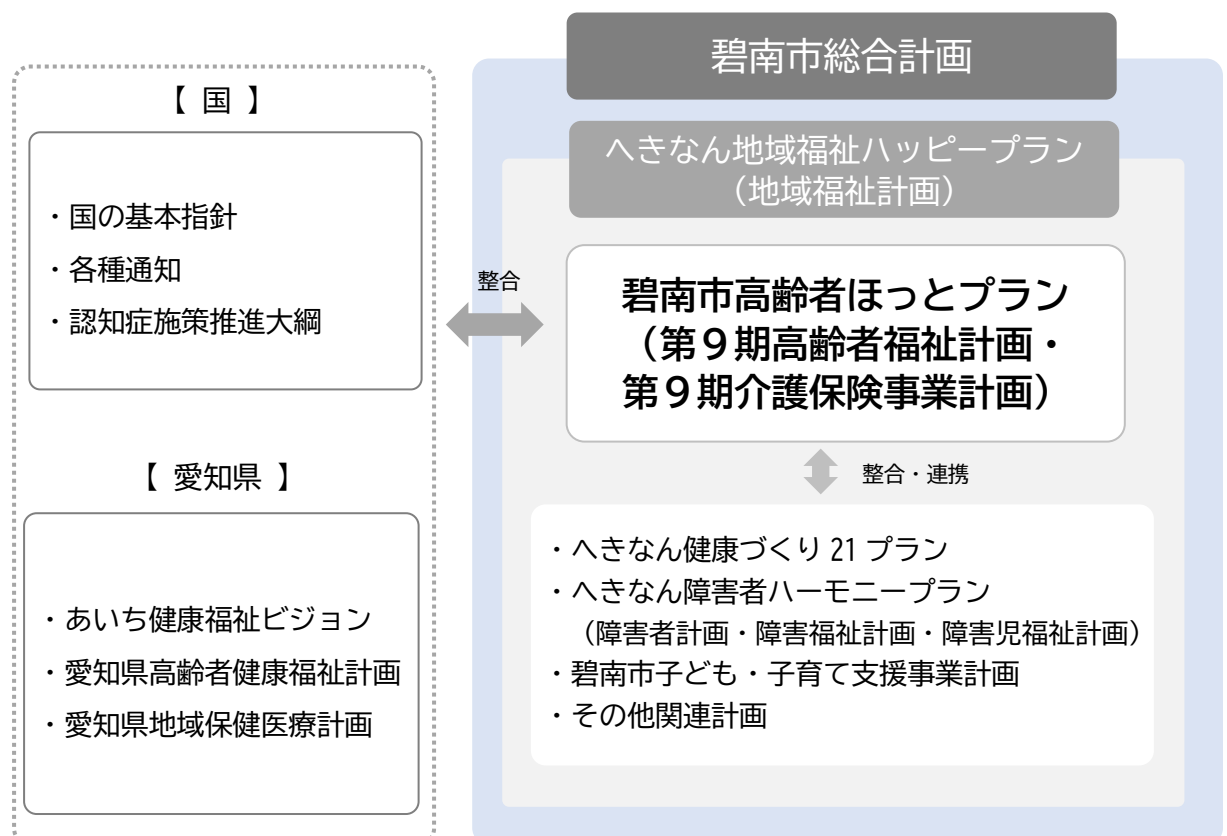
高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定による市町村老人福祉計画で、本市において確保すべき高齢者福祉事業の量の目標を定め、供給体制の確保を図るものです。介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定による市町村介護保険事業計画で、本市における要介護者等の人数、要介護者のサービスの利用意向等を勘案し、必要なサービス量を見込み、介護サービスを提供する体制を確保する等、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に資することを目的としたものです。

なお、両計画は、密接な関連性を持つことから一体のものとして定めることとされています。

(2) 関連計画との関係

本計画は「碧南市総合計画」、「へきなん地域福祉ハッピープラン」を上位計画とする福祉分野の計画であり、「へきなん健康づくり21プラン」、「へきなん障害者ハーモニープラン」等本市が策定する他の関連計画との整合を図って策定しています。

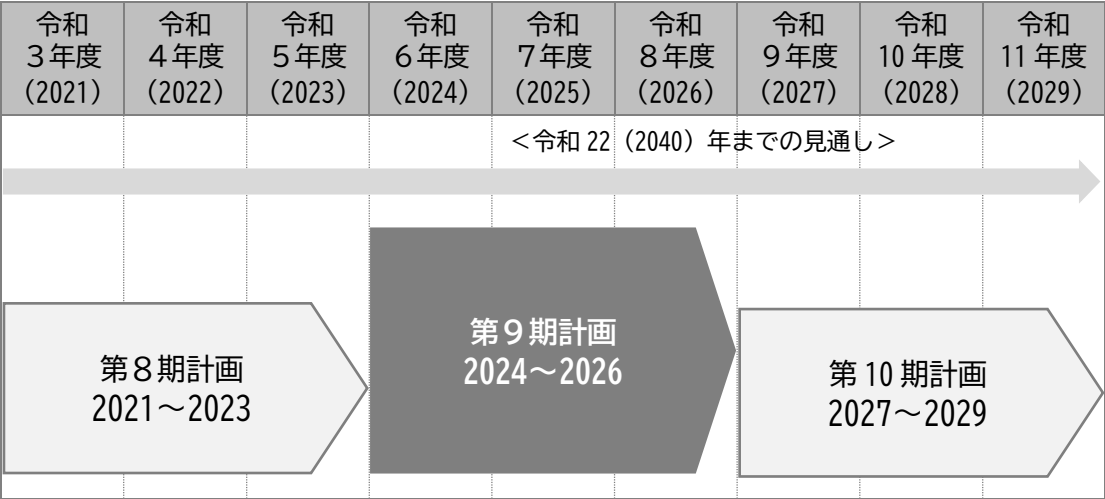
また、愛知県が策定する「あいち健康福祉ビジョン」等計画との連携を図って策定しています。



(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

現役世代が急減する令和22年（2040年）を見据えた中長期的な視点を持つものであるとともに、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し・改善を図ることができるものとします。



3 計画の策定体制

(1) 計画策定に向けての実態把握

本計画の策定にあたって、高齢者やその介護者の実態や課題、意見や要望等を把握するために、一般高齢者（要支援認定者含む）を対象とした「健康とくらしの調査」及び在宅の要介護認定者、サービス提供事業所、ケアマネジャーを対象とした「介護保険・福祉に関するアンケート調査」を実施し、計画の基礎資料としました。

【健康とくらしの調査（日常生活圏域ニーズ調査）】

- ・ 調査地域：碧南市全域
- ・ 調査対象者：要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者（要支援認定者含む）
- ・ 抽出方法：単純無作為抽出
- ・ 調査時期：令和4年11月
- ・ 調査方法：郵送配布、郵送回収

対象者	配布数	回収数	回収率
65歳以上の高齢者	7,500件	5,555件	74.1%

【介護保険・福祉に関するアンケート調査】

- ・ 調査地域：碧南市全域
- ・ 調査対象者：要介護認定者、サービス提供事業所、ケアマネジャー
- ・ 抽出方法：要介護認定者・・・無作為抽出
サービス提供事業所・・・全事業所
ケアマネジャー・・・全事業所
- ・ 調査時期：令和5年2月
- ・ 調査方法：郵送配布、郵送回収

対象者	配布数	回収数	回収率
要介護認定者	1,000件	461件	46.1%
サービス提供事業所	63通	49通	77.8%
ケアマネジャー	74通	67通	90.5%

(2) 碧南市介護保険運営協議会による検討

高齢者福祉事業・介護保険事業の運営には、幅広い関係者の協力を得て、地域の実情に応じたものとするのが求められるため、保健・医療・福祉関係者や介護保険被保険者の代表者等によって構成する「碧南市介護保険運営協議会」を設置しています。

本計画の策定にあたって、「碧南市介護保険運営協議会」において、各種施策等の計画内容を協議・検討し、意見や要望の集約を図りました。

(3) パブリックコメントの実施

より多くの市民の意見を反映させるため、令和5年12月15日から令和6年1月15日までパブリックコメントを実施しました。

第 2 章 高齢者を取り巻く状況

1 高齢者の状況

(1) 高齢者人口の推移

碧南市の人口は令和元年をピークに減少傾向となり、令和4年10月1日では72,756人となっています。一方、高齢者人口（65歳以上人口）は概ね増加傾向にあり、令和4年では17,402人、高齢化率は23.9%となっています。

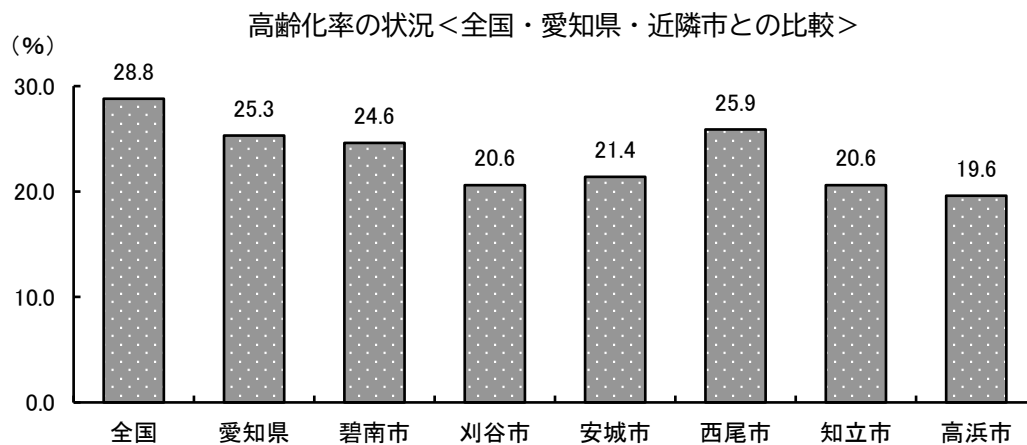
国勢調査を基に算出した令和4年の高齢化率を他の地域と比較すると、碧南市の高齢化率は全国・愛知県・西尾市より低く、高浜市・安城市・刈谷市・知立市より高くなっています。

碧南市の年齢別人口の推移

単位：人

項目	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
総数	73,015	73,184	72,997	72,799	72,756
0～14 歳	10,295 14.1%	10,170 13.9%	10,011 13.7%	9,846 13.5%	9,756 13.4%
15～64 歳	45,747 62.7%	45,903 62.7%	45,653 62.5%	45,550 62.6%	45,598 62.7%
65 歳以上	16,973 23.2%	17,111 23.4%	17,333 23.7%	17,403 23.9%	17,402 23.9%
65～74 歳(再掲)	8,389 11.5%	8,354 11.4%	8,472 11.6%	8,549 11.7%	8,306 11.4%
75 歳以上(再掲)	8,584 11.8%	8,757 12.0%	8,861 12.1%	8,854 12.2%	9,096 12.5%

資料：住民基本台帳(各年 10 月 1 日時点)



資料：総務省「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和4年時点）

（２）高齢化の進行状況

第1号被保険者のうち、前期高齢者は令和3年をピークに、令和4年は減少しています。一方、後期高齢者増加傾向が続き、令和4年は9,164人となり、割合も52.6%と過半数となっています。

他の地域と比較すると、碧南市の後期高齢者の割合は全国・愛知県より低く、西尾市・安城市・刈谷市・知立市・高浜市よりも高くなっています。

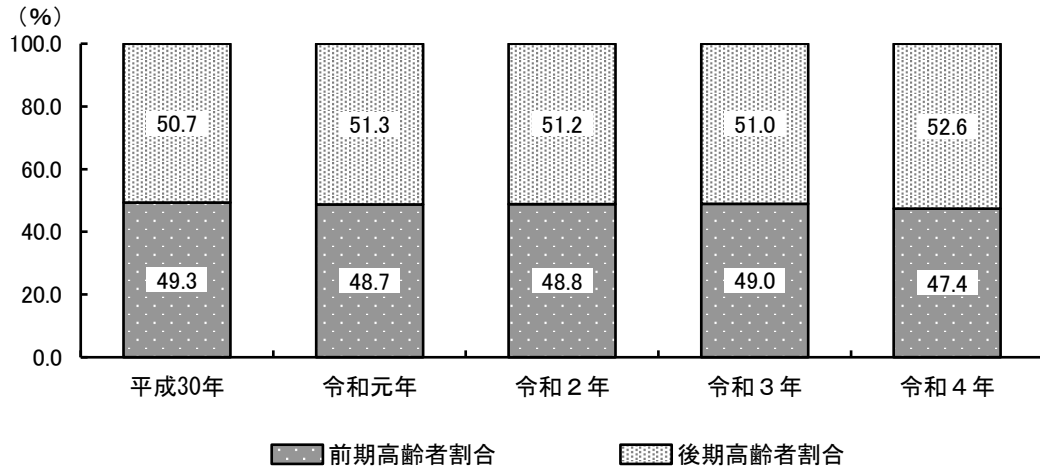
前期・後期別 65 歳以上被保険者数の推移

単位：人

項目	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
第 1 号被保険者	16,987	17,148	17,368	17,443	17,436
前期高齢者 (65～74 歳)	8,374 49.3%	8,351 48.7%	8,482 48.8%	8,540 49.0%	8,272 47.4%
後期高齢者 (75 歳以上)	8,613 50.7%	8,797 51.3%	8,886 51.2%	8,903 51.0%	9,164 52.6%

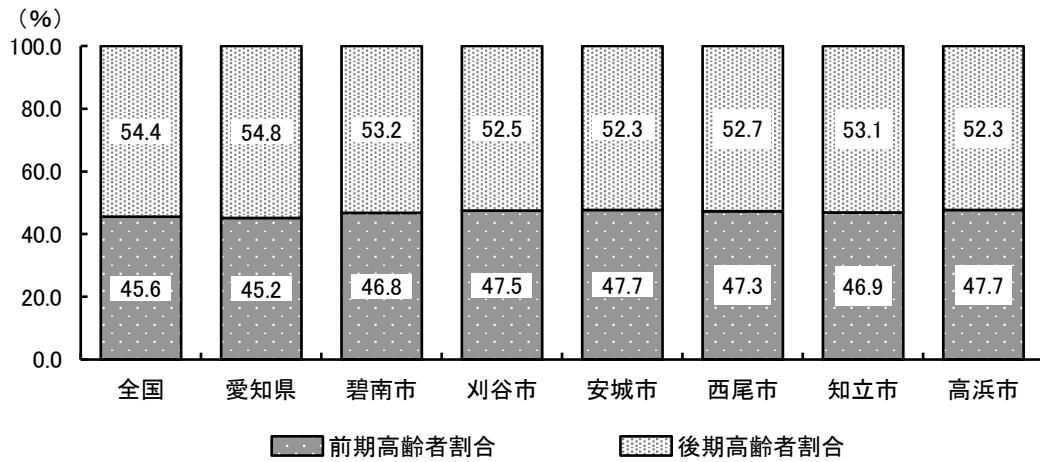
資料：「介護保険事業状況報告」月報（各年 10 月末時点）

65 歳以上被保険者にしめる前期高齢者・後期高齢者の割合



資料：「介護保険事業状況報告」月報（各年 10 月末時点）

前期・後期別高齢者数割合＜全国・愛知県・近隣市との比較＞



資料：「介護保険事業状況報告」月報（令和 5 年 3 月末時点）

(3) 高齢者世帯の状況

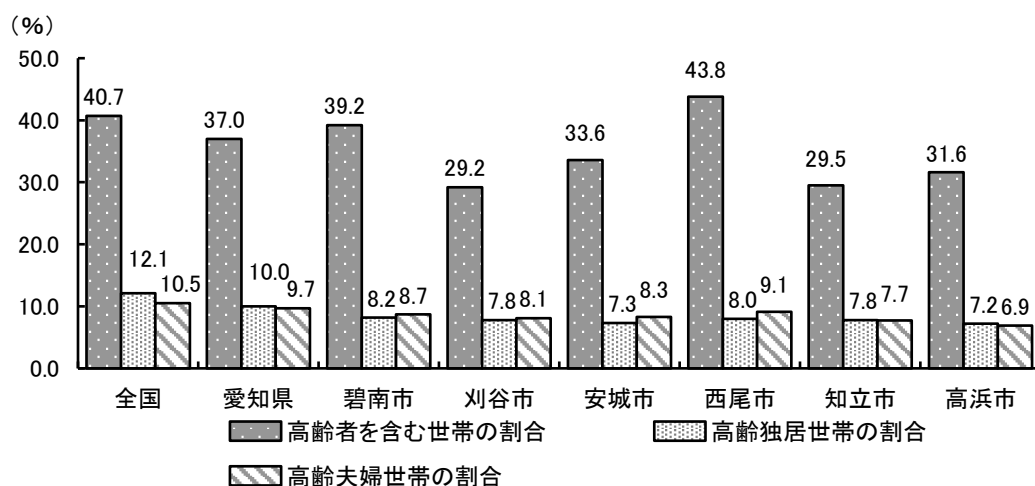
碧南市の「高齢者を含む世帯」は、令和2年で11,087世帯であり、一般世帯の39.2%を占めています。高齢独居世帯は一般世帯の8.2%、高齢夫婦世帯は一般世帯の8.7%を占め、両者を合わせた「高齢者のみの世帯」は一般世帯の16.9%を占めています。

他の地域と比較すると、碧南市の高齢者を含む世帯の割合は全国・西尾市より低く、愛知県・高浜市・安城市・刈谷市・知立市より高くなっています。高齢独居世帯は、全国・愛知県より低く、高浜市・西尾市・安城市・刈谷市・知立市より高くなっています。また、高齢夫婦世帯の割合は、全国・愛知県・西尾市より低く、高浜市・安城市・刈谷市・知立市より高くなっています。

高齢者世帯の状況＜全国・愛知県・近隣市との比較＞

単位：世帯

項目	全国	愛知県	碧南市	刈谷市	安城市	西尾市	知立市	高浜市
一般世帯数	55,704,949	3,233,126	28,258	67,646	75,253	61,910	31,671	18,225
高齢者を含む世帯数	22,655,031	1,197,268	11,087	19,746	25,269	27,147	9,348	5,763
高齢独居世帯数	6,716,806	323,796	2,322	5,279	5,495	4,922	2,458	1,311
高齢夫婦世帯数	5,830,834	3,131,172	2,454	5,497	6,235	5,636	2,439	1,258
高齢者を含む世帯の割合	40.7%	37.0%	39.2%	29.2%	33.6%	43.8%	29.5%	31.6%
高齢独居世帯の割合	12.1%	10.0%	8.2%	7.8%	7.3%	8.0%	7.8%	7.2%
高齢夫婦世帯の割合	10.5%	9.7%	8.7%	8.1%	8.3%	9.1%	7.7%	6.9%



資料：国勢調査（令和2年）

2 要介護認定者等の状況

(1) 認定者数の推移

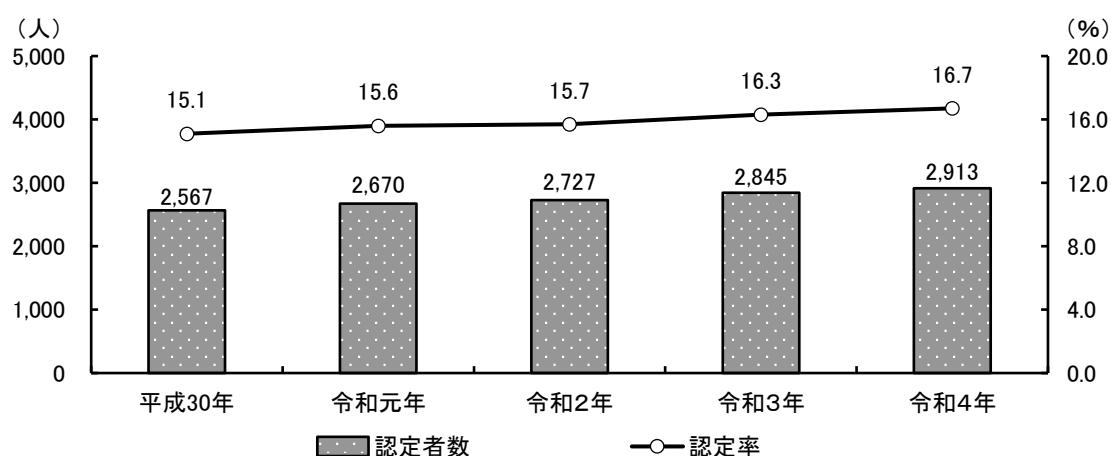
碧南市の認定者数は、令和4年で2,913人となっており、増加傾向にあります。要介護度別でみると、いずれの要介護度においても認定者数は概ね増加しており、特に要支援1の伸びが大きくなっています。

認定率は微増ではありますが、年々増加しており、令和4年には16.7%となっています。碧南市の認定率は全国・愛知県より低い水準で推移しています。

要介護度別認定者数及び認定率の推移

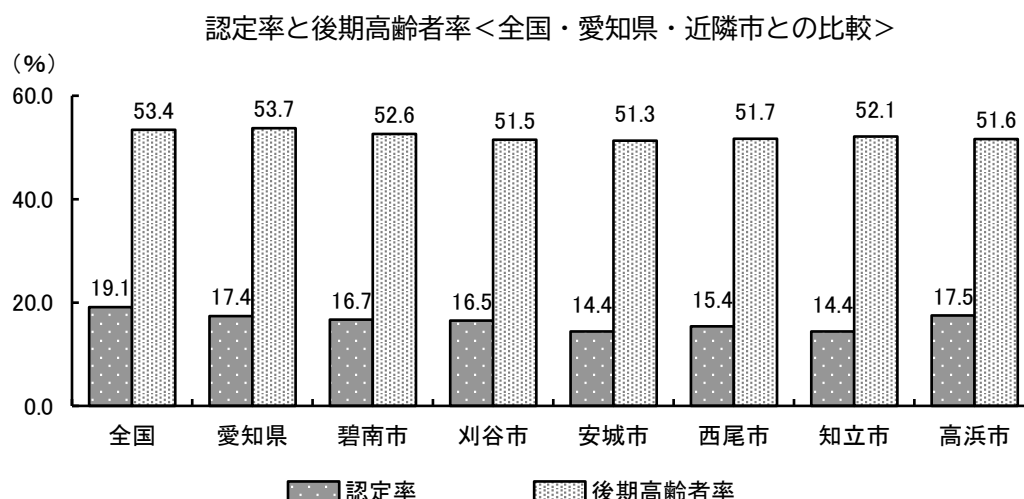
単位：人

項目		平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
要支援 1		298	331	391	411	445
要支援 2		443	478	454	493	494
要介護 1		491	541	497	502	517
要介護 2		443	426	447	447	429
要介護 3		357	360	393	417	419
要介護 4		332	336	357	385	404
要介護 5		203	198	188	190	205
認定者数		2, 567	2, 670	2, 727	2, 845	2, 913
第 1 号被保険者数		16, 987	17, 148	17, 368	17, 443	17, 436
認定率	碧南市	15. 1%	15. 6%	15. 7%	16. 3%	16. 7%
	愛知県	16. 3%	16. 6%	16. 8%	17. 1%	17. 4%
	全国	18. 3%	18. 5%	18. 6%	18. 8%	19. 1%



資料：「介護保険事業状況報告」月報（各年10月末時点）

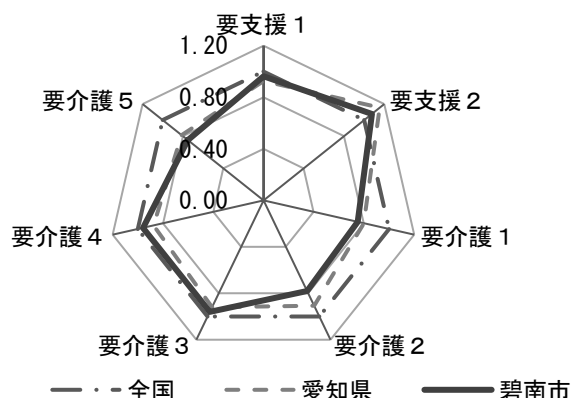
碧南市の認定率は、他の地域と比較すると、近隣では高浜市に次いで高くなっています。また、後期高齢者率（高齢者に占める75 歳以上の割合）についてみると、全国・愛知県より低いものの、近隣市の中では最も高くなっており、最も低い安城市・高浜市と比較すると0.9ポイント高くなっています。



資料：「介護保険事業状況報告」月報（令和4年10月末時点）

第1号被保険者に対する要介護度別の認定者の割合について、全国を「1」とした場合、要支援2では「1」以上、それ以外の要介護度では「1」以下となっています。

要介護度別認定者の割合（全国を1とした場合の比率）



資料：「介護保険事業状況報告」月報（令和4年10月末時点）

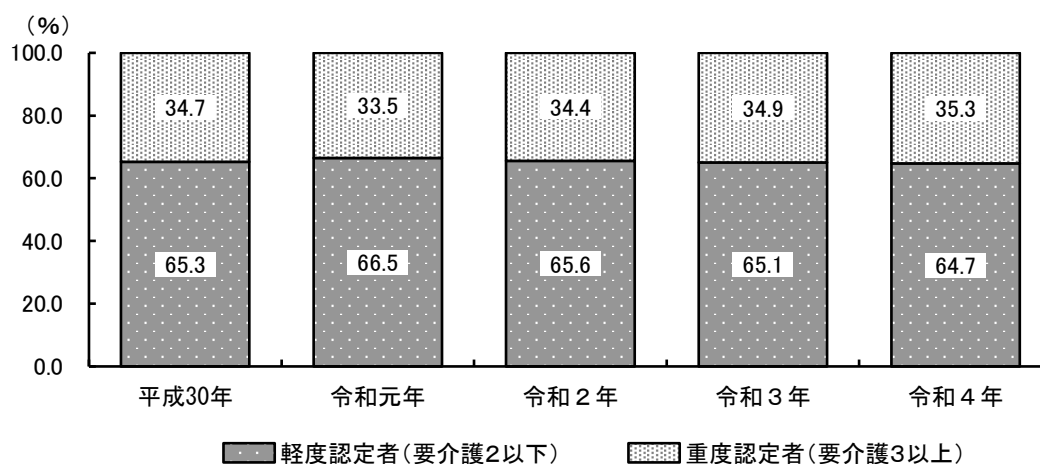
(2) 重度化の状況

認定者数の推移を軽度（要支援1～要介護2）・重度（要介護3～要介護5）の別でみると、重度の割合が上昇しており、令和4年で認定者に占める軽度認定者の割合は64.7%、重度認定者の割合は35.3%となっています。

重度・軽度別認定者数及び認定率の推移

単位：人

項目	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
認定者計	2,567	2,670	2,727	2,845	2,913
軽度認定者 (要介護2以下)	1,675	1,776	1,789	1,853	1,885
	65.3%	66.5%	65.6%	65.1%	64.7%
重度認定者 (要介護3以上)	892	894	938	992	1,028
	34.7%	33.5%	34.4%	34.9%	35.3%



資料：「介護保険事業状況報告」月報（各年10月末時点）

3 高齢者の今後の状況（推計）

（１）高齢者人口の推計

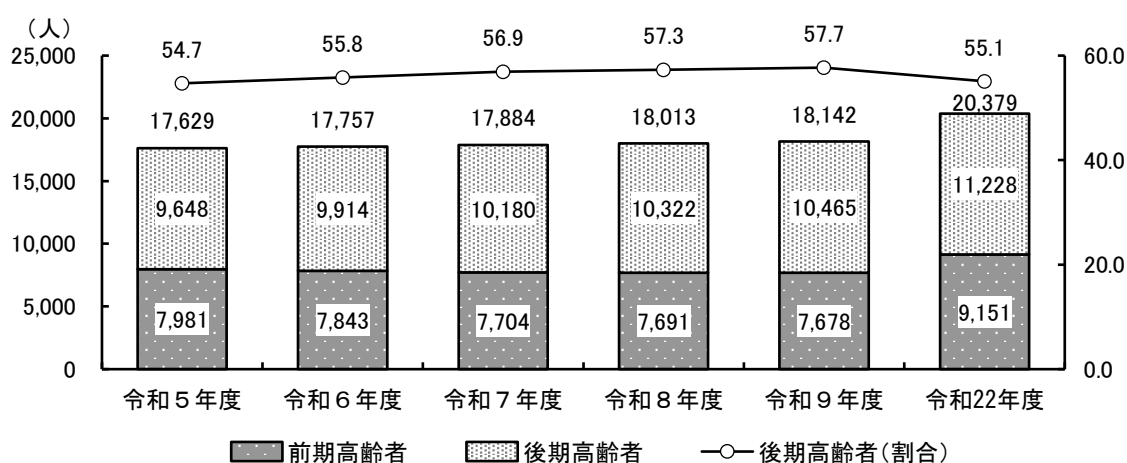
碧南市の高齢者人口及び高齢化率は徐々に増加していくことが予測されます。高齢者人口は令和５年度で17,629人、令和７年度で17,884人、令和９年度で18,142人、令和22年度で20,379人となる見込みです。

高齢者に占める後期高齢者の割合は、令和９年度まで増加していくことが見込まれます。

高齢者人口の推計

単位：人

項目	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和22年度
高齢者人口	17,629	17,757	17,884	18,013	18,142	20,379
前期高齢者 (65～74歳)	7,981 45.3%	7,843 44.2%	7,704 43.1%	7,691 42.7%	7,678 42.3%	9,151 44.9%
後期高齢者 (75歳以上)	9,648 54.7%	9,914 55.8%	10,180 56.9%	10,322 57.3%	10,465 57.7%	11,228 55.1%



資料：総務省「国勢調査」および国立社会保障・

人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成27年の国勢調査を基に推計）

(2) 認定者数の推計

碧南市の認定者数は徐々に増加していくことが予測されており、認定者数は令和6年度で2,942人、令和8年度で3,077人、令和22年度で3,806人となる見込みです。要介護度別でみると、いずれの要介護度においても認定者数は増加傾向と予測されます。

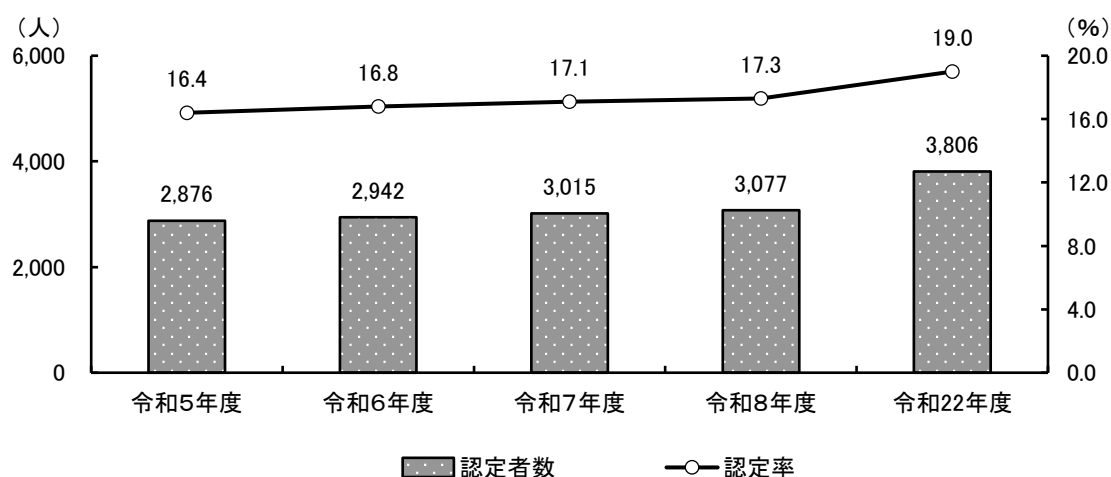
認定率は年々増加していくと予測され、令和6年度で16.8%、令和8年度で17.3%、令和22年度で19.0%となる見込みです。

重度認定者（要介護3～要介護5）の割合は35%前後で推移する見込みです。

要介護度別認定者数及び認定率の推移

単位：人

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1	426	453	466	474	566
要支援2	481	483	494	505	603
要介護1	519	532	547	561	695
要介護2	444	441	459	469	589
要介護3	378	381	385	390	486
要介護4	399	412	418	429	542
要介護5	229	240	246	249	325
認定者数	2,876	2,942	3,015	3,077	3,806
第1号被保険者数	17,493	17,557	17,621	17,747	20,052
認定率	16.4	16.8	17.1	17.3	19.0



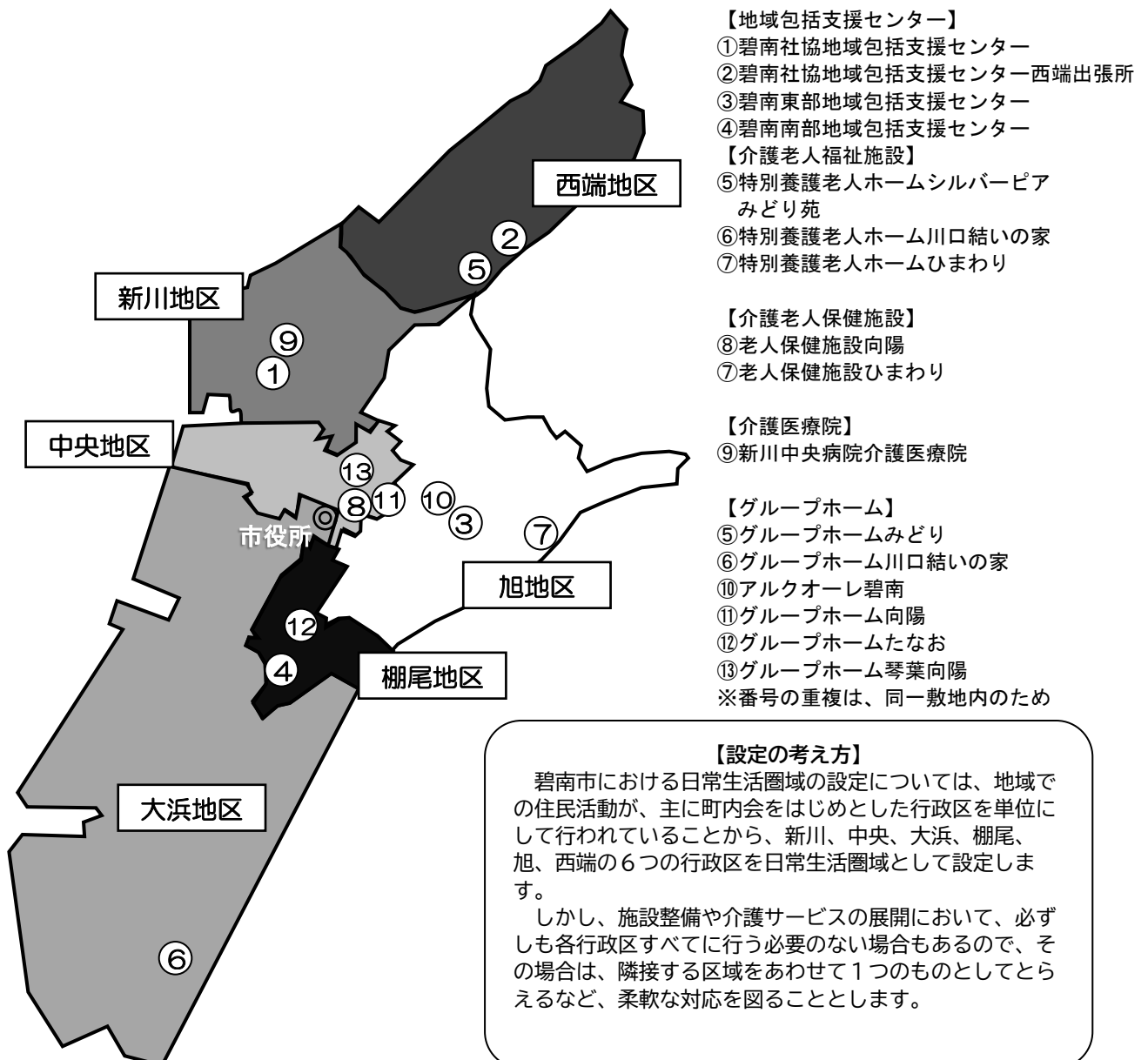
資料：地域包括ケア見える化システム

(平成30年～令和4年(各年10月1日時点)の住民基本台帳人口より、コーホート変化率法で推計)

4 日常生活圏域別の状況

介護保険事業計画では、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況などを総合的に勘案して、市内を日常生活圏域に分け、区域を定めることとされています。

本市では、6つの日常生活圏域を定めて、地域密着型サービスやその他の高齢者サービスの面的な整備を推進します。



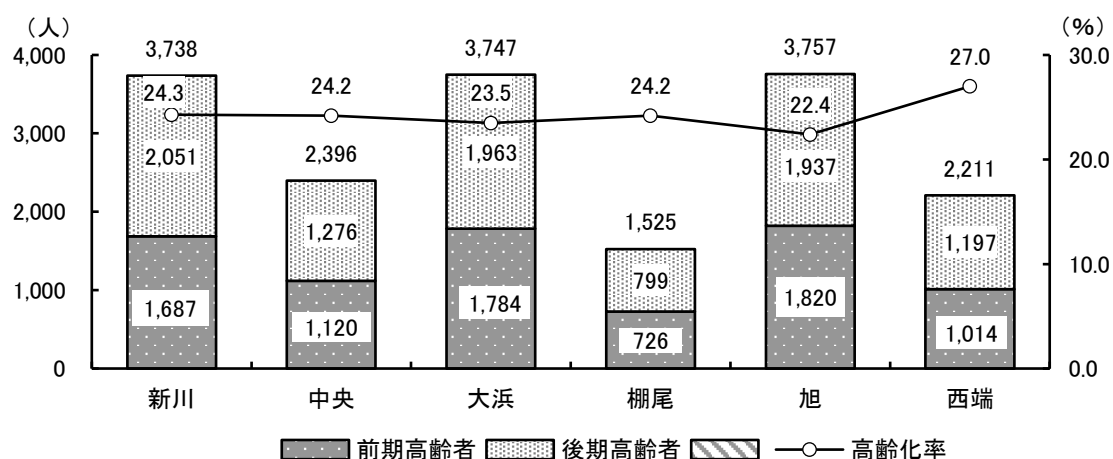
(1) 高齢化の状況

日常生活圏域別に高齢化率を比較すると、高齢化率は西端が最も高く27.0%、次いで新川が24.3%、棚尾・中央が24.2%、最も低いのは旭で22.4%となっています。

日常生活圏域別の高齢化率

単位：人

項目	新川	中央	大浜	棚尾	旭	西端	計
人口	15,378	9,910	15,923	6,303	16,759	8,186	72,459
第1号被保険者	3,738	2,396	3,747	1,525	3,757	2,211	17,374
高齢化率	24.3%	24.2%	23.5%	24.2%	22.4%	27.0%	24.0%
前期高齢者	1,687	1,120	1,784	726	1,820	1,014	8,151
後期高齢者	2,051	1,276	1,963	799	1,937	1,197	9,223



資料：高齢介護課(令和5年4月1日時点)

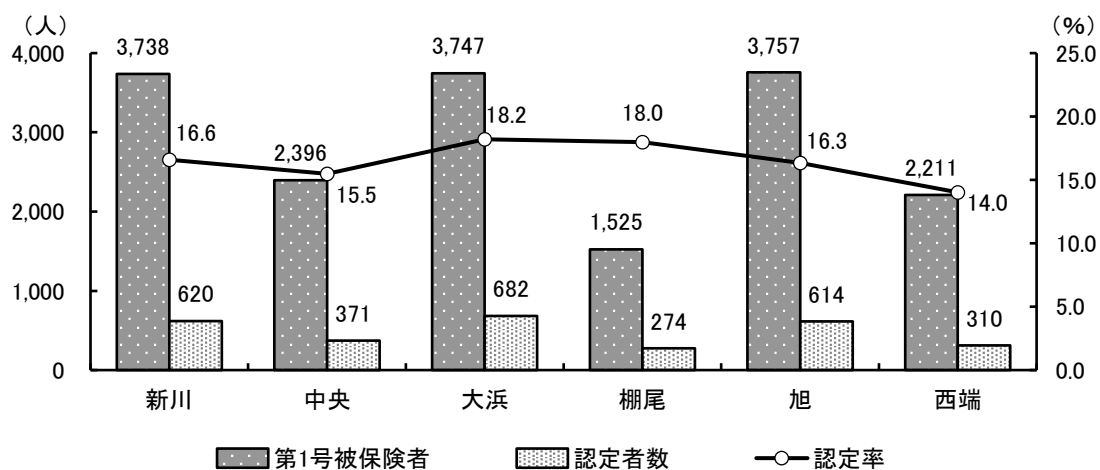
(2) 認定率の状況

日常生活圏域別に認定率を比較すると、認定率は大浜が最も高く18.2%、次いで棚尾が18.0%、新川が16.6%、最も低いのは西端で14.0%となっています。

日常生活圏域別の認定者数及び認定率

単位：人

項目	新川	中央	大浜	棚尾	旭	西端	計
第1号被保険者	3,738	2,396	3,747	1,525	3,757	2,211	17,374
認定者数	620	371	682	274	614	310	2,871
認定率	16.6%	15.5%	18.2%	18.0%	16.3%	14.0%	16.5%



資料：高齢介護課（令和5年4月1日時点）

(3) 地域資源の状況

日常生活圏域別の主な介護サービス等の事業所数は以下のとおりです。

日常生活圏域別の介護サービス事業所数

項目		新川	中央	大浜	棚尾	旭	西端	計
居宅サービス	訪問介護	2		1	1	6	2	12
	訪問看護	3	1	1		3		8
	訪問リハビリテーション	1				1		2
	通所介護	2	1	2		6		11
	通所リハビリテーション	1	1			1		3
	福祉用具貸与・販売		2					2
	小計	9	5	4	1	17	2	38
地域密着型サービス	地域密着型通所介護	2		3	2	4	2	13
	認知症対応型通所介護					1		1
	小規模多機能型居宅介護					1		1
	認知症対応型共同生活介護		2 (36)	1 (9)	1 (18)	1 (18)	1 (9)	6 (90)
	小計	2	2	4	3	7	3	21
施設サービス	介護老人福祉施設			1 (100)		1 (80)	1 (80)	3 (260)
	介護老人保健施設		1 (100)			1 (100)		2 (200)
	介護医療院	1 (58)						1 (58)
	小計	1	1	1		2	1	6
居宅介護支援		2	1		1	4	1	9
有料老人ホーム			1 (54)					1 (54)
サービス付き高齢者向け住宅						3 (93)		3 (93)

備考：() 内は定員数

日常生活圏域別の総合事業サービス事業所数

項目		新川	中央	大浜	棚尾	旭	西端	計
訪問型サービス	予防専門型	1		1	1	3	2	8
	家事援助型	1		1	1		1	4
通所型サービス	予防専門型	4	1	5	1	8	2	21
	運動器中心型				1	1	1	3
	ミニデイ型					2		2
小計		6	1	7	4	14	6	38

※居宅サービスも提供している事業所については、再掲となる。

※複数のサービスを提供している事業所があるため事業所数とは一致しない。

資料：愛知県、高齢介護課（令和5年4月1日時点）

5 介護保険事業の状況

(1) 介護サービスの利用状況

令和4年の受給者数をサービス類型別でみると、平成30年に比べて在宅サービス受給者数は206人増加、居住系サービス※¹受給者数は10人増加、施設サービス※²受給者数は12人減少しています。

令和4年の第1号被保険者1人あたりの在宅サービス受給率を他の地域と比較すると、碧南市の在宅サービス受給率は全国と同じ水準で、愛知県よりやや高くなっており、近隣の市と比較すると、最も高くなっています。

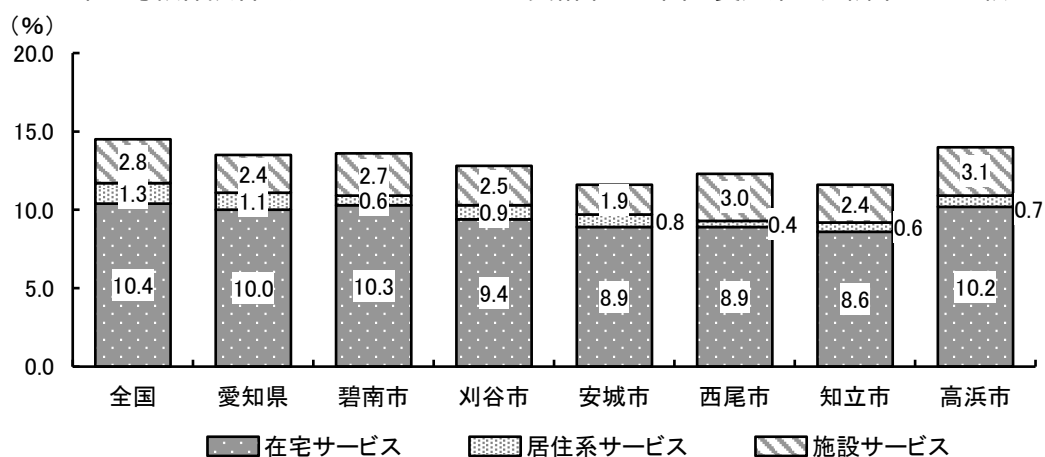
サービス類型別の受給状況の推移

単位：人

項目		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
認定者数		2,567	2,670	2,727	2,845	2,913
受給者数	在宅サービス	1,607	1,681	1,725	1,801	1,813
	居住系サービス	98	112	101	112	108
	施設サービス	479	457	460	456	467
受給率 (認定者)	在宅サービス	62.6%	63.0%	63.3%	63.3%	62.2%
	居住系サービス	3.8%	4.2%	3.7%	3.9%	3.7%
	施設サービス	18.7%	17.1%	16.9%	16.0%	16.0%

資料：「介護保険事業状況報告」月報（各年10月末時点・10月利用分）

第1号被保険者1人あたりのサービス受給率＜全国・愛知県・近隣市との比較＞



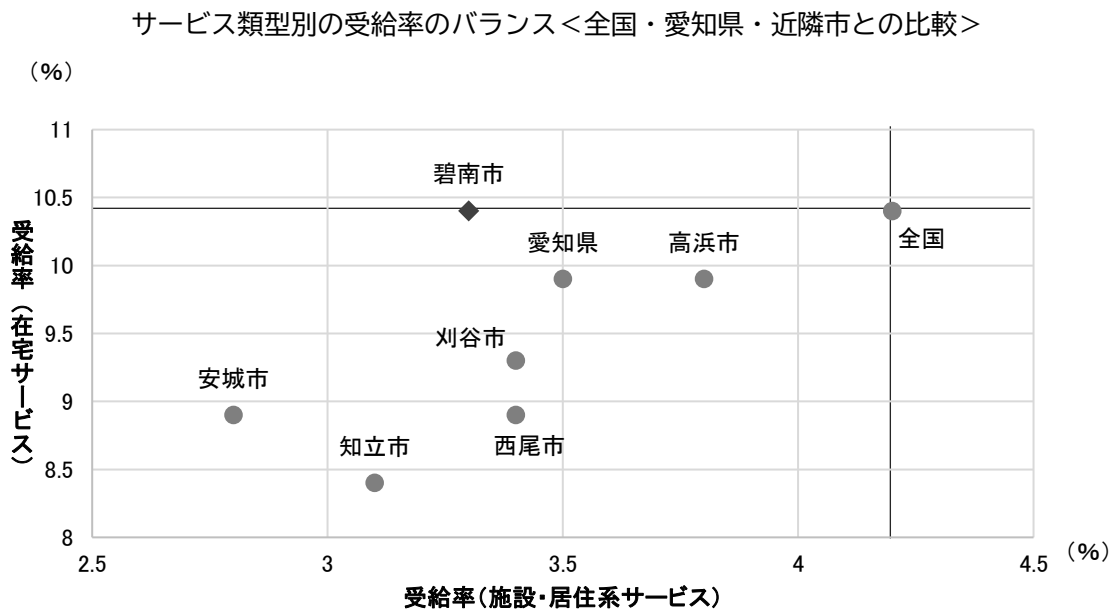
資料：「介護保険事業状況報告」月報（令和4年10月利用分）

※1 居住系サービス：特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
 ※2 施設サービス：介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

(2) サービス類型別の受給率のバランス

令和元年の在宅サービスの受給率と施設・居住系サービスの受給率のバランスを他の地域と比較すると、碧南市は在宅サービス受給率で全国と同率で、愛知県より高くなっています。施設・居住系サービス受給率では全国・愛知県より低くなっています。

近隣市との比較では、在宅サービス受給率は他の市より高く、施設・居住系サービス受給率は高浜市・刈谷市・西尾市に次いで高くなっています。



資料：「介護保険事業状況報告」月報（令和4年10月末時点）

(3) 給付費の推移

令和4年10月の介護（介護予防）給付費（1か月分）は3億8,169万円となっており、平成30年10月と比較すると約5,546万円増加しています。

サービス類型別の受給状況の推移

単位：千円

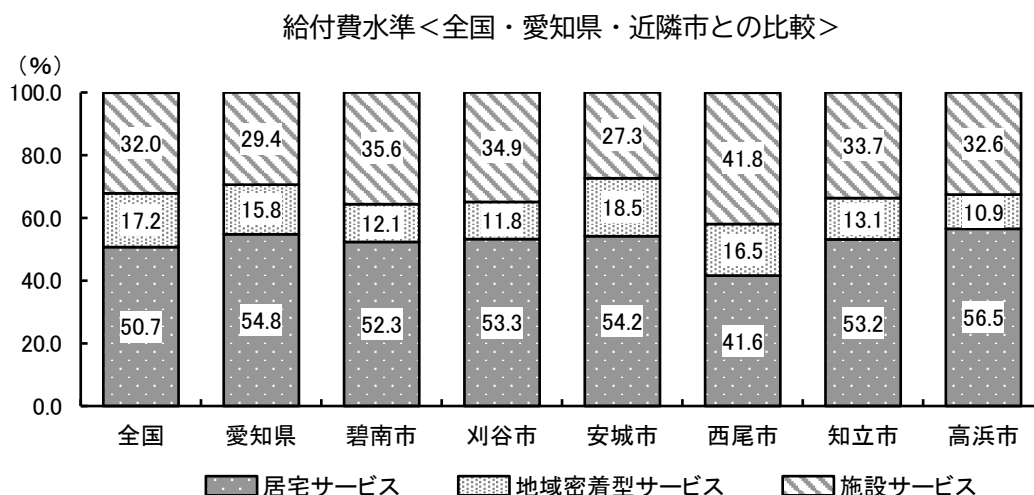
項目	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
居宅サービス	168,025	177,520	188,644	195,319	199,802
地域密着型サービス	35,111	40,564	44,791	45,621	45,999
施設サービス	123,092	131,680	132,083	134,712	135,888
合計	326,228	349,764	365,517	375,652	381,688

資料：「介護保険事業状況報告」月報（各年10月利用分）

(4) 給付費の構成比

介護保険サービス別給付構成比を他の地域と比較すると、施設サービスは全国・愛知県よりも高く、地域密着型サービスは全国・愛知県よりも低く、居宅サービスは全国より高く愛知県より低くなっています。

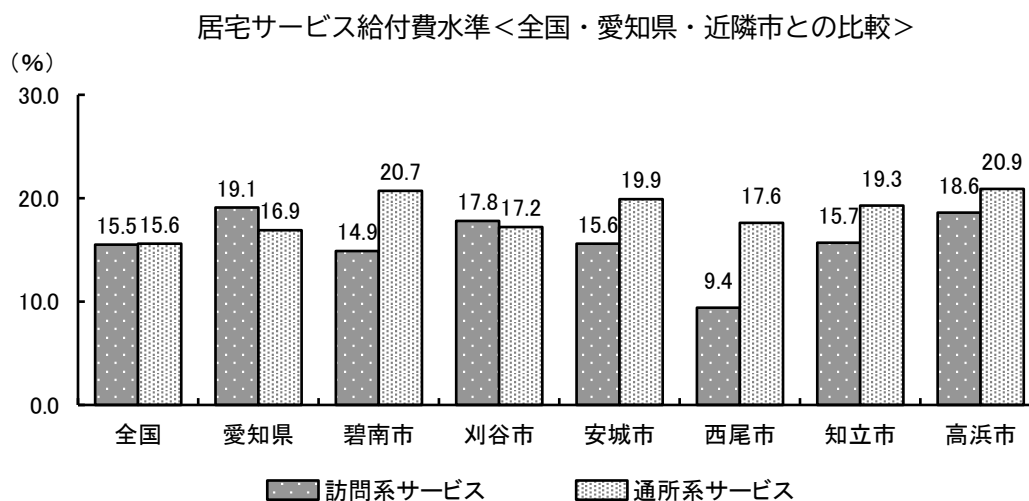
近隣市との比較では、居宅サービスは西尾市に次いで低く、施設サービスは西尾市に次いで高くなっています。



資料：「介護保険事業状況報告」月報（令和4年10月利用分）

全体の給付費に占める居宅サービスの給付費を他の地域と比較すると、訪問系サービスは全国・愛知県よりも低く、通所系サービスは全国・愛知県より高くなっています。

近隣市との比較では、通所系サービスは高浜市に次いで高くなっています。



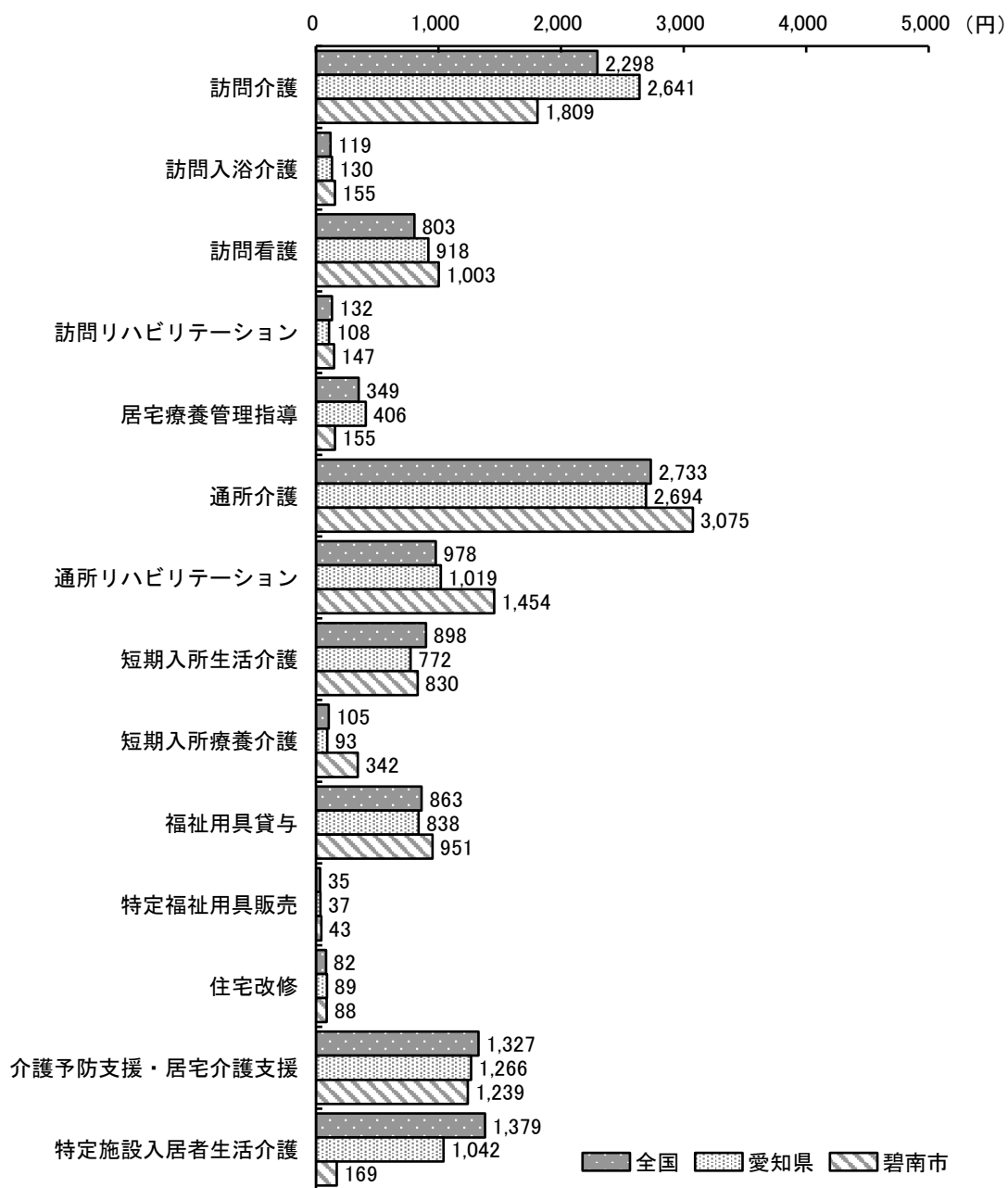
資料：「介護保険事業状況報告」月報（令和4年10月利用分）

(5) 第1号被保険者あたりの給付月額

① 居宅サービス

第1号被保険者あたりの居宅サービス給付月額を全国・愛知県と比較すると、「通所介護」「通所リハビリテーション」が全国・愛知県よりも高く、「訪問介護」「特定施設入居者生活介護」が低くなっています。

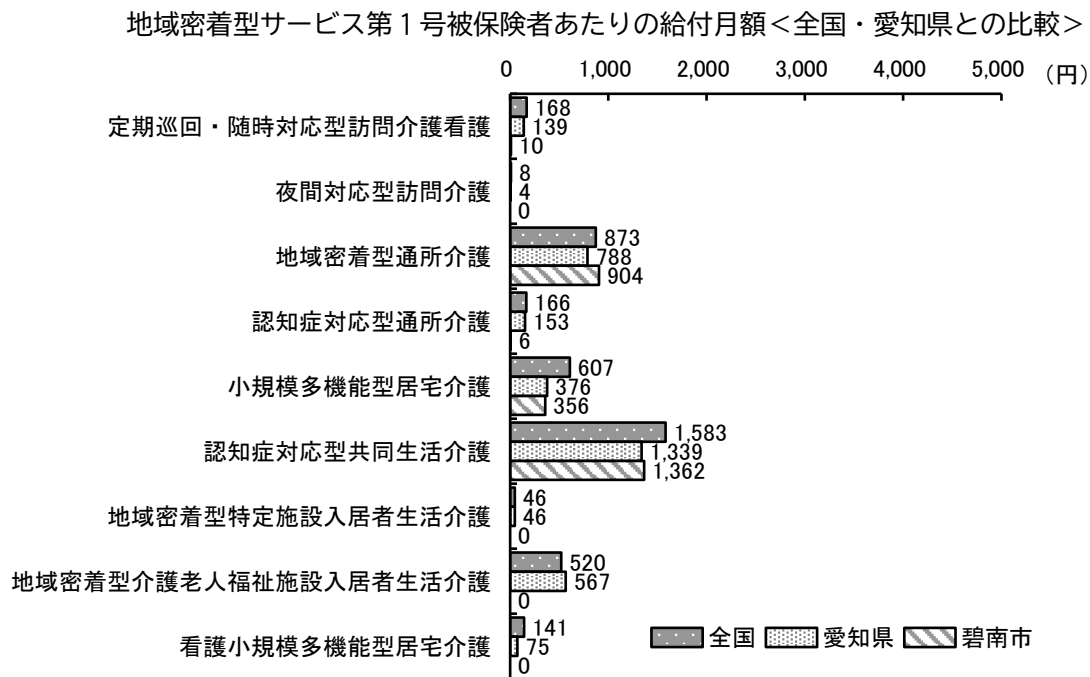
居宅サービス第1号被保険者あたりの給付月額＜全国・愛知県との比較＞



資料：「介護保険事業状況報告」月報（令和4年10月利用分）

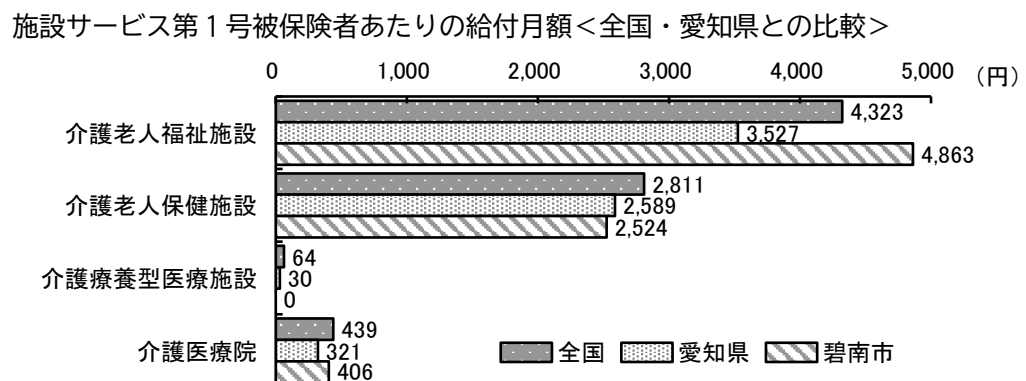
② 地域密着型サービス

第1号被保険者あたりの地域密着型サービス給付月額を全国・愛知県と比較すると、「地域密着型通所介護」で全国・愛知県より高くなっています。また、「小規模多機能型居宅介護」で全国・愛知県より低くなっています。



③ 施設サービス

第1号被保険者あたりの施設サービス給付月額を全国・愛知県と比較すると、「介護老人福祉施設」で全国・愛知県より高くなっています。



6 介護保険以外の施設の設置状況

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は、多様な介護ニーズの受け皿となっており、碧南市の令和5年4月1日時点の有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居者における要支援・介護認定者の割合は9割以上を占めています。さらに要介護3以上の認定者の割合は約5割を占め、重度認定者の受け皿としても機能しています。

有料老人ホームの状況

項目	施設数 (か所)	定員数 (人)	入居者数 (人)	自立 (人)	要支援・要介護2 (人)	
					要支援 (人)	要介護2 (人)
有料老人ホーム	1	54	41	3	19	19

資料：愛知県（令和5年4月1日時点）

サービス付き高齢者向け住宅の状況

項目	施設数 (か所)	定員数 (人)	入居者数 (人)	自立 (人)	要支援・要介護2 (人)	
					要支援 (人)	要介護2 (人)
サービス付き 高齢者向け住宅	3	93	89	1	41	47

資料：愛知県（令和5年4月1日時点）

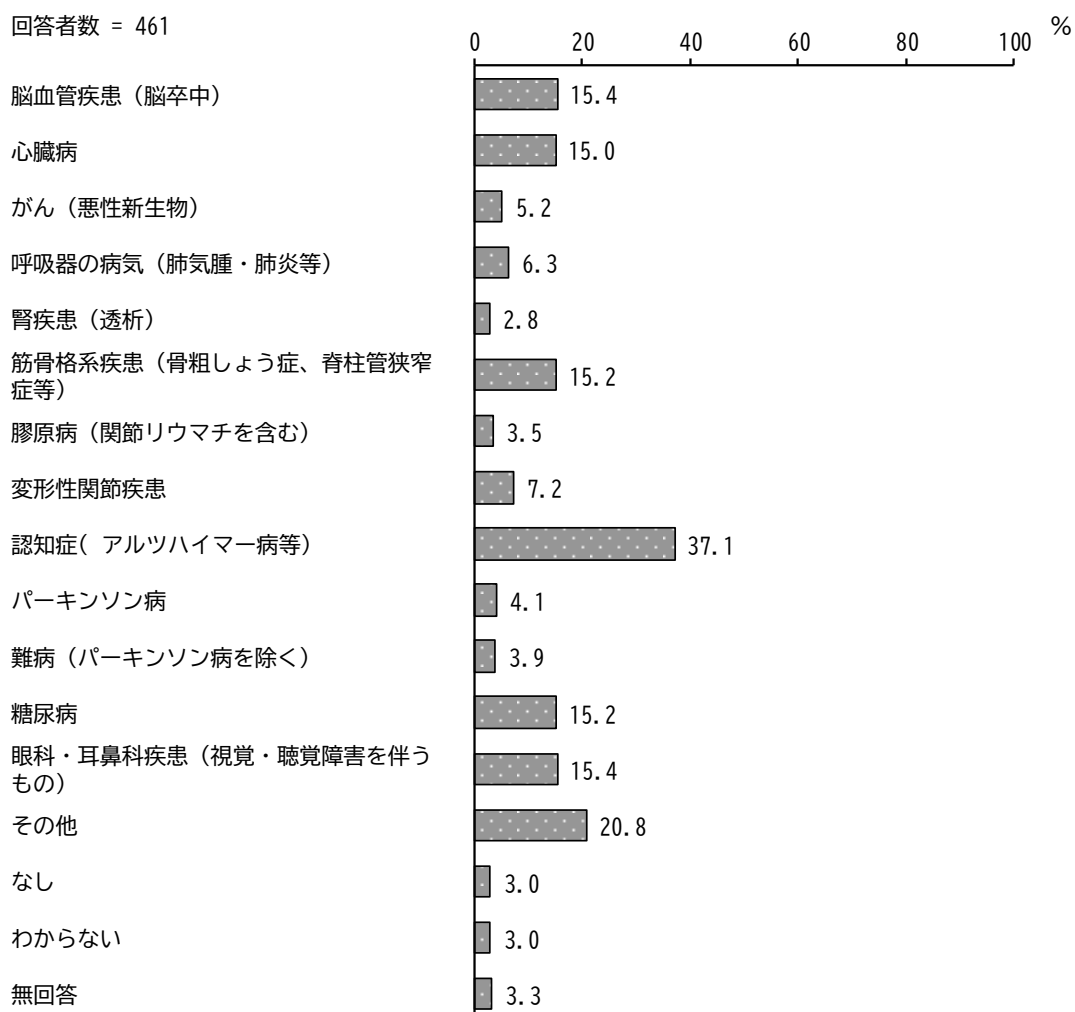
7 アンケート調査結果からみた現状

(1) 要介護認定者調査の結果

① 回答者属性

ア 現在抱えている傷病

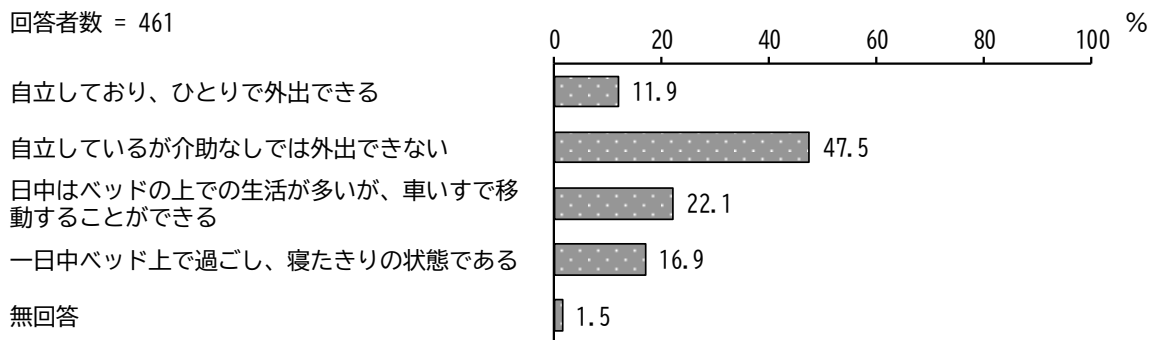
「認知症(アルツハイマー病等)」の割合が37.1%と最も高く、次いで「脳血管疾患(脳卒中)」、「眼科・耳鼻科疾患(視覚・聴覚障害を伴うもの)」の割合が15.4%となっています。



イ 生活状況

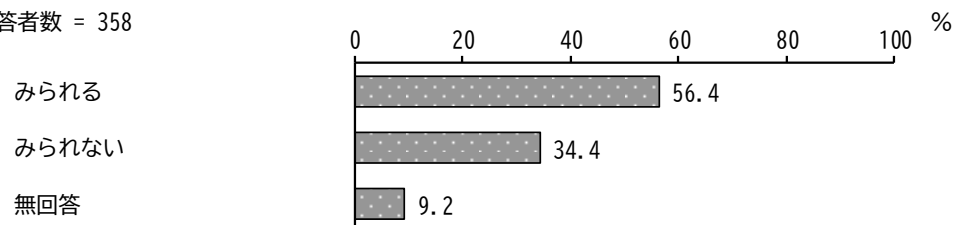
「自立しているが介助なしでは外出できない」の割合が47.5%と最も高く、次いで「日中はベッドの上での生活が多いが、車いすで移動することができる」の割合が22.1%、「一日中ベッド上で過ごし、寝たきりの状態である」の割合が16.9%となっています。

回答者数 = 461



ウ 自身が介護している人に、認知症の症状（記憶が抜け落ちてしまう、日時や場所がわからない、今までできたことができなくなる等）がみられるか
「みられる」の割合が56.4%、「みられない」の割合が34.4%となっています。

回答者数 = 358

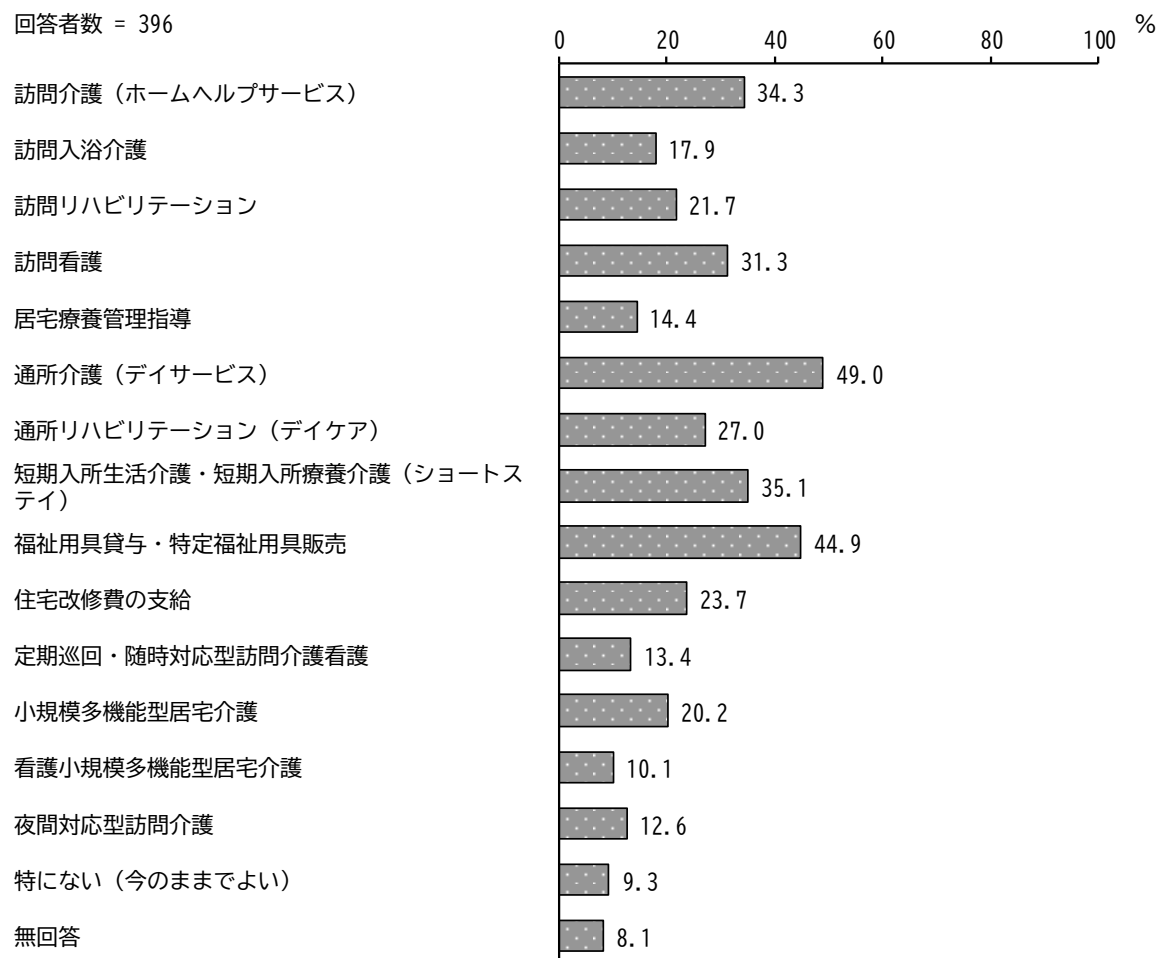


②介護保険サービス等の利用状況について（要介護認定者）

ア 今後利用したい介護保険サービス

「通所介護（デイサービス）」の割合が49.0%と最も高く、次いで「福祉用具貸与・特定福祉用具販売」の割合が44.9%、「短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）」の割合が35.1%となっています。

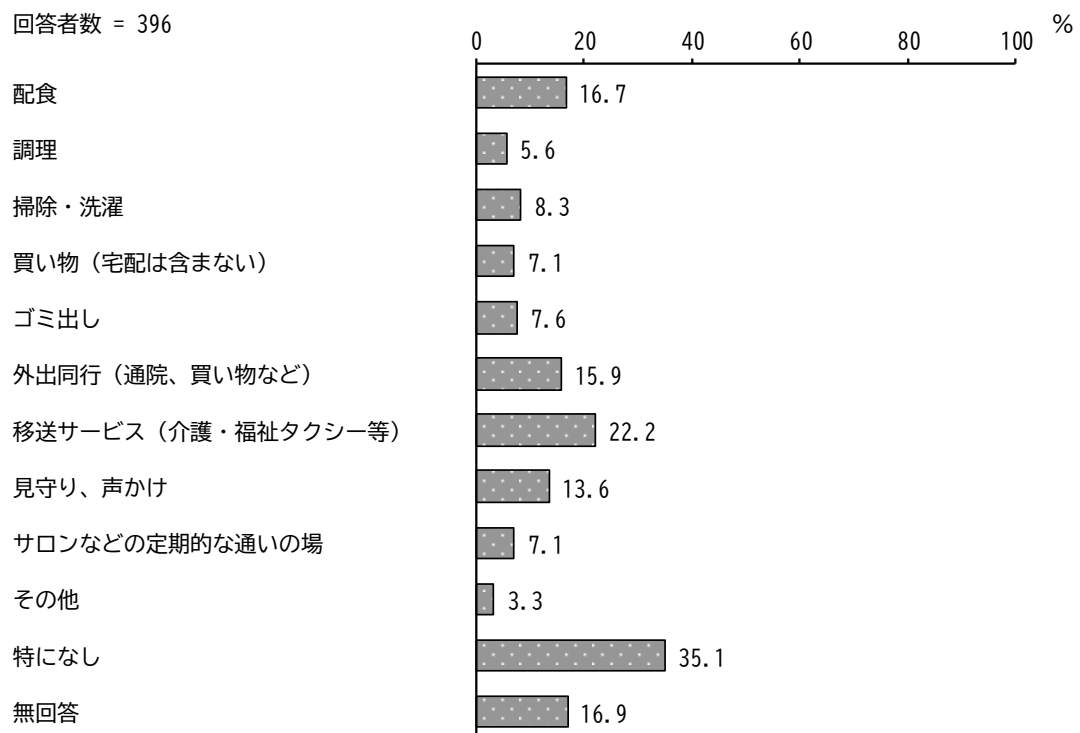
回答者数 = 396



イ 今後、在宅生活に必要な支援・サービス

「特になし」の割合が35.1%と最も高く、次いで「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」の割合が22.2%、「配食」の割合が16.7%となっています。

回答者数 = 396

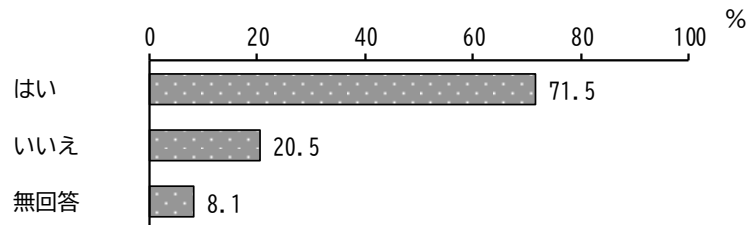


③在宅医療について（要介護認定者）

ア 在宅医療を利用しての自宅での生活の継続希望

「はい」の割合が71.5%、「いいえ」の割合が20.5%となっています。

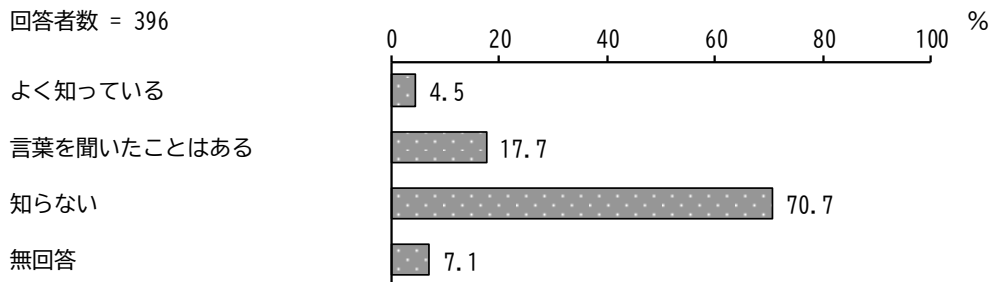
回答者数 = 396



イ 「人生会議」「ACP」（※万が一のときに備えて、どのような治療やケアを希望するかについて、家族等やかかりつけ医等と繰り返し話し合うこと）の認知について

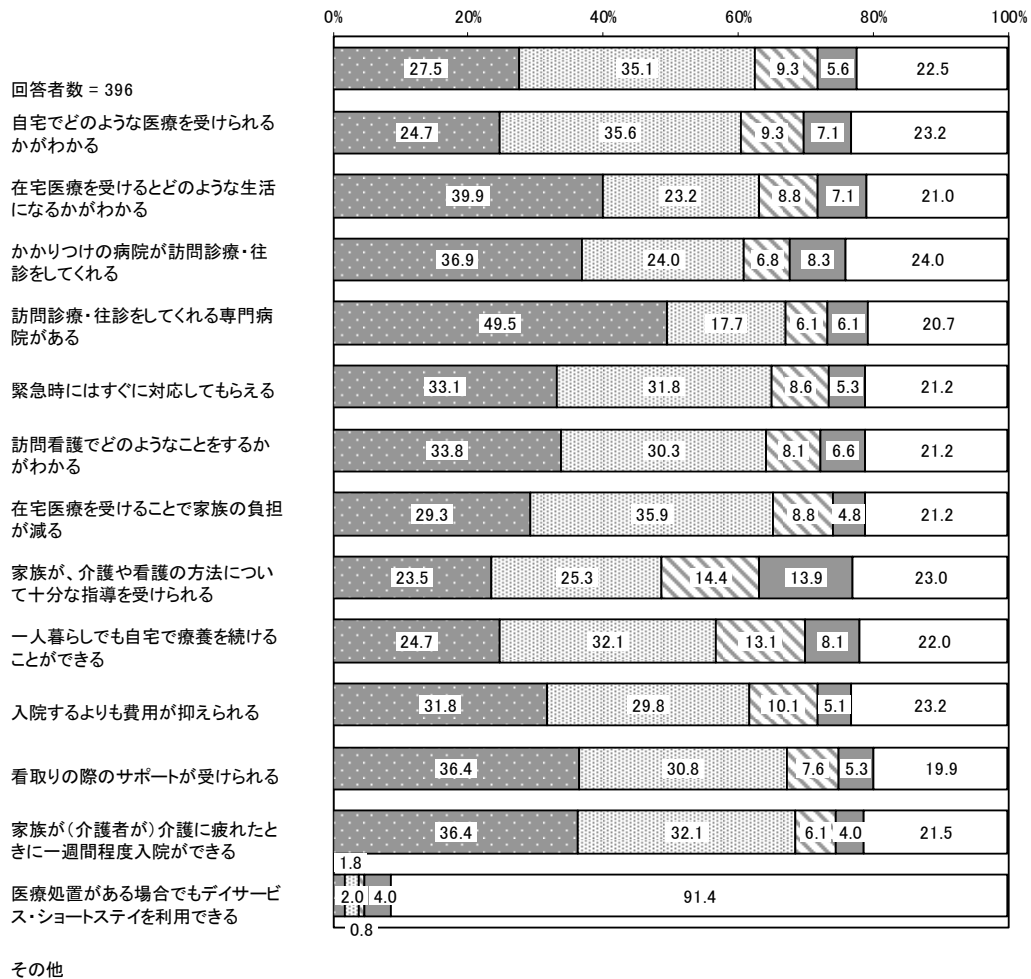
「知らない」の割合が70.7%と最も高く、次いで「言葉を聞いたことはある」の割合が17.7%となっています。

回答者数 = 396



ウ 在宅医療を受けたいと思う条件

「とてもそう思う」の割合が最も高いのは「訪問診療・往診をしてくれる専門病院がある」で49.5%、次いで高いのは「在宅医療を受けるとどのような生活になるかがわかる」で、17.7%となっています。



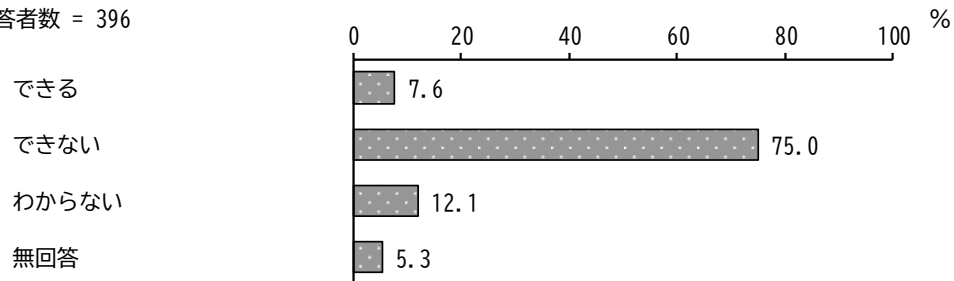
■ とてもそう思う ■ やや思う ■ あまり思わない ■ 思わない □ 無回答

④災害時の対応について（要介護認定者）

ア 自力で避難できるか

「できない」の割合が75.0%と最も高く、次いで「わからない」の割合が12.1%となっています。

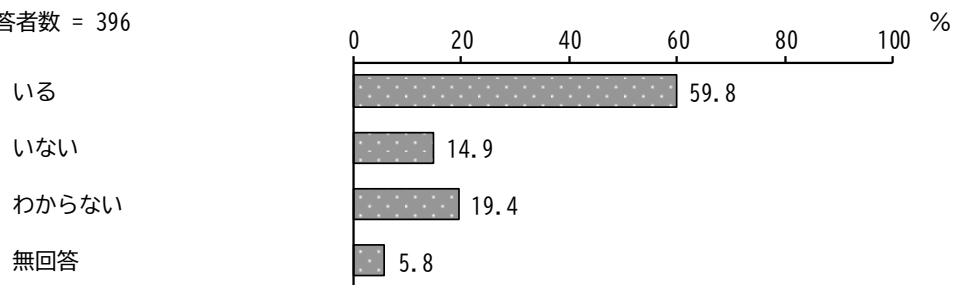
回答者数 = 396



イ 避難を支援してくれる人の有無

「いる」の割合が59.8%と最も高く、次いで「わからない」の割合が19.4%、「いない」の割合が14.9%となっています。

回答者数 = 396

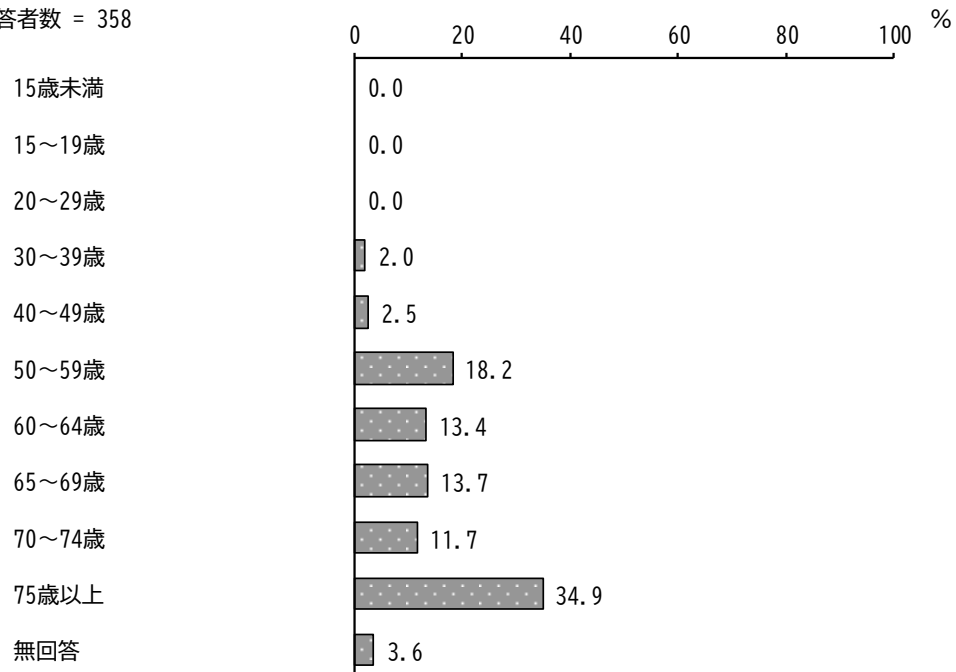


⑤主に介護している方について（要介護認定者）

ア 主な介護者の年齢

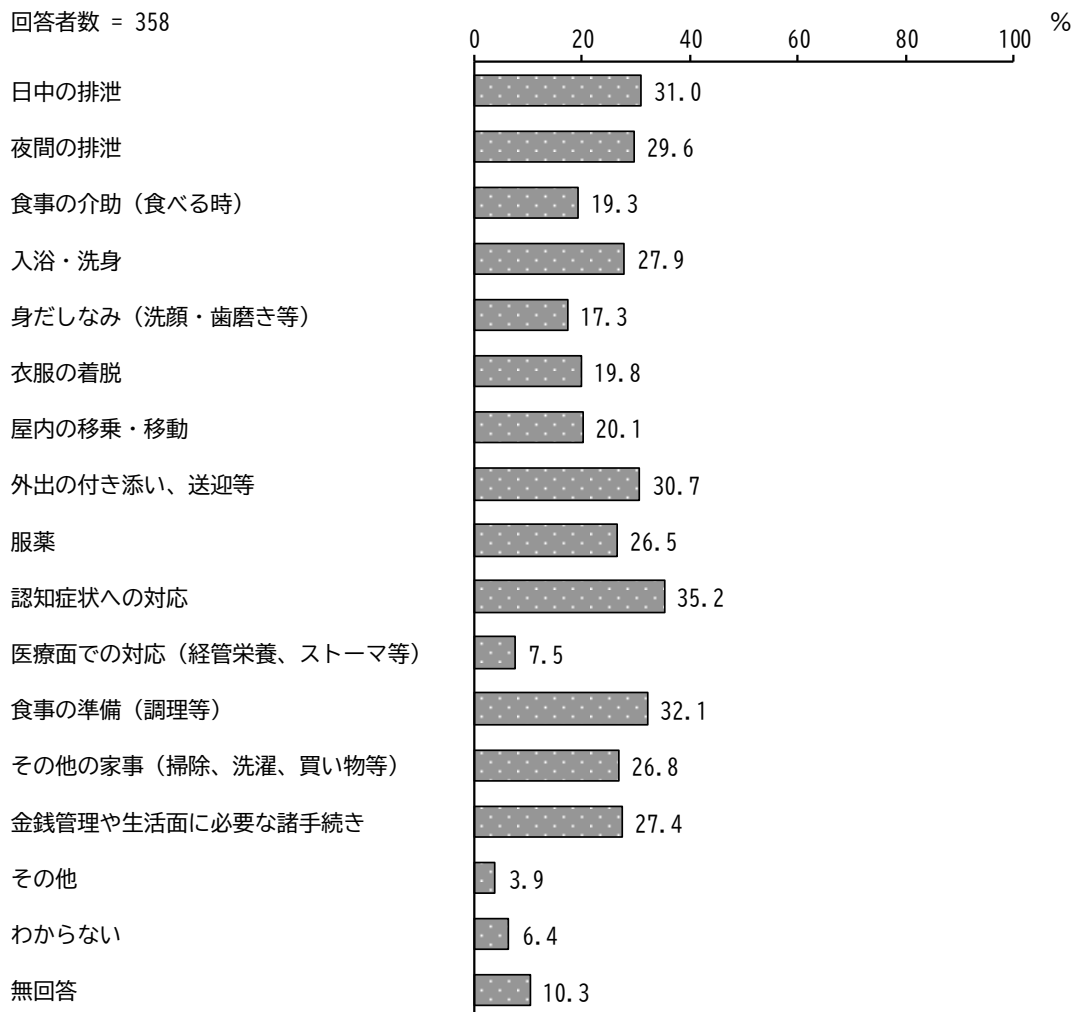
「75歳以上」の割合が34.9%と最も高く、次いで「50～59歳」の割合が18.2%、「65～69歳」の割合が13.7%となっています。

回答者数 = 358



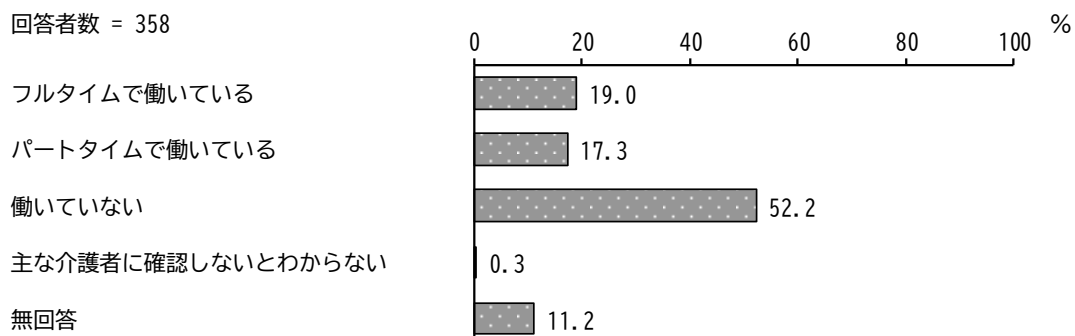
イ 不安に感じる介護

「認知症状への対応」の割合が35.2%と最も高く、次いで「食事の準備（調理等）」の割合が32.1%、「日中の排泄」の割合が31.0%となっています。



ウ 主な介護者の勤務形態

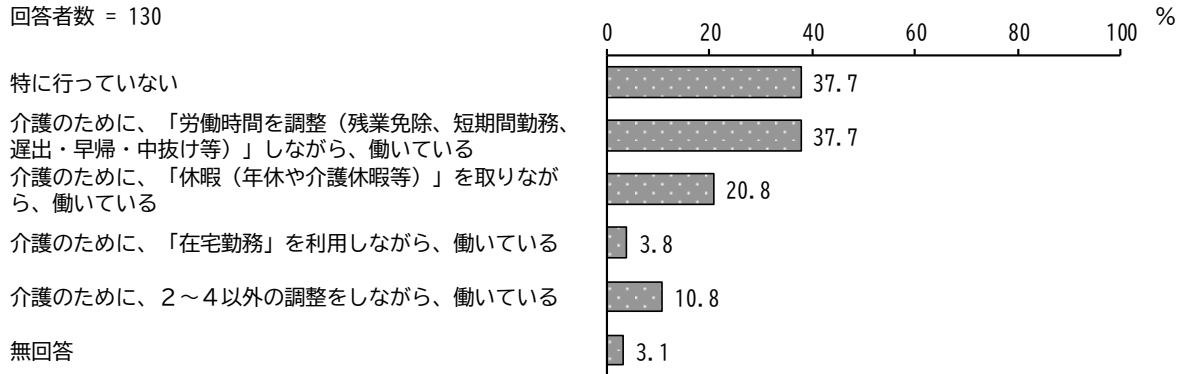
「働いていない」の割合が52.2%と最も高く、次いで「フルタイムで働いている」の割合が19.0%、「パートタイムで働いている」の割合が17.3%となっています。



エ 働き方の調整の有無

「特に行っていない」、「介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短期間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら、働いている」の割合が37.7%と最も高く、次いで「介護のために、「休暇（年休や介護休暇等）」を取りながら、働いている」の割合が20.8%となっています。

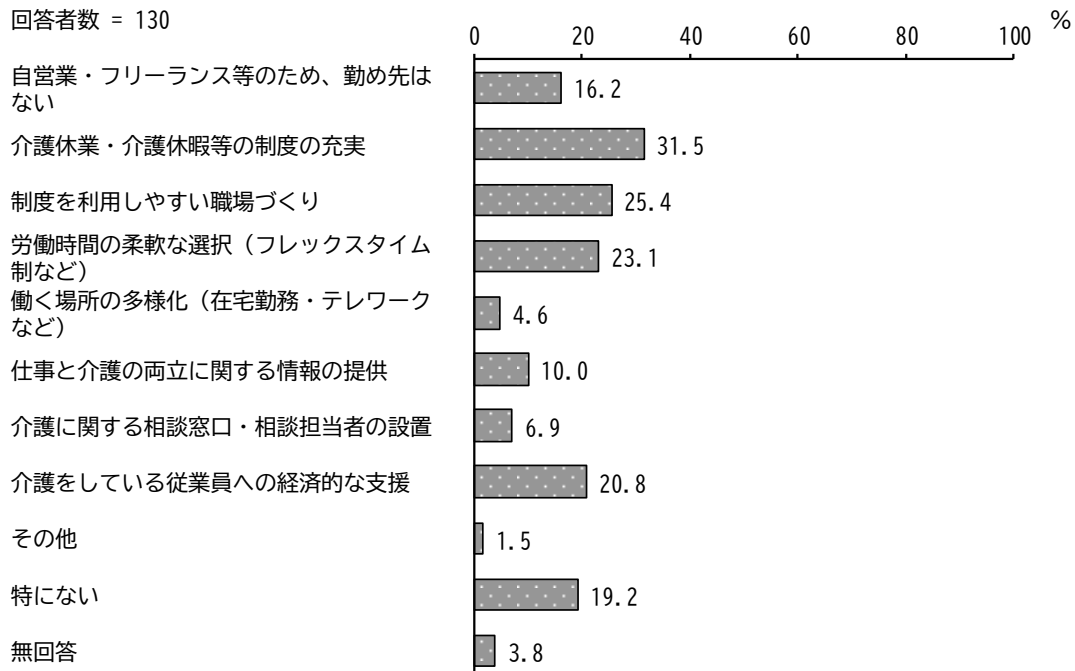
回答者数 = 130



オ 仕事と介護の両立のための勤め先からの支援

「介護休業・介護休暇等の制度の充実」の割合が31.5%と最も高く、次いで「制度を利用しやすい職場づくり」の割合が25.4%、「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」の割合が23.1%となっています。

回答者数 = 130

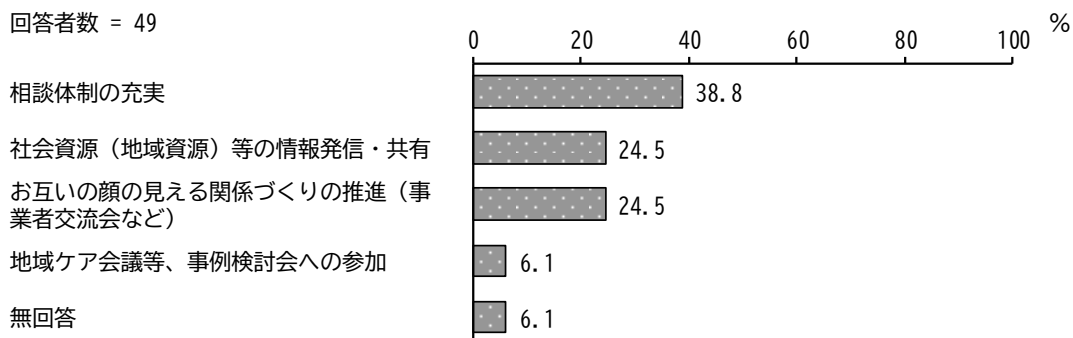


(2) ケアマネジャーの調査結果

ア 地域包括支援センターとの連携に必要なこと

「相談体制の充実」の割合が38.8%と最も高く、次いで「社会資源（地域資源）等の情報発信・共有」、「お互いの顔の見える関係づくりの推進（事業者交流会など）」の割合が24.5%となっています。

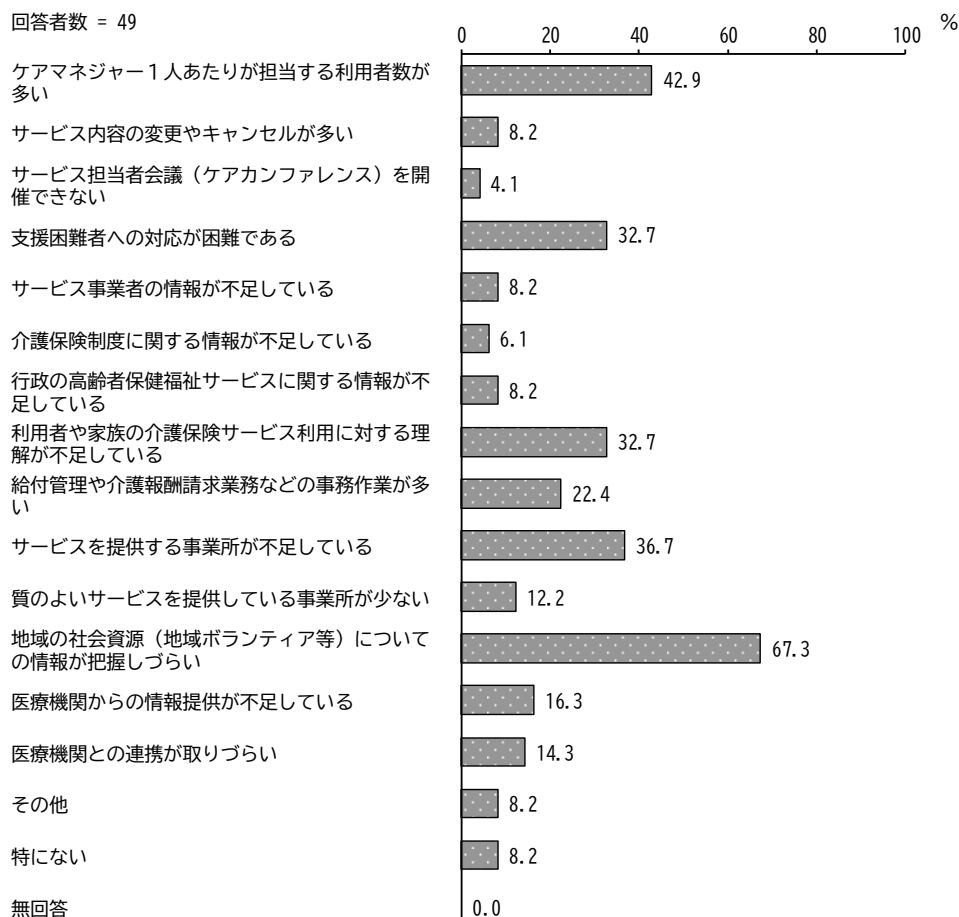
回答者数 = 49



イ ケアマネジメントにあたって、問題があると考えていること

「地域の社会資源（地域ボランティア等）についての情報が把握しづらい」の割合が67.3%と最も高く、次いで「ケアマネジャー1人あたりが担当する利用者数が多い」の割合が42.9%、「サービスを提供する事業所が不足している」の割合が36.7%となっています。

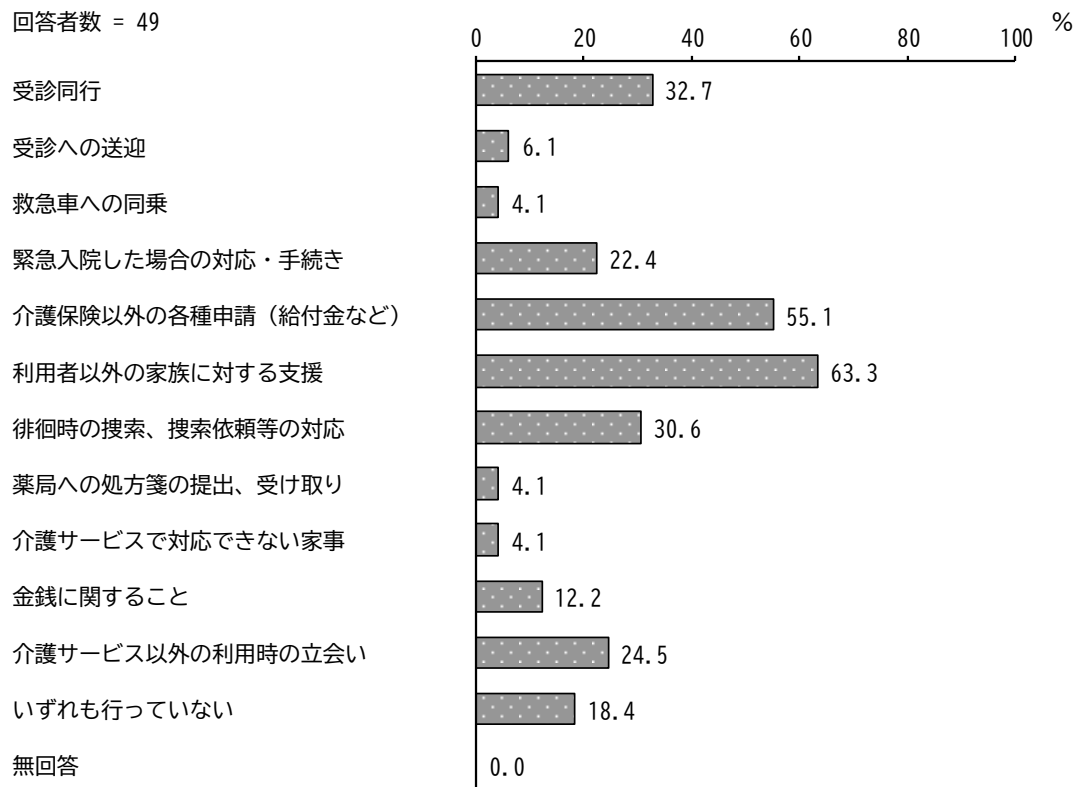
回答者数 = 49



ウ 担当利用者に対し、ケアマネジメント業務以外で行っている支援

「利用者以外の家族に対する支援」の割合が63.3%と最も高く、次いで「介護保険以外の各種申請（給付金など）」の割合が55.1%、「受診同行」の割合が32.7%となっています。

回答者数 = 49



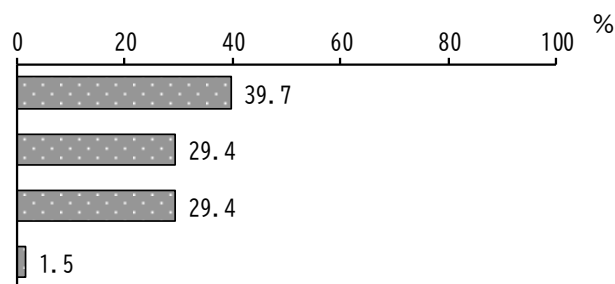
(3) 介護保険サービス事業者の調査結果

ア サービス提供状況のバランス

「職員数が不足しており、サービス提供量に余裕がない」の割合が39.7%と最も高く、次いで「利用者数が少なく、サービス提供量に余裕がある」、「サービス需要量とサービス提供量のバランスが取れている」の割合が29.4%となっています。

回答者数 = 68

職員数が不足しており、サービス提供量に
余裕がない
利用者数が少なく、サービス提供量に余裕
がある
サービス需要量とサービス提供量のバラン
スが取れている
無回答

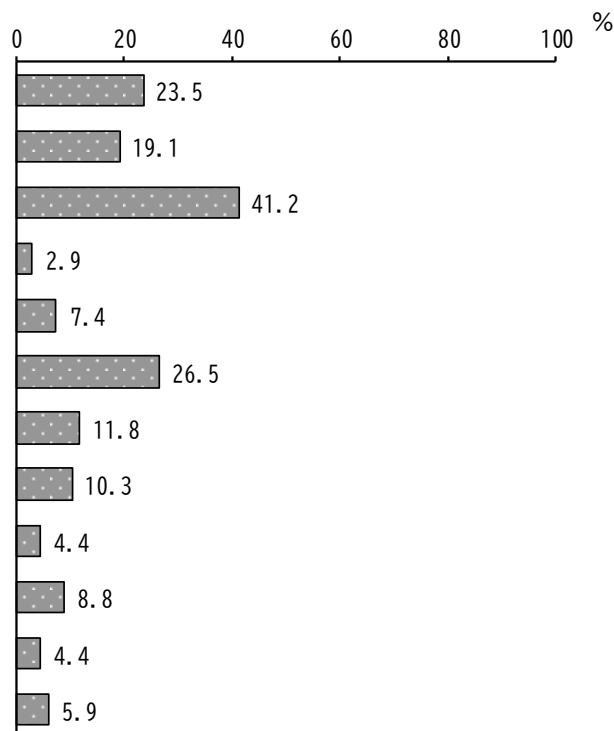


イ 人材育成の問題点

「部下を育てることのできる管理者やリーダーが数少ない」の割合が41.2%と最も高く、次いで「研修の成果をフォローアップする仕組みがない」の割合が26.5%、「研修の対象者が少ないため、内部で効率的な集合研修が難しい」の割合が23.5%となっています。

回答者数 = 68

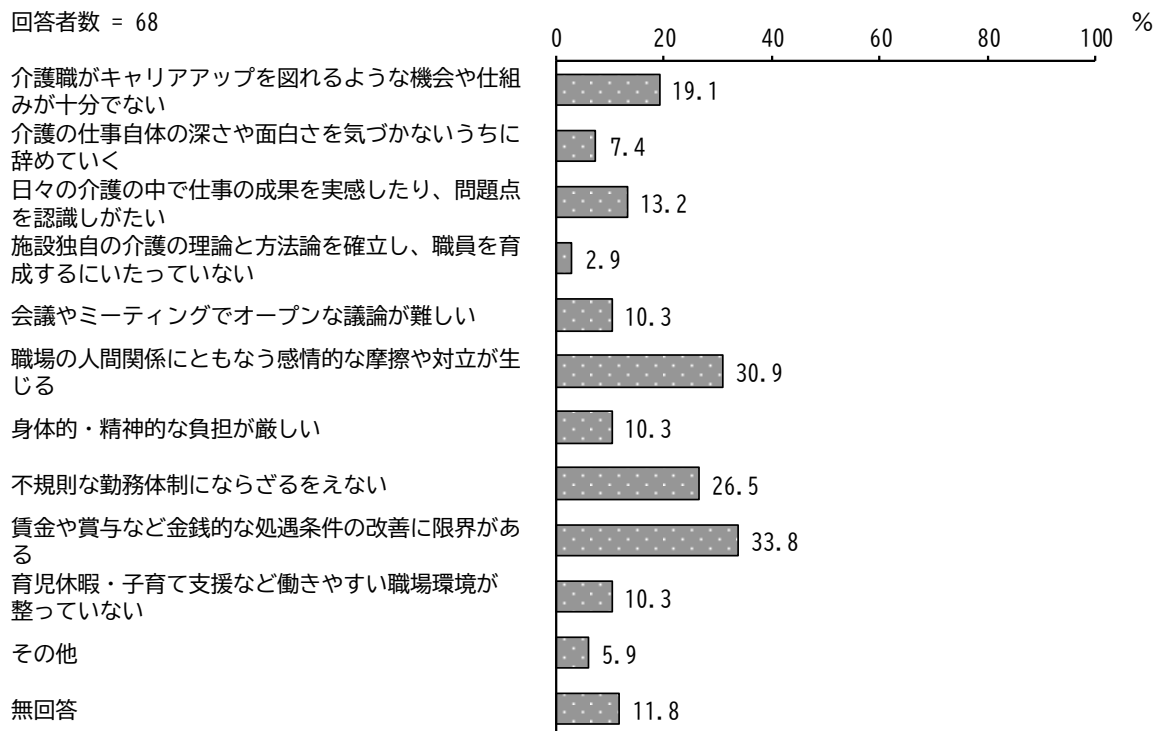
研修の対象者が少ないため、内部で効率的な集合
研修が難しい
外部の研修では、なかなか実務の改善に結びつく内
容にならない
部下を育てることのできる管理者やリーダーが数少
ない
研修や訓練に力を入れても、すぐに辞めてしまう職
員が多い
職場で日常業務に取り組んでいるとき、上司や先輩
の指導体制がない
研修の成果をフォローアップする仕組みがない
組織の中に人を育てる文化ができていない
職員は自分のキャリアを描くことができないので研
修への動機づけが難しい
研修の組み立て方がわからない
人材育成の仕組みをどのように作り上げればよいの
かわからない
その他
無回答



ウ 職員の確保と定着率向上の問題点

「賃金や賞与など金銭的な処遇条件の改善に限界がある」の割合が33.8%と最も高く、次いで「職場の人間関係にともなう感情的な摩擦や対立が生じる」の割合が30.9%、「不規則な勤務体制にならざるをえない」の割合が26.5%となっています。

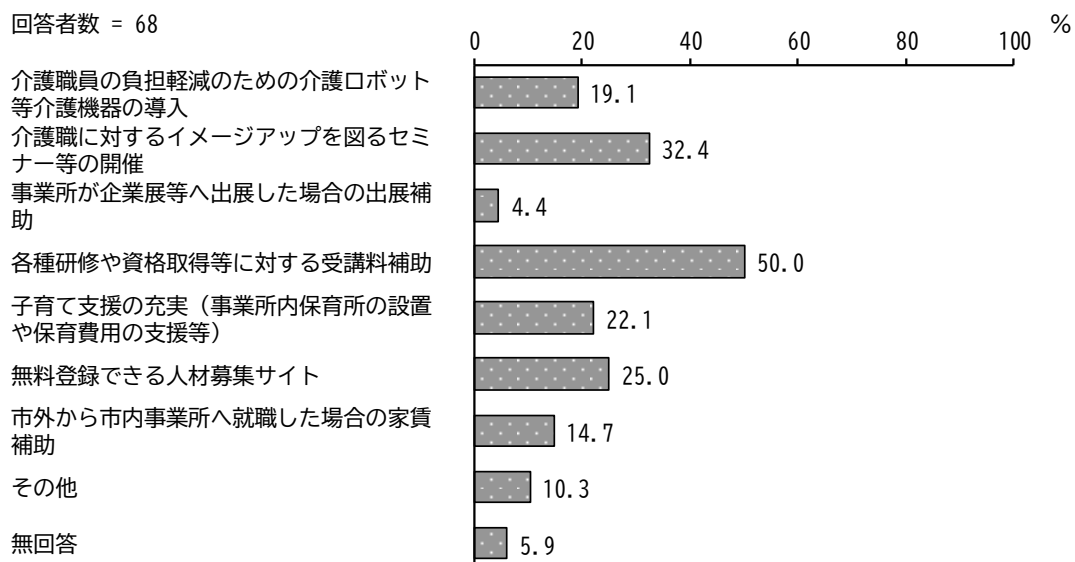
回答者数 = 68



エ 人材確保及び就労環境改善に必要なこと

「各種研修や資格取得等に対する受講料補助」の割合が50.0%と最も高く、次いで「介護職に対するイメージアップを図るセミナー等の開催」の割合が32.4%、「無料登録できる人材募集サイト」の割合が25.0%となっています。

回答者数 = 68

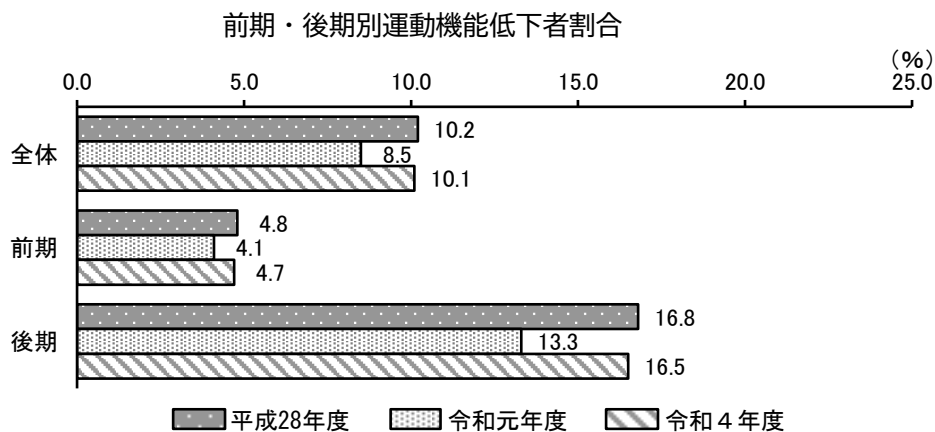


(4) 健康とくらしの調査結果

① 健康とくらしについて

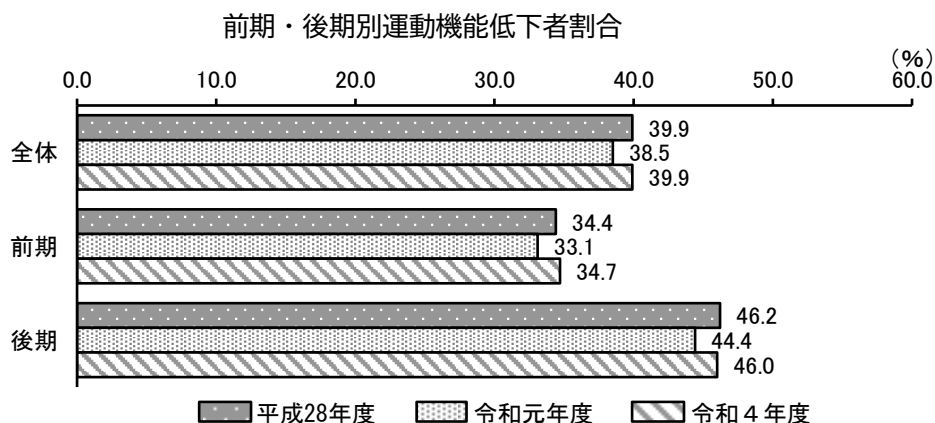
ア 運動機能低下者割合

一般高齢者の運動機能低下者割合については、3年前の調査に比べて1.6ポイント増加しています。前期高齢者では0.6ポイント、後期高齢者では3.2ポイント増加しています。



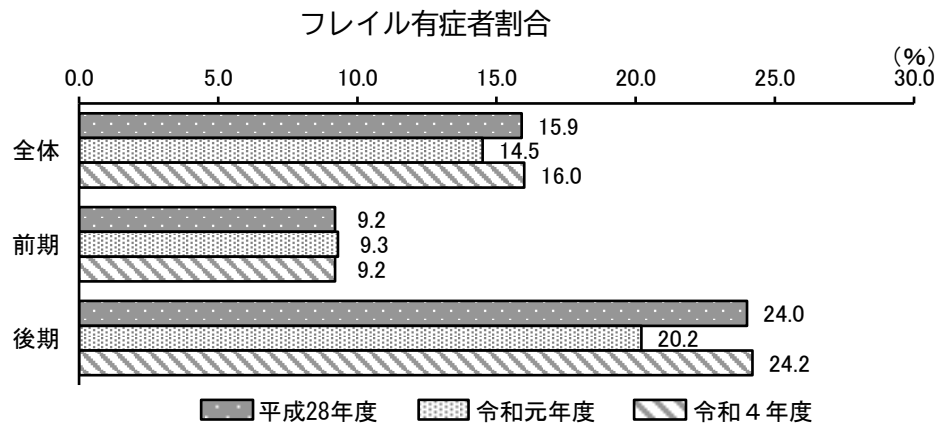
イ 認知機能低下者割合

一般高齢者の認知機能低下者割合については、3年前の調査に比べて1.4ポイント増加しています。前期高齢者・後期高齢者ともに1.6ポイント増加しています。



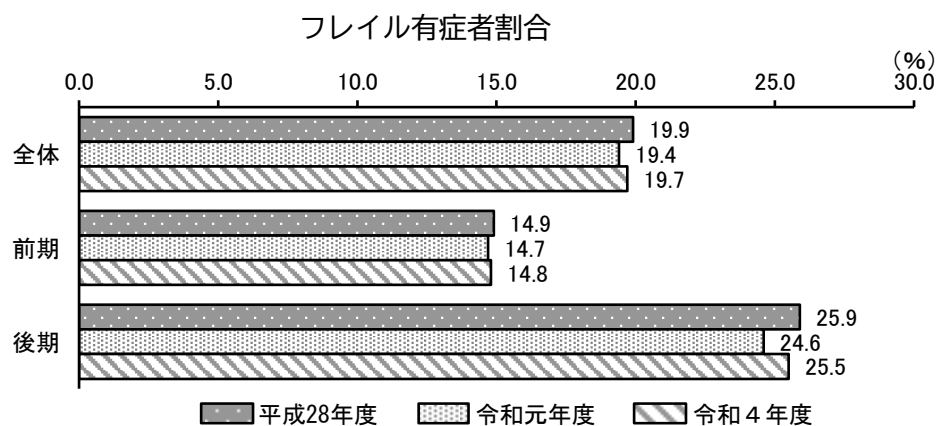
ウ フレイル有症者割合

一般高齢者のフレイル有症者割合については、3年前の調査に比べて1.5ポイント増加しています。前期高齢者では差はなく、後期高齢者では4.0ポイント増加しています。



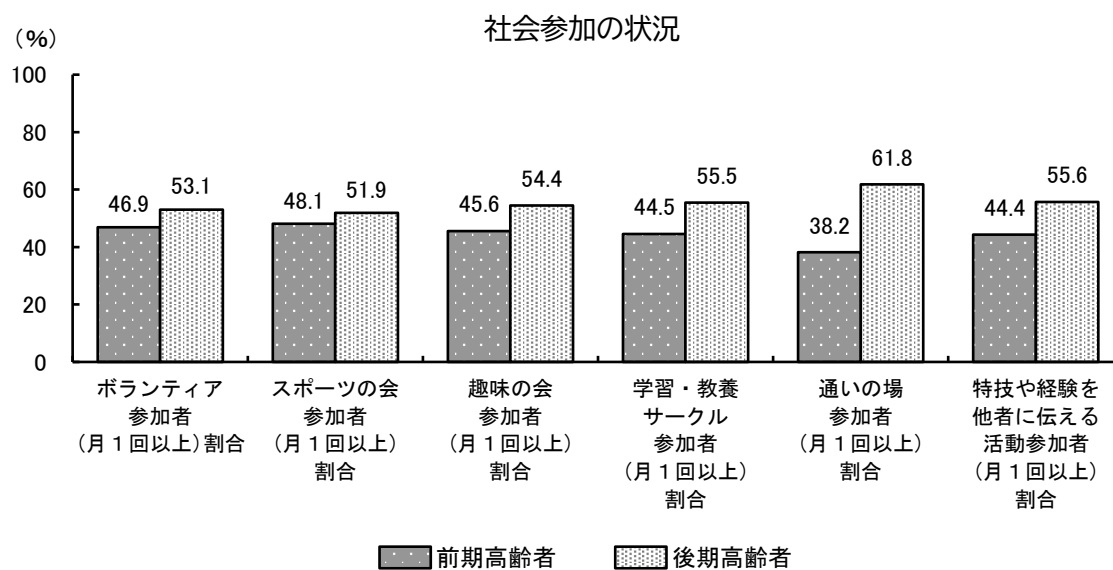
エ 口腔機能低下者割合

一般高齢者の口腔機能低下者割合については、3年前の調査に比べて0.3ポイント増加しています。前期高齢者では差はなく、後期高齢者では0.9ポイント増加しています。



オ 社会参加の状況

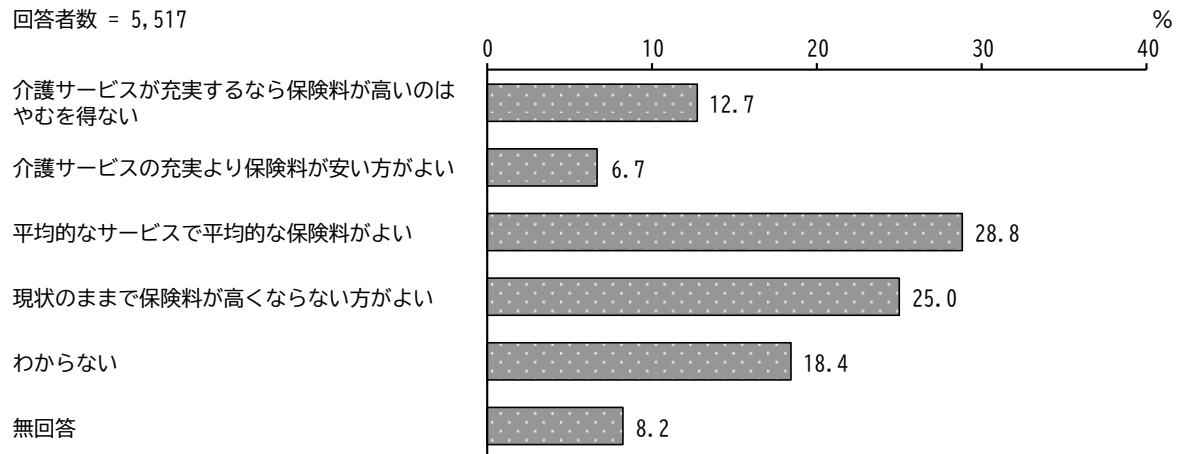
すべての項目で、後期高齢者は前期高齢者よりも高い割合となっています。前期高齢者で最も割合が高いのは、「スポーツの会参加者（月１回以上）割合」で48.1%、後期高齢者で最も割合が高いのは、「通いの場参加者（月１回以上）割合」で61.8%となっています。



② 保険者独自項目の調査結果

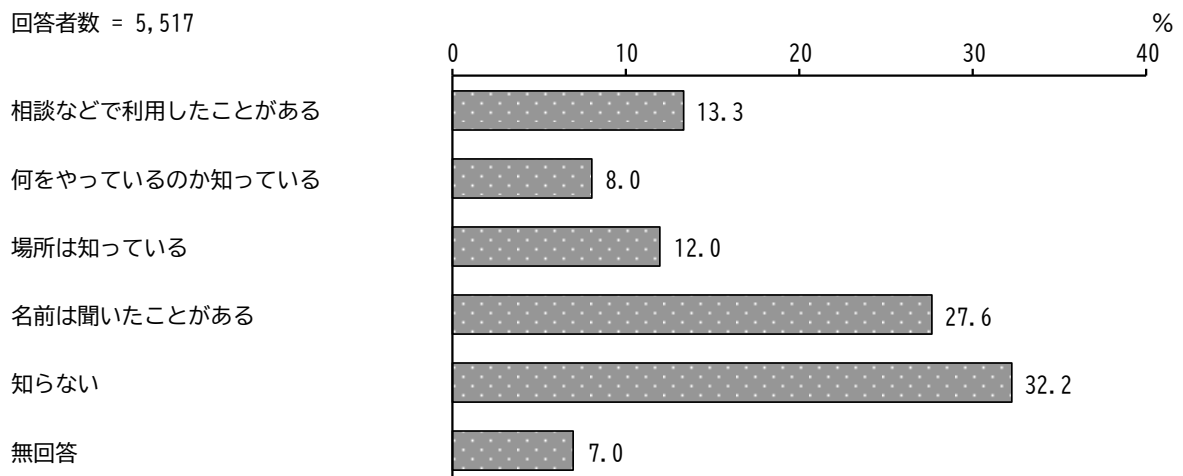
ア 保険料の負担と介護サービスについて

「平均的なサービスで平均的な保険料がよい」の割合が28.8%と最も高く、次いで「現状のままで保険料が高くない方がよい」の割合が25.0%、「わからない」の割合が18.4%となっています。



イ 地域包括支援センターの認知度

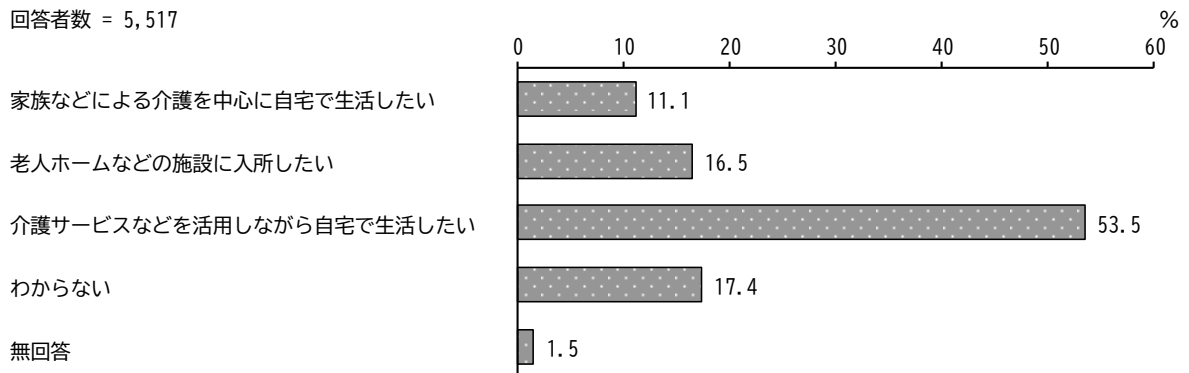
「知らない」の割合が32.2%と最も高く、次いで「名前は聞いたことがある」の割合が27.6%、「相談などで利用したことがある」の割合が13.3%となっています。



ウ 介護が必要となった場合の生活について

「介護サービスなどを活用しながら自宅で生活したい」の割合が53.5%と最も高く、次いで「わからない」の割合が17.4%、「老人ホームなどの施設に入所したい」の割合が16.5%となっています。

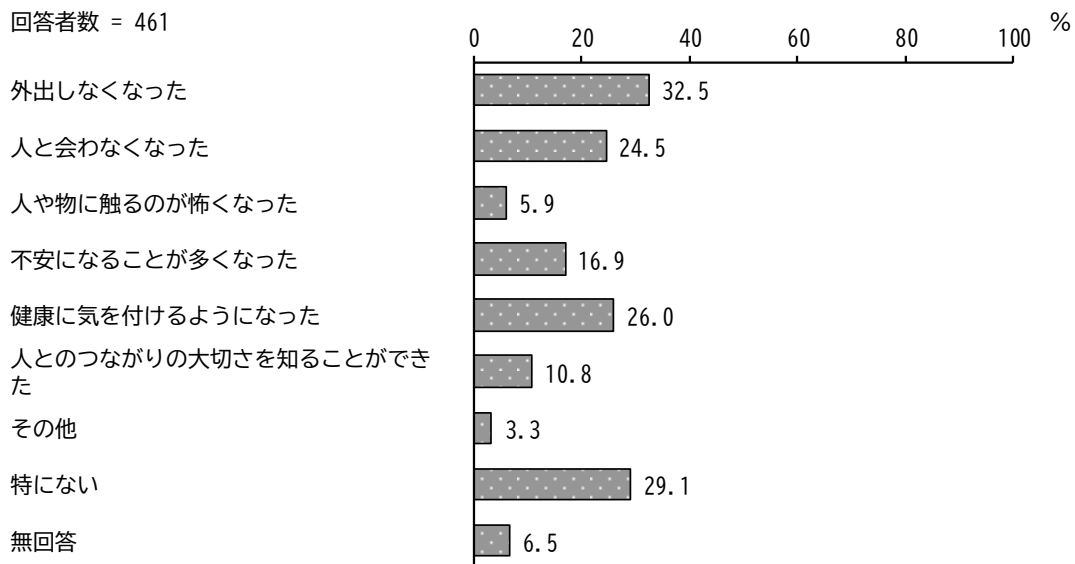
回答者数 = 5,517



エ 新型コロナウイルス感染症の流行による行動や意識の変化

「外出しなくなった」の割合が32.5%と最も高く、次いで「特にない」の割合が29.1%、「健康に気を付けるようになった」の割合が26.0%となっています。

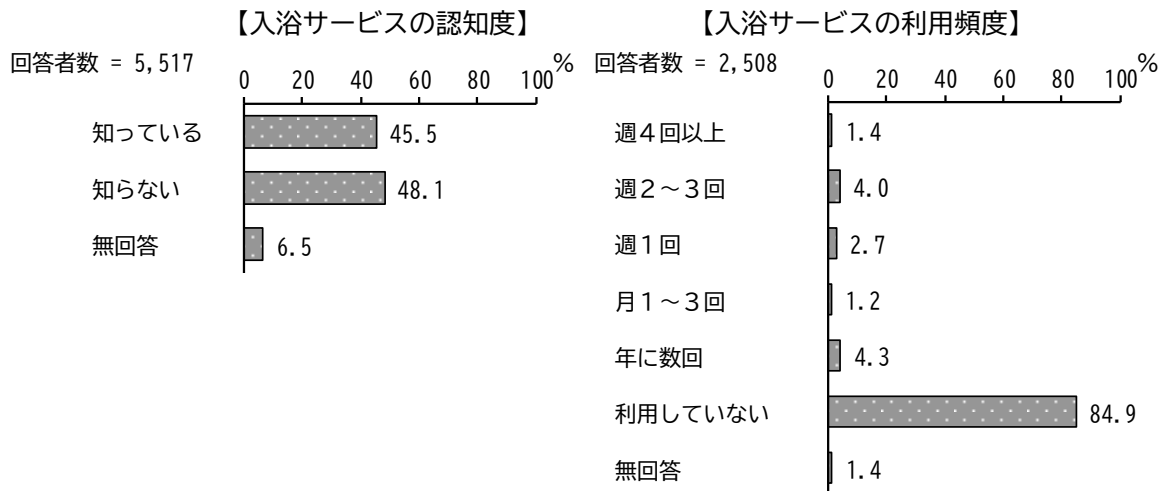
回答者数 = 461



カ 「筋トレルーム60」の認知度と利用の有無

筋トレルーム60を「知っている」人の割合は45.5%となっています。

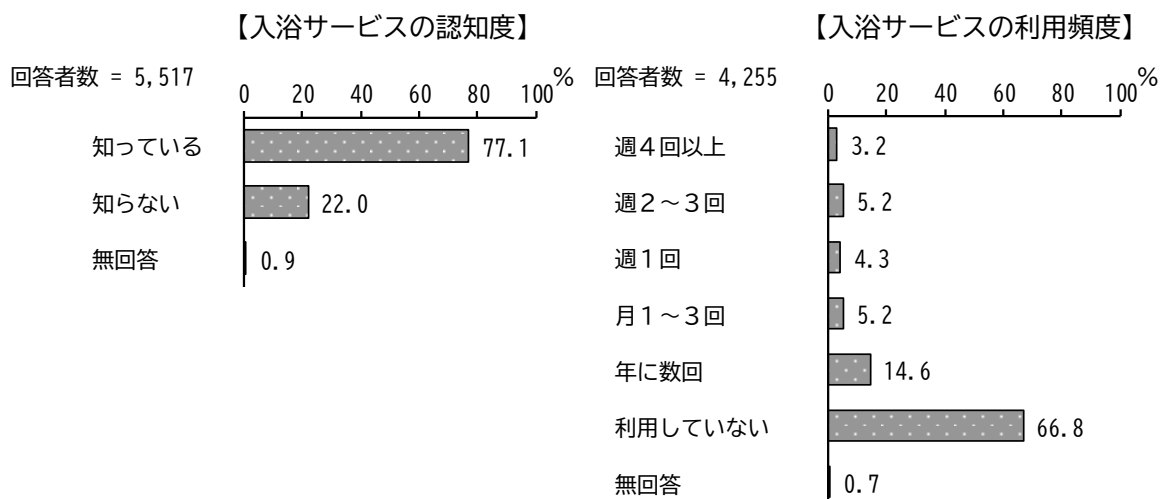
また、「知っている」と回答した人が筋トレルーム60を利用する頻度は、「利用していない」の割合が84.9%と最も高くなっています。



カ 高齢者入浴サービス事業の認知度と利用の有無

高齢者入浴サービス事業を「知っている」人の割合は77.1%となっています。

また、「知っている」と回答した人が入浴サービスを利用する頻度は、「利用していない」の割合が66.8%と最も高く、次いで「年に数回」の割合が14.6%となっています。



8 第9期計画における課題

本市における高齢者を取り巻く環境の変化や市民のニーズ、介護保険制度の改正等を踏まえ、本計画における課題を以下のように整理します。

(1) 介護予防の取組強化

《現状》

- 健康とくらしの調査結果では、生活機能低下者割合が多く運動機能、認知機能、口腔機能等の課題に対してフレイル対策を中心に、介護予防を更に推進していく必要性がうかがえます。
- 健康とくらしの調査結果では、「筋トレルーム60」の認知について、「知っている」が45.5%となっています。
- コロナ禍で健康づくりや介護予防の場の参加者数や利用者数が伸びていない現状があります。

第9期計画に向けて

- 新型コロナウイルスの流行により停滞した介護予防の活動の場を再開し、再び参加率を高めていくとともに、介護予防の機会として、身近な地域でのサロン活動などを増やし、通いの場や集いの場をより一層提供していくことが必要です。
- 保健事業と介護予防の一体化作業の推進により、生活習慣病の発症予防と重症化予防とともに介護予防に取り組むことが必要です。
- リハビリ専門職等に協力を得ながら、リハビリテーション理念を踏まえて介護予防事業を実施します。
- 就労による社会参加や地域活動の担い手としての社会参加など、高齢者が生きがいや役割を持って暮らせるよう、個々の特性にあった社会参加の場の充実を図ることが必要です。

(2) 認知症対策の推進

《現状》

- 今後、高齢化の進展に伴い、認知症高齢者が継続して増加することが見込まれます。
- アンケート調査結果をみると、要介護認定者が現在抱えている傷病について、「認知症(アルツハイマー病等)」が最も多くなっています。
- 主な介護者の方が不安に感じる介護等について「認知症状への対応」の割合が最も高くなっています。
- 認知症の方に対する支援として必要なこととして、「認知症専用の介護サービスの充実」「認知症を早期発見するための診断の実施」「認知症に関する相談窓口の設置」などの意見が上位に挙がっています。

第9期計画に向けて

- 認知症にやさしいまちづくりの推進に向け、市民の認知症に対する正しい知識と理解をさらに深めるとともに、認知症の人が安心して生活を送ることができる地域の人との関わりや環境づくりの必要性について一層の周知・啓発が必要です。
- 認知症カフェ等の充実や、ひとり歩きの認知症の方を見守る地域の協力体制により認知症を抱える人々が社会的に孤立することがないように、共生するための環境を整備することが必要です。また、認知症サポーターの養成を通じて地域住民や企業の認知症に関する理解の促進と知識の向上に一層取り組む必要があります。

(3) 在宅療養の推進

《現状》

- 今後、高齢化の進展に伴い在宅医療・介護の需要が高まっています。
- 介護が必要となった場合どのように生活したいかについて、自宅での生活を希望する高齢者が6割を超えています。要介護認定者においても、7割が在宅生活の継続を希望しています。
- 要介護認定者において、在宅医療を利用して、自宅での生活を継続したいと思わない人が20.5%となっており、その理由について、「家族に負担(肉体的・精神的)がかかるから」「自宅では、緊急時の対応ができないから」が多くなっています。

第9期計画に向けて

- 高齢者が医療と介護の両方を必要とする状態であっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要です。
- 切れ目のない在宅医療・介護提供体制を構築するために、医療・介護連携の強化を推進する必要があります。
- 医療ニーズの高い居宅要介護者に対しては、看護小規模多機能型居宅介護などの整備、医療・介護連携の強化を推進する必要があります。

(4) 家族介護者への支援

《現状》

- 過去1年間に介護を理由として退職・転職をされた方が約1割みられます。
- 介護をするにあたって、介護のために働き方を調整している方が約6割みられます。
- 要介護3・4・5の介護者は、介護を行う上で困っていることとして「ストレスがたまっている」、「睡眠時間や休息する時間がとれない」、「本人との意思疎通がうまくいかない」があげられます。

第9期計画に向けて

- 家族介護者の負担等の増大により介護離職が社会的な問題になるなど、家族介護者の負担軽減、地域住民や企業の認知症に関する理解の促進と知識の向上が課題となります。
- 地域住民の複雑化した支援ニーズに対応するためには、家族介護者も含めた属性や世代を問わない包括的な相談支援等を行うことが求められます。

(5) 介護サービス基盤の充実（主に地域密着型サービス）

《現状》

- 今後も介護サービスを必要とする人は増加が見込まれることから、利用者のニーズに応じたサービスを安定的に供給していくことが求められます。
- 事業所におけるサービス提供について「職員数が不足しておりサービス提供に余裕がない」と約4割の事業所が回答しています。
- ケアマネジャーへの調査では、介護保険サービス事業所の整備の必要性について、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護で整備の必要があると感じている割合が高くなっています。
- 介護サービスを提供する上で負担であると回答した項目は、「従業員の研修の問題」、「提供するサービスの利用者が少なく経営的に厳しい」、「提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること」と順に多くなっています。

第9期計画に向けて

- 利用者のニーズに応じたサービスを安定的に供給していくためには、利用見込量と供給量のバランスを見極めながら新規サービス事業者の参入を促していくことが必要です。特に、地域密着型サービスについては、利用ニーズの高いサービスの確保を第8期に引き続き検討していく必要があります。
- 今後、ますます多様化・増大化する福祉ニーズに対応するため、介護をはじめとした福祉人材の育成・確保の取組みをさらに強化していく必要があります。

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念と目標

(1) 基本理念

本市の将来像は「新たな力とともに創る 笑顔と元気のみなとまち へきなん」を掲げ、新たな力として次代を担う若者や産業基盤、先端技術などにより明るい未来に向けた持続可能な豊かな市民生活を目指しています。

高齢者福祉分野では、障害の有無にかかわらず市民が相互に支え合うことができる地域共生社会を目指しています。また、高齢者の社会参加を支援するとともに、日常生活支援や地域による見守り活動、住まいの環境向上などを推進して、高齢者が地域で安心・快適に暮らせる環境を目指しています。

本計画の基本理念については、これまでの「地域包括ケアシステム」の深化・推進の取り組みとの連続性、整合性から第8期計画の理念「高齢者が安心して暮らせる あたたかい共生のまちづくり」を引き継ぐものとします。

この基本理念に基づき、さらなる地域包括ケアシステムの充実により、高齢者が“ほっと”できる「安心」と“ホット”な支え合いの「あたたかさ」が感じられるような、共生のまちづくりを目指します。

【 基 本 理 念 】

高齢者が安心して暮らせる あたたかい共生のまちづくり

(2) 目標

目標については、第8期の考え方を継承し、地域の実情に応じた施策・事業の充実を図っていきます。

1 健康と生きがいづくり

いつまでも元気でいられるように、健康寿命の延伸と、生きがいの創出を目指します。

2 支え合う地域づくり

ひとのわでお互いを支え合う、あたたかく住みよい地域づくりを目指します。

3 安心して暮らせる環境づくり

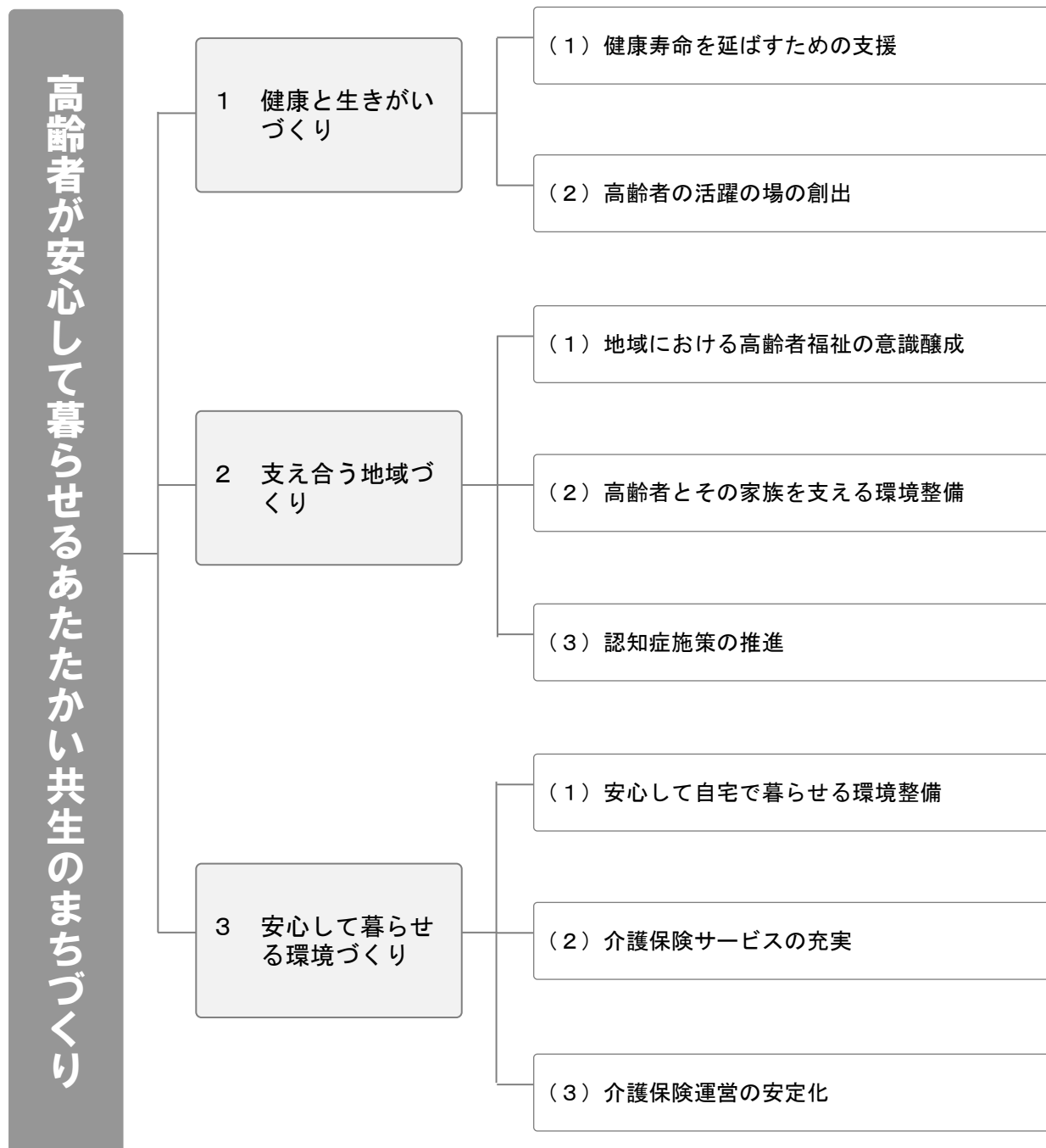
住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らすことができる環境づくりを目指します。

2 施策の体系

[基本理念]

[目標]

[基本施策]



3 具体的な取り組み一覧

目標	基本施策	施策の方向	具体的な取り組み	貢
1 健康と生きがいづくり				
	1-1	健康寿命を延ばすための支援		
		(1) 生活習慣病の予防		
			①健康診査事業	60
			②健康相談・健康教育事業	60
			③かかりつけの医師、歯科医師、薬剤師（薬局）の普及	60
		(2) 健康保持と介護予防の推進		
			①高齢者入浴サービス事業	61
			②まちかどサロン運営事業	61
			③まちかどいきいきサロン事業	61
			④ふれあいいきいきサロン事業（社会福祉協議会）	61
			⑤高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	61
			⑥75歳の介護予防調査	61
			⑦介護予防相談	62
			⑧すこやか健康講座等	62
			⑨おたっしゃ大学	62
			⑩筋トレルーム 60 運営事業	62
			⑪遊友の会	62
			⑫東部市民プラザでの介護予防教室	62
			⑬地域包括支援センターの介護予防教室等	62
			⑭介護予防に関する普及啓発	62
		(3) 自立支援と重度化防止の推進		
			①介護予防・生活支援サービス事業	64
			②リハビリテーション専門職による自立支援	64
			③自立支援型カンファレンスの実施	64
			④切れ目のないリハビリテーション提供体制の構築	64
	1-2	高齢者の活躍の場の創出		
		(1) 就労の場の確保		
			①シルバー人材センター補助事業	65
		(2) 社会参加の支援		
			①高齢者教室	66
			②老人クラブ社会参加事業	66

目標	基本施策	施策の方向	具体的な取り組み	貢
			③老人クラブ活動費助成事業	66
			④老人クラブ健康づくり事業	66
			⑤老人憩の家運営事業	66
2 支え合う地域づくり				
	2-1 地域における高齢者福祉の意識醸成			
		(1) 高齢者を思いやる地域づくりの支援		
		①敬老会助成事業		68
		②敬老金支給事業		68
		(2) 市民参加による地域福祉の推進		
		①福祉意識の高揚		69
		②高齢者と児童との交流の創出		69
		③地域福祉計画の推進		69
		(3) 地域における支援活動の活発化		
		①社会福祉協議会との連携		70
		②ボランティアの育成		70
		③介護予防サポーターの育成		70
		④傾聴ボランティアの育成		70
		⑤高齢者見守りネットワーク推進事業		70
		⑥ひとり暮らし高齢者等実態調査事業		70
	2-2 高齢者とその家族を支える環境整備			
		(1) 地域包括支援センターの機能強化		
		①地域包括支援センターの設置		71
		②総合相談支援業務		71
		③地域ケア会議の活性化		71
		④地域包括支援センターの適切な運営及び評価		71
		⑤多職種連携による地域包括支援ネットワークの推進		72
		⑥生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置		72
		(2) 在宅医療・介護の連携推進		
		①多職種が連携する体制づくり		73
		②在宅医療サポートセンターの設置		73
		③はなしょうぶネットワークの運用		73
		④在宅療養体制の整備		73
		⑤市民への啓発普及		73
		(3) ヤングケアラーを含む家族介護者への支援		
		①家族介護教室開催事業		75

目標	基本施策	施策の方向	具体的な取り組み	貢
			②介護用品支給事業	75
			③在宅介護に関する情報提供	75
			④介護離職の防止	75
		(4) 高齢者の権利擁護と虐待防止		
			①日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）	76
			②成年後見支援事業（社会福祉協議会）	76
			③成年後見制度利用支援事業（市長申立て）	76
			④高齢者虐待に関する相談窓口	76
			⑤養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に関する実態の把握	76
	2-3 認知症施策の推進			
		(1) 認知症の理解促進		
			①認知症への理解促進（認知症サポーター養成講座等）	78
			②認知症カフェの支援	78
			③高齢者声かけ訓練の実施	78
		(2) 認知症相談体制の確立		
			①認知症ケアパスの普及	79
			②認知症地域支援推進員の配置	79
			③認知症初期集中支援チームの活用	79
			④物忘れに関する相談支援	79
			⑤認知症伴走型支援事業	79
		(3) 認知症当事者及び介護者への支援		
			①家族のつどい・本人交流会の開催	80
			②認知症高齢者等見守りネットワーク事業（安心ッス！！へきなん 支え愛ネット）	80
			③認知症高齢者等個人賠償責任保険事業	80
			④GPSを利用した位置情報システム用携帯端末の貸出	80
	3 安心して暮らせる環境づくり			
	3-1 安心して自宅で暮らせる環境整備			
		(1) 自立した生活の支援		
			①高齢者軽度生活援助事業	81
			②高齢者等理容サービス事業	81
			③寝具の洗濯、乾燥および貸与事業	81
			④紙おむつ用のごみ指定袋の加算配布	81
			⑤在宅ねたきり高齢者等福祉手当支給事業	82
			⑥高齢者世話付住宅等生活援助員派遣事業	82

目標	基本施策	施策の方向	具体的な取り組み	頁
			⑦高齢者外出支援サービス事業	82
			⑧高齢者タクシー料金助成事業	82
			⑨車いす貸出事業（社会福祉協議会）	82
			⑩車いす専用車の貸出事業（社会福祉協議会）	82
			⑪福祉有償運送事業（NPO法人）	82
			⑫高齢者見守り配食サービス補助事業	82
			⑬乳酸菌飲料の宅配サービス事業（社会福祉協議会）	82
			⑭緊急通報システム運営事業	83
			⑮救急医療情報キット配布事業	83
		(2) 高齢者に配慮した住まいの充実		
			①シルバーハウジング等整備事業	84
			②住宅改善費補助事業	84
			③養護老人ホーム等保護措置事業	84
			④生活支援ハウスの運営事業	84
			⑤有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の情報提供	84
		(3) 高齢者にやさしい環境の整備		
			①人にやさしいまちづくり事業	85
			②バリアフリー化推進事業	85
			③ユニバーサルデザイン推進事業	85
			④交通安全対策事業	85
			⑤高齢者に配慮した道路環境の整備	85
			⑥市内巡回バス運営事業	85
		(4) 防災・防犯・防疫体制等の整備		
			①避難行動要支援者名簿等作成事業	86
			②防災知識の普及、防災体制の整備	86
			③ひとり暮らし高齢者等日常生活用具給付事業	86
			④家具等転倒防止事業	86
			⑤消費生活、悪徳商法等の啓発事業	86
			⑥新興感染症に対する体制整備	86
	3-2	介護保険サービスの充実		
		(1) 居宅サービスの充実		
			①訪問介護	88
			②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	88
			③訪問看護・介護予防訪問看護	88
			④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	88

目標	基本施策	施策の方向	具体的な取り組み	貢
			⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	88
			⑥通所介護	89
			⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	89
			⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	89
			⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	89
			⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	89
			⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	89
			⑫特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	89
			⑬住宅改修・介護予防住宅改修	89
			⑭居宅介護支援・介護予防支援	89
		(2) 地域密着型サービスの推進		
			①夜間対応型訪問介護	90
			②認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	90
			③小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	90
			④認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	90
			⑤地域密着型特定施設入居者生活介護	90
			⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	90
			⑦看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	90
			⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護	91
			⑨地域密着型通所介護	91
		(3) 施設サービスの推進		
			①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	91
			②介護老人保健施設	91
			③介護医療院	91
		(4) 介護サービス利用に伴う低所得者対策		
			①特定入所者介護（介護予防）サービス費	92
			②高額介護（介護予防）サービス費	92
			③高額医療合算介護（介護予防）サービス費	92
			④低所得者に配慮した保険料の負担、介護保険利用料の助成	92
			⑤社会福祉法人が実施する利用料軽減事業への助成	92
	3-3	介護保険運営の安定化		
		(1) 情報提供の充実		
			①サービス情報の周知	93
			②介護サービス事業所に関する情報提供	93

目標	基本施策	施策の方向	具体的な取り組み	貢
		(2) 介護給付適正化の推進		
		①適正な要介護認定		94
		②ケアプラン点検		94
		③住宅改修・福祉用具実態調査		94
		④医療情報との突合・縦覧点検		94
		(3) 介護サービスの質の確保		
		①サービス事業者への指導・監督		95
		②介護サービス相談員の派遣		95
		③苦情相談窓口の設置		95
		④介護サービス機関連絡協議会との連携		95
		⑤災害に対する備えの検討		95
		⑥感染症に対する備えの検討		96
		(4) ケアマネジメントの質の向上		
		①介護支援専門員への研修企画		96
		②主任介護支援専門員による支援		96
		③介護支援専門員への困難事例への支援		96
		(5) 介護人材の確保・資質の向上と介護現場の生産性向上		
		①介護人材の資質の向上		97
		②介護人材の確保		97
		③介護職員の負担軽減		97
		④介護認定事務の効率化		97

第4章 施策・事業の展開

目標1 健康と生きがいづくり

1-1 健康寿命を延ばすための支援

今後75歳以上の後期高齢者の増加とともに運動機能や認知機能等の生活機能の維持を重点に介護予防に取り組むことが必要です。

また、生活習慣病予防やフレイル（虚弱（加齢により心身が老い衰えた状態））予防の対策を通じて健康寿命の延伸を目指します。

医療と連携した生活習慣病対策、フレイル対策として保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するとともに地域課題を把握し、ニーズに沿った健康づくりと介護予防の事業を展開します。

（1）生活習慣病の予防

「健康寿命の延伸」を目指し、生活習慣病の発症予防・重症化予防、こころと身体の健康づくりの推進と、かかりつけ医等を持つことによる健康管理の必要性の普及啓発に努めます。

【具体的な事業内容】

事業名	事業内容
①健康診査事業	健康診査事業や健診事後支援を行い、生活習慣病の発症予防と重症化予防にとり組みます。 【今後の方向性】 「へきなん健康づくり 21 プラン」の推進を図り、生活習慣病予防対策事業を継続して実施します。
②健康相談・健康教育事业	健康相談・健康教育事业を行い、こころと身体の健康づくりの普及啓発に取り組めます。 【今後の方向性】 碧南市健康を守る会事業とも連携を図り、健康増進事業を継続して実施します。
③かかりつけの医師、歯科医師、薬剤師（薬局）の普及	かかりつけの医師・歯科医師・薬剤師（薬局）をもち、適切な指導により生活機能低下の予防、健康管理に努めることが必要であることや、介護が必要になったときの在宅での療養生活への支援につながることを健康相談、健康教育事业等を通じて周知します。 【今後の方向性】 健康相談、健康教育事业等を通じて、かかりつけの必要性の普及を図ります。

(2) 健康保持と介護予防の推進

いつまでも自分らしくいきいきと暮らせるよう、地域の身近な場所で、高齢者誰もが気軽に参加できる、こころと身体の健康づくりや介護予防のための取り組みを推進します。

事業の周知と利用促進を図り、コロナ禍以前の利用となるよう努めていきます。

【具体的な事業内容】

事業名	事業内容
①高齢者入浴サービス事業	高齢者の外出機会の増加による健康保持、コミュニケーションの場づくりとして、あおいパーク浴室、サン・ビレッジ衣浦浴場・プール、高齢者元気ッス館浴室、公衆浴場（新川温泉）において、無料入浴サービスを行います。 【今後の方向性】 外出促進による健康保持のため、今後も事業の周知と利用促進を図っていきます。
②まちかどサロン運営事業	地域における高齢者福祉の拠点として、新川まちかどサロン及び大浜まちかどサロンを設置しています。認知症カフェ等の自主事業を実施して介護予防やフレイル予防、高齢者同士の交流を促進します。 【今後の方向性】 介護予防ボランティア等との連携による各種事業を実施するとともに、高齢者の居場所や交流拠点として、適正な運営をします。
③まちかどいきいきサロン事業	在宅高齢者の地域における交流の推進や外出促進による健康保持、介護予防を図るため、2か所のまちかどサロンにおいてレクリエーション等を実施します。 【今後の方向性】 外出促進と介護予防を図るため、今後も事業の周知と利用促進を図っていきます。
④ふれあいいきいきサロン事業（社会福祉協議会）	ひとり暮らし高齢者と地域住民との交流の場として、市内各公民館において、民生委員及びボランティアによる催しを実施します。 【今後の方向性】 引き続き新しい催しを考える等、今後も事業の周知と利用促進を図ります。
⑤高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 <u>【新規】</u>	地域の健康課題を分析して、生活習慣病等の重症化予防の取り組みや、通いの場等への積極的な関与を実施します。また、各介入場面において「後期高齢者の質問票」を取り入れ、高齢者の特性を踏まえた健康状態を総合的に把握し、生活習慣病対策に合わせ、フレイル対策に取り組みます。 【今後の方向性】 関係機関と連携を図り、令和6年度より、市内全6圏域において実施します。
⑥75歳の介護予防調査	生活機能低下の早期発見と健康の保持増進を図るため、75歳を対象に「介護予防のための生活機能に関する質問票（基本チェックリスト）」等を送付します。 地域包括支援センターが介護予防や健康に関する相談に応じ支援を行います。 【今後の方向性】

事業名	事業内容
	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業や地域包括支援センターと連携し、高齢者の健康づくり、介護予防に取り組みます。
⑦介護予防相談	保健センターの保健師・栄養士・歯科衛生士により、介護予防や健康に関する相談に応じます。 【今後の方向性】 気軽に相談できる場として、いきいき健康相談や電話相談等を継続的に実施します。
⑧すこやか健康講座等	高齢者教室と共同したすこやか健康講座や出前講座等の健康教育事業を行い、健康づくり・介護予防の普及啓発を図ります。 【今後の方向性】 すこやか健康講座は、医師会・歯科医師会・薬剤師会と連携し、継続的に実施します。出前講座は、事業の周知と利用促進を図ります。
⑨おたっしゃ大学	楽しみながら体系的に介護予防を学んでいただけるような仕組みとして「おたっしゃ大学」を行います。健康づくりや運動機能向上、口腔機能向上、低栄養予防、認知症予防、閉じこもり・うつ予防等の介護予防について普及啓発を図るとともに、高齢者が生きがいをもって、豊かな生活を送れるよう支援します。 【今後の方向性】 継続的に実施するとともに、魅力ある講座内容を検討します。
⑩筋トレルーム 60 運営事業	介護予防トレーニングマシンを利用して、運動機能を中心とした生活機能の維持・向上を図るため、筋トレルーム 60 運営事業を行います。 【今後の方向性】 継続的に実施し、新規・継続利用者が増加するような運営を行います。
⑪遊友の会	地域での介護予防の取り組みの一環として、閉じこもり・認知症予防を重点においた遊友の会を行います。介護予防ポーターの協力を得て開催しています。 【今後の方向性】 介護予防の内容を盛り込みながら、継続的に参加いただけるよう魅力ある活動内容を検討します。また、新規参加者の増加を図れるよう周知等を行います。
⑫東部市民プラザでの介護予防教室	東部市民プラザでは介護予防のため、陶芸療法による教室を定期的に開催しています。 【今後の方向性】 介護予防の拠点としての陶芸教室等の開催や、地域包括支援センターと連携した事業の展開を図ります。
⑬地域包括支援センターの介護予防教室等	地域包括支援センターが担当地区において介護予防教室やサロン等を開催しています。介護予防・フレイル予防・認知症予防を通じて高齢者が生きがいをもって、豊かな生活を送れるよう支援します。 【今後の方向性】 継続的に実施し、地域での介護予防活動に取り組みます。
⑭介護予防に関する普及啓発 【新規】	<u>「自宅でできる、自分でできる」健康づくりや介護予防の方法について、広報やホームページ等で発信し、日々の生活で取り組めるよう支援します。</u> 【今後の方向性】 <u>「自宅でできる、自分でできる」健康づくりや介護予防の普及啓発もすすめていきます。</u>

【事業目標】

項目名	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①高齢者入浴サービス事業 延べ利用者数(人)	189,409	190,233	191,100	240,000	260,000	280,000
③まちかどいきいきサロン事業 延べ参加人数(人)	186	536	550	1,250	1,300	1,350
④ふれあいいきいきサロン事業（社会福祉協議会） 延べ参加人数(人)	203	652	900	950	950	950
⑨おたっしや大学 おたっしや大学入学者数(人)	161	146	160	160	170	180
⑩筋トレルーム 60 運営事業 延べ利用者数(人)	25,594	27,517	28,000	32,000	35,000	38,000
⑪遊友の会 会員数(人)	120	102	100	110	120	130

(3) 自立支援と重度化防止の推進

高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援し要介護（要支援）状態となることの予防、要介護（要支援）状態の重度化の防止を目指して取り組みます。

リハビリテーション理念を踏まえて専門職と連携し、生きがいや自己実現のための取り組みを支援して、生活の質の向上を支援します。

【具体的な事業内容】

事業名	事業内容
①介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービスとして、予防専門型訪問サービス、家事援助型訪問サービス、通所型サービスとして、予防専門型通所サービス、運動器中心型通所サービス、ミニデイ型通所サービスを行っています。 要支援者等の方の状態にあった適切なサービスの提供に必要な支援を行う介護予防ケアマネジメント（第1号事業）を実施しています。 【今後の方向性】 自立支援に向けたケアマネジメントを進め、様々な社会資源を活用した支援を検討します。
②リハビリテーション専門職による自立支援	訪問型サービスにおいて初回のサービス導入時に理学療法士が個別の援助計画の作成支援、運動器中心型通所サービスにおいて運動機能評価で生活機能向上の評価を行っています。また、住宅改修・福祉用具の購入時等に自宅を訪問し、対象者の生活や身体機能に合う住宅改修・福祉用具購入となるよう、ケアプラン作成を支援しています。 【今後の方向性】 リハビリテーション専門職の関与を継続的に実施し、介護予防・自立支援に向けて、モニタリングの仕組みを導入します。
③自立支援型カンファレンスの実施	高齢者の自立支援と重度化防止等の観点から、医療・介護等の専門職による生活モデルに基づくディスカッションを実施しています。 また、カンファレンスを通して、自立支援型ケアマネジメントの標準化、多職種の視点による重度化防止、ケアの質や意識の向上に取り組んでいますが、参加者が減少している現状です 【今後の方向性】 支援者の自立支援型ケアマネジメントの標準化のため関係者と協働してカンファレンスを継続して開催します。
④切れ目のないリハビリテーション提供体制の構築	高齢者が個々の状態に応じてリハビリサービスが受けられるよう切れ目のないサービス提供体制の構築が求められています。 リハビリ専門職連絡会と連携して、体制の構築に取り組んでいます。 【今後の方向性】 リハビリ専門職連絡会と協働して切れ目のないリハビリテーション提供体制の構築に取り組めます。

【事業目標】

項目名	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
③自立支援型カンファレンスの参加者数（人）	399	601	240	360	400	440

項目名	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
④生活機能向上連携加算算定者数 (認定者1万人対人)				50	75	100

1-2 高齢者の活躍の場の創出

少子高齢化に伴う人口減少、労働人口の減少が進行するなか、将来にわたり社会の活力を維持していくためには、高齢者が自らの意欲と能力に応じて、社会の一員として役割を担っていくことが求められます。

高齢者ができる限り健康な状態を維持し、介護や支援が必要な状態にならないようにするため、就労や社会活動、健康づくり等を通じた生きがいづくりや、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて支え合うことのできる地域の担い手づくりを進めるとともに、高齢者が元気に活躍できる場の創出を促進する取り組みを推進します。

(1) 就労の場の確保

シルバー人材センターを拠点として、高齢者がこれまで培ってきた経験や知識・技術を活かし、就労を通してやりがいを感じられるよう、就労機会の創出に取り組めます。また、就労意欲のある高齢者をハローワークにつなぐための体制の充実を図ります。

【具体的な事業内容】

事業名	事業内容
①シルバー人材センター補助事業	高齢者がそれぞれの能力を活かし、働くことを通じて生きがいを感じるとともに、健康を維持できるよう公益社団法人碧南市シルバー人材センターが行う担い手としての活動を支援します。 【今後の方向性】 高齢者の就労と家事援助や介護予防の支援、見守りといった生活支援の担い手としての活動を支援していきます。

【事業目標】

項目名	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①シルバー人材センター補助事業 シルバー人材センター会員数(人)	480	581	600	610	620	630

(2) 社会参加の支援

高齢者のニーズを捉えながら、スポーツやレクリエーション等の、高齢者の活動のきっかけづくりの充実を図り、高齢者の知識や経験を活かした相互支援活動を推進します。

【具体的な事業内容】

事業名	事業内容
①高齢者教室	高齢者教室で培った知識や技術を地域に役立てることを目的に、健康、郷土理解、市政、防犯、ボランティア等幅広い分野の講座の開催・検討に努めます。 【今後の方向性】 今後も地域の高齢者を対象に公民館事業として健康や生きがいづくりに役立つ講座を開催します。また、高齢者の経験や知識が社会貢献に繋がるような取り組みも検討していきます。
②老人クラブ社会参加事業	「清掃奉仕活動」「花いっぱい運動」「ふれあい農園活動」「生きがい推進活動」「老人作品展開催」等、様々な活動を通じて高齢者の社会参加及び地域との交流・連携を促進します。また、高齢者が培ってきた経験や知恵を活用し、地域文化の伝承を行い、世代間交流が活発に行えるよう支援します。 【今後の方向性】 奉仕・友愛活動と地域との交流を推進するため、継続して支援します。
③老人クラブ活動費助成事業	老人クラブに補助金を交付し、健康・学習・文化・スポーツ等活動機会の拡大を図ります。特に、若年層（60歳代）の会員の確保に努めます。 【今後の方向性】 高齢者の生きがいを高めていくため、クラブ活動の多様化と新規会員の確保を継続して支援します。
④老人クラブ健康づくり事業	高齢者の外出促進による健康保持、コミュニケーションの促進等を目的として、「歩け歩け大会」「グラウンドゴルフ大会」「ペタボード大会」等を実施します。 【今後の方向性】 高齢者の健康保持のため、継続して支援します。
⑤老人憩の家運営事業	各地域の老人クラブの活動の拠点として、また、閉じこもりがちな高齢者の憩い、情報交換の場として「老人憩の家」が設置されています。気軽に集まれる場として周知を図るとともに、施設の維持管理を含めて、運営を支援します。 【今後の方向性】 各地域での老人クラブの活動を支援していくため、施設の維持管理を含めて、運営を支援します。

【事業目標】

項目名	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
③老人クラブ活動費助成事業 老人クラブ会員数(人)	6,995	6,830	6,585	7,300	7,350	7,400
④老人クラブ健康づくり事業 歩け歩け大会(人)	317	324	330	340	350	360
④老人クラブ健康づくり事業 ゲートボール大会(人)	45	50	47	90	100	110
④老人クラブ健康づくり事業 レクリエーションピンポン大会(人)	114	148	155	220	230	240
④老人クラブ健康づくり事業 グラウンドゴルフ大会(人)	中止	345	370	440	460	480
④老人クラブ健康づくり事業 ペタボード大会(人)	中止	171	180	240	250	260

目標２ 支え合う地域づくり

２－１ 地域における高齢者福祉の意識醸成

地域における福祉サービスは、その多くが増加や多様化によってニーズが高まり、公的な支援のみですべてを充足することが困難となってきました。このような状況に対応するため、地域住民や地域支援組織等と協力した支援体制を強化し、高齢者を思いやる意識を盛り上げるとともに、高齢者支援への参画を推進します。

そのため、敬老会助成等の取り組みや世代間交流、ボランティア育成等を推進し、誰もが高齢者福祉に向き合い、取り組むことができる体制の確立を図ります。

（１）高齢者を思いやる地域づくりの支援

高齢者に思いやりを持って接し合うことができる地域づくりを支援していきます。

【具体的な事業内容】

事業名	事業内容
①敬老会助成事業	高齢者の長寿を祝うため、各地区や、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームで実施されている敬老会事業へ助成を行います。 【今後の方向性】 対象年齢等の検討を加えながら、事業を継続して実施します。
②敬老金支給事業	長年にわたり、社会や地域の発展に寄与された高齢者に対し、敬老金を支給し、感謝の意を表すとともに長寿をお祝いします。 【今後の方向性】 対象年齢等の検討を加えながら、事業を継続して実施します。

(2) 市民参加による地域福祉の推進

地域福祉についての講座や交流活動等を通して、地域における支え合いの意識を高めるとともに、市民が主体となる福祉コミュニティの形成促進を行います。

【具体的な事業内容】

事業名	事業内容
①福祉意識の高揚	市民が、地域に住んでいる高齢者や障害者、子育て家庭等に対する理解を深め、地域活動やボランティア活動のきっかけになるように、市及び社会福祉協議会が行う学校等での講座を通じて、市民意識の高揚を図ります。 【今後の方向性】 更なる意識高揚や周知活動を継続します。
②高齢者と児童との交流の創出	高齢者が保育園、幼稚園において、芋掘りや七夕会や祖父母会等に参加したり、保育園、幼稚園、児童センター等における児童との対話や工作、共同での体験を通じ、世代間交流を図ります。 【今後の方向性】 世代間交流の場をつくり、ふれあいの機会を増やしていきます。
③地域福祉計画の推進	「へきなん地域福祉ハッピープラン（第3次碧南市地域福祉計画）」に基づき、高齢者、障害者、子ども等地域を構成するすべての住民を対象とし、地域住民の参加による地域課題の共有や検討を行い、共に生き、相互に支え合うことができる地域（共生社会）の実現を目指します。 また、引き続き地区ごとに地域福祉推進会議を開催し、有志による活動を支援します。 【今後の方向性】 有志による活動を活性化し、活動の充実に努めます。

(3) 地域における支援活動の活発化

地域支援活動の活発化を目指し、ボランティアの育成や生活支援コーディネーター等の活動支援に努めます。また、一人暮らし等の高齢者で、支援が必要になった場合でも自立した生活ができるよう生活支援サービスを提供するとともに、地域で支え、見守ることができる環境の整備を推進します。

【具体的な事業内容】

事業名	事業内容
④碧南ふれあい相談支援事業所による相談支援（社会福祉協議会）	総合相談窓口としての碧南ふれあい相談支援事業所（社会福祉協議会内）が受けた相談において、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等と連携を図り、高齢者の在宅生活についての相談・調整を行い、支援につなげます。 【今後の方向性】 引き続き、関係機関と連携を図ります。
①社会福祉協議会との連携	地域福祉の中心的担い手としての社会福祉協議会の活動を支援するとともに、連携して高齢者が住み慣れた地域で暮らすことのできるまちづくりを推進します。 【今後の方向性】 各関係機関との連携をさらに密にしていきます。
②ボランティアの育成	NPO法人や関連団体の自主的な組織づくりや運営を支援します。多方面で活躍できるボランティアの育成を図るため、ボランティア養成講座等を実施し、誰でも気軽に活動に参加できるような体制づくりに努めます。 【今後の方向性】 碧南市市民活動センターで市民活動、ボランティアへの支援を継続し、参加者を増やしていきます。
③介護予防サポーターの育成	地域で支える介護予防を推進するために介護予防サポーターを育成し、その活動を支援します。 【今後の方向性】 養成講習会及び登録サポーター支援を継続的に実施していきます。また、養成講習会の参加者数や登録者が増えるよう、介護予防サポーター活動の周知等を行います。
④傾聴ボランティアの育成	高齢者のこころの健康づくりをサポートするために傾聴ボランティアを育成し、その活動を支援します。 【今後の方向性】 養成講習会及び活動支援を継続的に実施していきます。また、養成講習会の参加者数や登録者数が増えるよう、傾聴ボランティア活動の周知等を行います。
⑤高齢者見守りネットワーク推進事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるように支援することを目的とした高齢者等の見守り活動の一つとして、民間事業者と高齢者等の見守りに関する協定を締結します。 【今後の方向性】 見守り活動の啓発に努め、地域による見守り活動を推進します。
⑥ひとり暮らし高齢者等実態調査事業	ひとり暮らし高齢者等の緊急時の対応及び必要な保健、福祉サービスの提供のため、訪問調査により緊急連絡先の確認及び生活、健康等の状態の把握を行います。 【今後の方向性】 民生委員との連携により実態把握を推進し、適切なサービスの利用促進を図ります。

2-2 高齢者とその家族を支える環境整備

在宅での生活を支えるためには家族の協力は要不可欠です。ヤングケアラーを含めた在宅介護者の負担軽減を軽減し、支援する環境を整備します。

地域包括ケアシステムの要である地域包括支援センターの周知に努めるとともに、在宅介護、在宅療養を継続するため適切なサービス、関係機関等につなげる相談体制の充実を図ります。

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように包括的及び継続的な支援に取り組んでいます。

地域包括ケアシステムの中心的な役割を果たすため、在宅医療・介護連携、認知症の方への支援、介護予防の推進等の機能の充実に努めています。

センター機能を充実強化するために、人員体制の適正配置に努めています。

【具体的な事業内容】

事業名	事業内容
①地域包括支援センターの設置	碧南社協地域包括支援センター、碧南東部地域包括支援センター、碧南南部地域包括支援センターの3か所と西端地区に1か所の出張所において、関係各所との連携を図り介護予防及び包括的支援に取り組んでいます。 【今後の方向性】 日常生活圏域の高齢者人口を勘案し、充実した地域包括支援センターの支援活動に取り組めます。
②総合相談支援業務	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していくために必要な支援を把握し、適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援をしています。 【今後の方向性】 高齢者の総合相談窓口として周知に努め、相談しやすい体制づくりに取り組めます。
③地域ケア会議の活性化	地域包括支援センターが中心となり、個別事例の検討の地域ケア会議を開催しています。会議を通じて多職種協働によるケアマネジメント支援に取り組み、地域課題を把握しそれを共有し、関係者のネットワークづくりに努めます。 【今後の方向性】 積極的に個別事例の地域ケア会議を開催し、関係者のネットワークづくりに取り組めます。
④地域包括支援センターの適切な運営及び評価	地域包括支援センターの事業結果、事業評価を地域包括支援センター運営協議会で報告し、活動内容について意見を聴取し運営に反映しています。また、地域包括支援センターに自己評価を導入し、高齢者の支援の質的標準化に取り組んでいます。 【今後の方向性】 定期的な事業評価を通じて事業の充実に取り組めます。

事業名	事業内容
⑤多職種連携による地域包括支援ネットワークの推進	介護保険サービスだけでなく地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会的資源との有機的連携をとり生活課題に取り組んでいます。 【今後の方向性】 引き続き地域のネットワークづくりに取り組みます。
⑥生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するため、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けて生活支援コーディネーターを配置し、生活支援を担う多様な主体との協働を図ります。生活支援コーディネーターと生活支援を担う多様な主体の参画する協議体を開催し、定期的な情報の共有、連携強化に努めています。 【今後の方向性】 引き続き生活支援コーディネーターを配置し、生活支援を担う多様な主体との協働を図ります。

【事業目標】

項目名	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
②総合相談支援業務 総合相談件数(件)	3,708	3,879	3,900	4,000	4,100	4,200

(2) 在宅医療・介護の連携推進

医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくために切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進します。

入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症の対応力強化、感染症や災害時対応等の様々な場面において医療、介護関係者の連携を推進し、在宅医療・介護を一体的に提供できるように医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護サービス事業所と緊密に連携します。

また、「人生会議（ACP（アドバンス ケア プランニング）」）の普及を通じて、もしものときのために、望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取り組みを推進します。

【具体的な事業内容】

事業名	事業内容
①多職種が連携する体制づくり	在宅医療と介護連携の課題を抽出し、対応策を検討しながら、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築に取り組んでいます。 【今後の方向性】 引き続き医療と介護の連携推進に向けて、ネットワークの向上に取り組めます。
②在宅医療サポートセンターの設置	在宅医療サポートセンターを市民病院内に設置し、介護・医療関係者の連携推進、相談支援を行っています。 【今後の方向性】 引き続き、在宅医療・介護連携を支援する相談窓口として市民病院に設置します。
③はなしょうぶネットワークの運用	在宅での生活を支えるために多職種情報共有基盤として電子@連絡帳を活用して医療・介護・福祉の面から支援するシステム「はなしょうぶネットワーク」を構築しています。 【今後の方向性】 引き続きはなしょうぶネットワークで関係者の連携を支援し、事業の円滑な運営に取り組めます。
④在宅療養体制の整備	在宅医療を推進し、在宅での看取りや認知症高齢者の対応等のネットワークづくりを推進しています。 【今後の方向性】 引き続き、医師会や介護事業所等の連携を図り、在宅療養を支援します。
⑤市民への啓発普及	専門職における ACP の理解や取り組み方法、情報の共有等の体制を構築します。また、市民にガイドブック等を配布し、在宅医療・介護連携に関する市民の理解を深めるために医療介護市民講座を開催し普及啓発に取り組んでいます。 また、「私の大切な 4 つの覚え」、「絆ノート（エンディングノート）」を活用し意思決定支援に取り組んでいます。 【今後の方向性】 引き続き、在宅医療・介護連携の周知のため講座の開催等に取り組めます。

【事業目標】

項目名	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
③はなしょうぶネット ワークの運用 登録事業所割合（％）	44	49	50	52	55	57

(3) ヤングケアラーを含む家族介護者への支援

在宅で高齢者を支えるために介護の技術や知識に関する教室の開催や介護用品の支給等を通じ家族介護者の負担軽減や介護支援を実施しています。

ヤングケアラー支援については現状を把握し、介護支援等につなぐ体制を構築します。

【具体的な事業内容】

事業名	事業内容
①家族介護教室開催事業	介護者及び介護に関心のある方を対象に、介護の基本的な技術や知識に関する教室であるハートフルケアセミナーを開催しています。 【今後の方向性】 家族介護者支援のため、今後も事業の周知と利用促進を図ります。
②介護用品支給事業	家族介護者の負担の軽減を目的として、在宅のねたきり高齢者や認知症高齢者で、常時介護を必要とする方を対象に、紙おむつ等の介護用品支給券を支給します。 【今後の方向性】 家族介護者支援のため、今後も担当ケアマネジャーの協力を得つつ、事業の周知と利用促進を図ります。
③在宅介護に関する情報提供	在宅介護に関する情報提供を広報やホームページで行い、介護と仕事の両立支援や介護離職の防止を図ります。 【今後の方向性】 情報提供を引き続き行うとともに、介護者の不安や悩みに応える体制づくりの充実を図ります。
④介護離職の防止 <u>【新規】</u>	企業が「介護が必要になっても辞めてはいけない」と発信することが大切です。 【今後の方向性】 介護をしながらでも働き続けられることや介護離職を防ぐ方策の普及に取り組めます。

【事業目標】

項目名	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
②介護用品支給事業 利用者数(人)	281	325	357	360	370	380

(4) 高齢者の権利擁護と虐待防止

判断力の不十分な認知症高齢者等の権利侵害を防止するため成年後見制度等について、周知・啓発を行うとともに、制度の利用が必要と思われる高齢者等に制度の説明や利用に対する支援体制の強化を図ります。

高齢者虐待については、虐待の防止と早期発見、対応に適切に取り組めます。また、8050世帯（80歳の親に50歳の子の世帯）等の複数の課題を抱える世帯には関係機関と連携して支援に取り組めます。

【具体的な事業内容】

事業名	事業内容
①日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）	判断能力が十分でないため、自らの判断で適切にサービスが受けられなかったり、契約等ができない高齢者に対し、サービスの利用援助や日常的な金銭管理を支援します。 また、事業継続のための体制整備や、判断能力が低下した方を成年後見制度に繋げるように、他機関との連携を図ります。 【今後の方向性】 事業継続できるように体制づくりを推進します。支援員の活用等、事業継続のための体制整備や、判断能力が低下した方を成年後見制度に繋げるように、他機関との連携を図ります。
②成年後見支援事業（社会福祉協議会）	判断能力が不十分な認知症高齢者、重度の知的障害者及び精神障害者の権利を擁護するために、成年後見制度に関する相談や適切な制度利用に関する手続き支援、制度の普及及び啓発を行います。 【今後の方向性】 市民向けの講演会や相談員向けの勉強会、出張相談会等の周知啓発活動を実施します。
③成年後見制度利用支援事業（市長申立て）	審判請求を行う者がいない審判請求対象者に対し、市長が成年後見制度の審判請求を行います。また、費用の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な方に対して助成を行います。 【今後の方向性】 碧南市成年後見支援センターと連携して、制度の周知に努め、適切な制度の利用を推進します。
④高齢者虐待に関する相談窓口	高齢者虐待の相談マニュアルを作成し、迅速・適切な支援体制を整えています。また、緊急保護に関する協力依頼等、関連機関との連携を図り、適正に対応できるよう努めています。 【今後の方向性】 引き続き、高齢者虐待について迅速に対応できるよう努めるとともに支援者に対して高齢者虐待防止の研修を継続して実施します。 養護者に該当しない方からの虐待やセルフネグレクト等の権利侵害にも取り組めます。
⑤養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に関する実態の把握	定期的に市内介護施設等に対して高齢者虐待に関する調査を行い、実態把握に努めるとともに、施設の虐待防止対策を支援しています。 【今後の方向性】 介護施設等との連携協力の下、引き続き高齢者虐待の実態把握に努めます。

【事業目標】

項目名	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①日常生活自立支援事業（社会福祉協議会） 契約件数(件)	32	32	33	33	33	33

2-3 認知症施策の推進

今後75歳以上の後期高齢者の増加とともに認知症の人がさらに増えることが予想されます。

認知症高齢者の尊厳が守られ、安心して生活できる地域づくりを推進するためには、認知症への理解や地域住民や関係者等と協力した支援体制の構築が必要です。

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえて認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう認知症施策を推進します。

(1) 認知症の理解促進

認知症に対する理解が地域全体に広まるよう、あらゆる機会を活用し認知症に関する知識の普及啓発を行います。

認知症についての正しい知識や接し方について、理解を深めるため、認知症サポーター養成講座を開催しオレンジサポーターの育成に取り組みます。

また、チームオレンジを設置し、認知症の方やその家族の支援ニーズとオレンジサポーター等を中心とした支援者をつなぐ仕組みを広げる体制づくりに取り組みます。

【具体的な事業内容】

事業名	事業内容
①認知症への理解促進 (認知症サポーター養成講座等)	認知症に関する講習会を定期的に開催し、認知症に関する正しい知識を普及し、認知症高齢者とその家族への支援、認知症高齢者を地域で支える仕組みづくりを推進します。 認知症サポーター養成講座をキャラバンメイト連絡会と連携して開催し、オレンジサポーターを育成しています。 チームオレンジ等の見守り体制の構築推進に取り組んでいます。 【今後の方向性】 今後も事業の周知を図るとともに、認知症高齢者等見守り体制（チームオレンジ等）の構築に努めます。
②認知症カフェの支援	認知症カフェ等認知症の方やその家族、住民等が集える場の提供を支援します。 【今後の方向性】 地域での支援として、認知症カフェ等認知症の方やその家族、住民等が集える場の提供を支援します。
③高齢者声かけ訓練の実施	認知症に関する地域の支援力向上を図るため、認知症による行方不明を想定した搜索模擬訓練を実施しています。 【今後の方向性】 引き続き支援力向上のため声かけ訓練の実施に取り組みます

【事業目標】

項目名	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①認知症への理解促進 (認知症サポーター 養成講座) 認知症サポーター数 (人)	6,346	6,954	7,600	8,300	9,000	9,900

(2) 認知症相談体制の確立

認知症の方が住み慣れた地域で安心して日常生活が送れるよう、認知症に対する正しい理解の促進や、認知症リスクの早期発見、早期対応や相談しやすい窓口体制の構築に努めます。

また、若年性認知症の理解促進のため関係機関と連携して取り組みます。

【具体的な事業内容】

事業名	事業内容
①認知症ケアパスの普及	ケアパスは時間の経過とともに変化する認知症の状態に応じて、どこでどのようなサービスや支援を受ければよいかを示したものです。また認知症の疑いに気づいたときにかかりつけ医、専門医、認知症初期集中支援チーム等の資源を活用し、早期に適切な対応をとることが本人や家族にとっての安心につながります。 【今後の方向性】 市民をはじめ介護従事者、医療従事者に普及・啓発を図るとともに、ケアパスの内容を定期的に見直します。
②認知症地域支援推進員の配置	地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、市と連携して認知症にやさしい地域づくりを推進します。 【今後の方向性】 「認知症であることを本人、家族が気軽に言うことができ、「大丈夫だよ」と受けとめて地域で支え合うことができる」まちづくりを推進します。
③認知症初期集中支援チームの活用	「認知症初期集中支援チーム」を配置し、認知症の方やその家族に対し早期診断・早期対応に向けた支援に取り組みます。 必要に応じて認知症専門医、認知症疾患センターと連携して支援に取り組んでいます。 【今後の方向性】 引き続き、認知症の方やその家族に対し早期診断・早期対応に向けた支援を推進します。
④物忘れに関する相談支援	高齢介護課窓口、地域包括支援センター、保健センターでは物忘れをはじめとした認知症状のある方の相談支援を行っています。 【今後の方向性】 引き続き、認知症の相談支援に継続して取り組みます。
⑤認知症伴走型支援事業 <u>【新規】</u>	認知症高齢者グループホーム等が拠点となって、認知症の本人の生きがいにつながるような支援、認知症に係る専門的な知見に基づく日常生活上の工夫等や、家族の精神的・身体的負担軽減に資する助言等、認知症の人とその家族に寄り添い続けながら日常的・継続的な支援を行います。 【今後の方向性】 事業所等と連携を図りながら実施に向けた体制づくりを推進します。

(3) 認知症当事者及び介護者への支援

認知症の相談体制の充実や本人と家族を支える地域づくり等、本人、家族の支援に取り組みます。

【具体的な事業内容】

事業名	事業内容
①家族のつどい・本人交流会の開催	認知症高齢者を介護している家族を対象に「家族のつどい」を開催し、ピアサポートを通じて介護の悩みの共有により介護負担の軽減を図ります。また、本人視点を大切にした内容を企画しています 【今後の方向性】 本人・家族支援として、今後も事業の周知と利用促進を図ります。
②認知症高齢者等見守りネットワーク事業（安心ツス！！へきなん支え愛ネット）	認知症高齢者等の徘徊及び不慮の事故等に対処するため、ネットワークを組織して、電子メールによる搜索連絡の配信や防災無線による搜索協力の依頼を行います。家族支援のため事前登録、搜索連絡の受信登録を呼び掛けます。 【今後の方向性】 認知症高齢者等の支援のため、今後も事業の周知を図るとともに、認知症高齢者の事前登録、搜索連絡の受信登録を呼び掛けます。
③認知症高齢者等個人賠償責任保険事業	市が個人賠償責任保険に加入し、認知症高齢者等とその家族が地域で安心して生活することができる環境の整備するとともに、制度の利用促進を図ります。 【今後の方向性】 認知症高齢者等の支援のため、制度の利用促進を図ります。
④GPSを利用した位置情報システム用携帯端末の貸出	徘徊の恐れのある高齢者にGPSを利用した位置情報システム用携帯端末を貸し出します。 【今後の方向性】 安心かつ安全に生活できるよう今後も事業の周知と利用促進に取り組みます。

目標3 安心して暮らせる環境づくり

3-1 安心して自宅で暮らせる環境整備

今後高齢者人口や高齢者単身世帯、高齢者夫婦のみの世帯が増加することに伴い、できる限り在宅生活が可能となるような支援として、高齢者の見守りや家族等の介護負担の軽減サービスを図ります。

また、高齢者が介護を受けながら、安心して自立した生活が送られるための住まいや地域環境づくりを推進するとともに、災害等への備えや見守りネットワークを構築する等、地域での支援体制が維持できるよう、各関係機関との連携体制の促進に努めます。

(1) 自立した生活の支援

高齢者が安心して自立した生活を続けられるよう、各種福祉サービスの周知を行うとともに、ひとり暮らしやねたきり等のニーズに合わせた適切なサービスの提供体制の充実、利用促進を図ります。

【具体的な事業内容】

事業名	事業内容
①高齢者軽度生活援助事業	高齢者が在宅で自立した生活をおくるための生活支援として、他に協力を得ることができない虚弱高齢者を対象に、自宅に生活援助員を派遣し、家周りの手入れや軽微な修繕、地区の分別ごみの集積場までの家庭ごみの運搬の援助を行います。 【今後の方向性】 日常生活の軽度な支援として、今後も事業の周知と利用促進を図ります。
②高齢者等理容サービス事業	在宅のねたきり高齢者や重度身体障害者で、理容店まで行けない方を対象に利用券を交付し、市内の理容業者が家庭を訪問し、理髪とひげそりをを行います。 【今後の方向性】 ねたきり高齢者等の衛生的な在宅生活を支援するため、今後も事業の周知と利用促進を図ります。
③寝具の洗濯、乾燥および貸与事業	ねたきり高齢者やひとり暮らし高齢者等で清潔を保つことが困難な方を対象に、寝具を洗濯、乾燥、消毒したものと取り換えるサービスを提供し、身体や身の回りの清潔を保ち、日常生活を快適に過ごせるよう支援します。 【今後の方向性】 今後も事業の周知と利用促進を図ります。
④紙おむつ用のごみ指定袋の加算配布	可燃ごみの指定袋の各家庭への配布枚数が決まっているため、紙おむつの使用でごみ指定袋が不足する世帯に加算配布し、衛生状態の維持とともに、紙おむつの処理にかかる経済的負担を軽減します。 【今後の方向性】 在宅のねたきり高齢者等の生活支援として、今後も事業の周知と利用促進を図ります。

事業名	事業内容
⑤在宅ねたきり高齢者等福祉手当支給事業	1月の10日以上在宅で生活している65歳以上の方で、ねたきりや認知症の状態が3カ月以上継続しており、日常生活において介護を必要とする方を対象に手当を支給します。 【今後の方向性】 在宅のねたきり高齢者等の生活の向上を図るため、今後も事業の周知と利用促進を図ります。
⑥高齢者世話付住宅等生活援助員派遣事業	高齢者世話付住宅等に居住している方に対し、生活援助員を派遣し、生活支援や相談、安否確認を行います。 【今後の方向性】 高齢者が安心できる自立生活を支援するため、今後も事業の周知と利用促進を図ります。
⑦高齢者外出支援サービス事業	市内巡回バス（くるくるバス）やタクシー等の公共交通機関を利用することが困難なひとり暮らし高齢者等の負担軽減を図るため、医療機関や公共施設への福祉車両による送迎を行います。 【今後の方向性】 高齢者の外出支援のため、引き続き要望も聞きながら事業を継続していきます。
⑧高齢者タクシー料金助成事業	高齢者の外出手段を確保し、社会参加の促進や家族の介護負担軽減を図るため、タクシー料金を助成します。 【今後の方向性】 事業の利用状況や要望を把握しながら、今後も事業の周知と利用促進を図ります。
⑨車いす貸出事業（社会福祉協議会）	車いすを所有していない高齢者が、通院や旅行、法事等で外出する際、車いすを貸し出し、外出を支援します。 【今後の方向性】 高齢者の外出支援のため、利用状況や要望を把握しながら今後も事業の周知と利用促進を図ります。
⑩車いす専用車の貸出事業（社会福祉協議会）	車いすを所有している高齢者が、通院や旅行、法事等で外出する際、車いす専用車（ふれあい号）を貸し出し、外出を支援します。 【今後の方向性】 高齢者の外出支援のため、今後も安心、安全の車両状態保持に努めながら事業の周知と利用促進を図ります。
⑪福祉有償運送事業（NPO法人）	一人で公共交通機関を利用することが困難な人を対象に、有償による移動支援を実施します。制度の周知を図るとともに、安全性の確保に努めます。 【今後の方向性】 効果的な周知方法を検討します。
⑫高齢者見守り配食サービス補助事業	要介護認定を受けたひとり暮らし高齢者等に対して、安否確認を伴う配食サービスの利用に必要な費用の一部を助成し、在宅生活を支援します。 【今後の方向性】 食の確保と在宅生活の見守りのため、今後も事業の周知と利用促進を図ります。
⑬乳酸菌飲料の宅配サービス事業（社会福祉協議会）	75歳以上のひとり暮らし高齢者に対して乳酸菌飲料を宅配し、安否確認を行います。 【今後の方向性】 高齢者の孤独死防止のため、今後も宅配サービス事業者との細やかな連携に努めます。

事業名	事業内容
⑭緊急通報システム運営事業	65 歳以上のひとり暮らしで虚弱な高齢者や、ねたきり高齢者を抱える高齢者のみの世帯を対象に、病気・火災等の緊急時に緊急通報センターにつながる緊急用ボタン付き電話機やペンダントを貸与し、緊急時の情報伝達、安否確認に活用します。 【今後の方向性】 高齢者の不安を解消し、緊急時の対応に備えるため、事業周知と利用促進を図ります。
⑮救急医療情報キット配布事業	65 歳以上のひとり暮らし高齢者等に対して、事前にかかりつけ医療機関情報、既往歴及服用薬等を記載した用紙を冷蔵庫に備えることができる救急医療情報キットを配布し、救急等の情報伝達に役立てます。 【今後の方向性】 救急時における高齢者の安全と安心をの確保を図ります。

【事業目標】

項目名	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
②高齢者等理容サービス事業 利用者数(人)	255	287	290	300	310	320
⑤在宅ねたきり高齢者等福祉手当支給事業 支給対象者数(人)	210	224	246	250	260	270
⑧高齢者タクシー料金助成事業交付者数(人)	-	110	220	300	400	500
⑫高齢者見守り配食サービス補助事業 配食数(食)	23,161	28,200	33,840	34,000	35,000	36,000
⑭緊急通報システム運営事業 設置台数(台)	80	74	80	95	100	105
⑮救急医療情報キット配布事業 配布数(個)	86	65	72	75	80	85

(2) 高齢者に配慮した住まいの充実

シルバーハウジングや養護老人ホーム等の多様な住環境の整備事業を推進し、高齢者に配慮した住まいづくりを目指します。

【具体的な事業内容】

事業名	事業内容
①シルバーハウジング等整備事業	市営住宅の建て替えや改修の際に手すりの設置を行い、高齢者の利用に配慮します。 【今後の方向性】 今後は宮下住宅で行ったシルバーハウジングのようなハード面の整備ではなく、手すり設置等の事業へ移行し、広く実施できるようにします。
②住宅改善費補助事業	介護を必要とする高齢者、自立した生活への支援が必要な高齢者等に対して、住宅内の移動負担を軽減するため、段差の解消や手すりの取り付け等の住宅改修に要する費用の一部を補助します。 【今後の方向性】 在宅生活支援のため、今後も事業の周知と利用促進を図ります。
③養護老人ホーム等保護措置事業	経済的理由及び環境上の理由により、居宅での生活が困難な高齢者の住まいとして、養護老人ホーム等保護措置事業を行っています。 入所判定委員会での審査を経て、適正に保護決定していくとともに、施設と連携して入所者の生活の安定を図ります。 【今後の方向性】 入所判定委員会での審査を経て、適正に保護決定していきます。また施設と連携して入所者の生活の安定を図っていきます。
④生活支援ハウスの運営事業	60歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯等の方で、独立して生活することに不安のある方が入所できる生活支援ハウスを設置しています。必要に応じて、生活相談・助言等のサービスを実施します。 【今後の方向性】 施設と連携して入所者の生活の安定を図っていきます。
⑤有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の情報提供	近隣市の有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等のパンフレットを窓口に備え、情報提供を行います。 【今後の方向性】 引き続き、住まいに関する情報提供を行います。また、県との情報連携を強化し、有料老人ホーム等の設置状況の把握に努めます。

【事業目標】

項目名	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
②住宅改善費補助事業 利用件数(件)	34	33	34	35	35	35

(3) 高齢者にやさしい環境の整備

高齢者を含めた誰もが快適に施設利用や移動ができるよう、公共施設のバリアフリーやユニバーサルデザイン等を推進します。

【具体的な事業内容】

事業名	事業内容
①人にやさしいまちづくり事業	人にやさしいまちづくり条例に適合するように公共施設の段差解消、洋式トイレや多目的トイレへの改修、手すりの設置等を行い、高齢者を含めた誰もが支障なく安心して利用できる施設整備を行います。 【今後の方向性】 今後も施設の改修工事にあわせ、人にやさしいまちづくり条例に適合するように改修します。また、施設全体が適合するよう改修を検討します。
②バリアフリー化推進事業	安心、安全及び快適に移動等ができるようにするため、公共施設や道路、公園等のバリアフリー化を推進します。 また、市民、事業者、関係機関等と連携を図り、バリアフリー化について検討します。 【今後の方向性】 バリアフリー基本構想にある短期、中期、長期の計画時期に各施設の管理者がバリアフリー化について検討します。
③ユニバーサルデザイン推進事業	すべての方にとって使いやすいよう配慮された施設づくり（ユニバーサルデザイン）を推進します。 【今後の方向性】 今後も建て替え及び大規模改修工事にあわせ、公共施設のユニバーサルデザインを推進します。
④交通安全対策事業	高齢者の交通安全教育と免許証自主返納制度の周知に努め、高齢者が交通事故の当事者となることを防ぎます。警察や交通安全協会等の関係団体と連携して、交通安全キャンペーン等の啓発活動の充実を図ります。 【今後の方向性】 自転車利用者のヘルメットの着用等、高齢者の安全を守るための運転マナーやルール等の啓発のため、愛知県警の自転車専従のビーフォースを招いた体験型の安全教室を実施しています。この活動を通して、引き続き啓発を推進します。
⑤高齢者に配慮した道路環境の整備	高齢者が無理なく外出できるよう、歩道の整備や段差解消等の道路環境の整備を促進します。また、広報へきなんにおいて、歩道上の障害物や放置自転車・違法駐車がなくなるよう啓発活動に努めます。 【今後の方向性】 高齢者の安心を支えるため、整備予算の確保に努め、事業の促進を図ります。
⑥市内巡回バス運営事業	高齢者を含む市民の移動手段として、市内巡回バス（くるくるバス）の運行を維持継続します。また「乗りこぼれ時のタクシー等による代替運行」、「シルバーカーの介助」等を引き続き実施することで、利便性の向上を図ります。 【今後の方向性】 利用者のニーズや利用状況を把握し、高齢者等が利用しやすく、持続可能な運行に努めます。

(4) 防災・防犯・防疫体制等の整備

災害時の避難支援等を円滑に行うため、避難行動要支援者登録制度に基づき、要支援者の情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、安全・安心な地域づくりに努めます。

また、感染症の発生に備えて、支援体制を整えるとともに、感染症対策についての周知啓発を推進します。

【具体的な事業内容】

事業名	事業内容
①避難行動要支援者名簿等作成事業	避難行動要支援者に避難支援等を実施するための基礎とする名簿等を作成し、避難支援関係者に提供します。 【今後の方向性】 避難行動要支援者に対して、名簿及び個別避難計画を作成し、災害時における安否確認や避難支援等へ活用を図ります。
②防災知識の普及、防災体制の整備	防災知識の普及・啓発のため、ハザードマップ等の配布や対象者の年齢や要望に応じた出前講座を実施するとともに、新たにFMB（ファーストミッションボックス）の設置を行い、自主防災会の訓練に義務づけ、市民の防災意識の向上を図っています。また、介護事業所等と協定を結び、防災体制の整備を推進します。 【今後の方向性】 講座内容の更新を図りながら、市民の防災意識向上のため、継続して啓発を実施していくとともに、介護事業所等と連携した訓練の実施や要配慮者の支援体制の強化を図ります。
③ひとり暮らし高齢者等日常生活用具給付事業	在宅高齢者の日常生活を支援するため、簡易消火器、電磁調理器、火災警報器を給付します。 【今後の方向性】 安心かつ安全に生活できるよう今後も事業の周知と利用促進に取り組みます。
④家具等転倒防止事業	65 歳以上の高齢者世帯に属する人に対し、地震発生時の家具の転倒を防止するため、金具等で固定し、危険防止を図ります。 【今後の方向性】 安心かつ安全に生活できるよう今後も事業の周知と利用促進に取り組みます。
⑤消費生活、悪徳商法等の啓発事業	高齢者を対象にした振り込め詐欺、架空請求等の悪質な犯罪に備え、週4日の相談窓口を設けており、自己防衛のための高齢者教室や啓発チラシの配布を行います。 また、消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置や、消費生活講座の開催により、高齢者に対する消費者被害の予防に努めます。 【今後の方向性】 消費生活センターの認知度向上や、消費生活講座の開催に引き続き努めます。
⑥新興感染症に対する体制整備	感染症対策について周知を図ります。また、国・県と連携し、感染症発生時の支援体制整備に取り組みます。 【今後の方向性】 引き続き、感染症に対する周知及び支援体制整備を図ります

【事業目標】

項目名	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①避難行動要支援者名簿等作成事業名簿登録者数(人)	4,155	4,124	4,300	4,500	4,650	4,800
③ひとり暮らし高齢者等日常生活用具給付事業 簡易消火器給付件数(件)	32	20	25	75	80	85
③ひとり暮らし高齢者等日常生活用具給付事業 電磁調理器給付件数(件)	3	0	2	7	9	11
③ひとり暮らし高齢者等日常生活用具給付事業 火災報知器給付世帯数(世帯)	4	3	5	40	45	50
④家具等転倒防止事業利用者数(人)	0	5	8	30	35	40

3-2 介護保険サービスの充実

団塊ジュニア世代がすべて65歳以上となり、現役世代が激減する令和22年に向かう中で、今後も介護サービスを必要とする人は増加が見込まれ、利用者のニーズに応じたサービスを安定的に供給する必要があります。

介護を必要とする状態となっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で、安心して暮らし続けることができるよう、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの提供基盤の整備・充実を図ります。特に、居宅要介護者の在宅生活を支える地域密着型サービスについては、ニーズの増加も踏まえながら、更なる普及に努めます。

(1) 居宅サービスの充実

要支援・要介護認定者が在宅で継続して安心した生活をおくることができるよう、各居宅サービスの提供体制を整え、利用者に合わせた適正な利用促進を図ります。

【具体的な事業内容】

事業名	事業内容
①訪問介護	訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事の介助や調理、洗濯、掃除等の日常生活の支援を行うサービスです。 【今後の方向性】 利用の増加が見込まれるため、適正な利用促進を図ります。
②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	在宅の要支援・要介護者宅を訪問し、浴槽搭載の入浴車等から家庭内に浴槽を持ち込んで入浴の介護を行うサービスです。 【今後の方向性】 介護ニーズの動向を踏まえた利用量を見込むとともに、適正な利用促進を図ります。
③訪問看護・介護予防訪問看護	主治医の指示に基づき、看護師等が家庭を訪問して、在宅療養上の看護や医療処置、家族等への指導、助言等を行うサービスです。 【今後の方向性】 医療処理が必要な在宅介護者の増加に伴い、利用の増加が見込まれるため、適正な利用促進を図ります。
④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	主治医の判断に基づき、理学療法士や作業療法士等が家庭を訪問して、日常生活上の自立援助のために必要な機能訓練を行うサービスです。 【今後の方向性】 在宅生活を支える上での役割は大きいとため、積極的な利用促進を図ります。
⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師・看護師等が家庭を訪問して、在宅療養に関する相談や指導を行うサービスです。 【今後の方向性】 在宅介護の増加に伴い、今後も利用の増加が見込まれるため、関係機関との連携を図り、円滑なサービス提供できるよう努めます。

事業名	事業内容
⑥通所介護	デイサービスの事業所に通い、入浴、食事等の介助、相談・助言、日常生活の支援や機能訓練を受けるサービスです。 【今後の方向性】 介護ニーズの動向を踏まえた利用量を見込むとともに、適正な利用促進を図ります。
⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	デイケアの事業所に通い、心身機能の維持回復と日常生活の自立援助のために必要なりハビリテーションを受けるサービスです。 【今後の方向性】 介護ニーズの動向を踏まえた利用量を見込むとともに、適正な利用促進を図ります。
⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホーム等に短期間入所（ショートステイ）し、入浴、排せつ、食事等の介助、その他の日常生活上の支援を受けるサービスです。 【今後の方向性】 レスパイトケア充実のためにも必要なサービスであり、今後も利用者の増加が見込まれるため、適正な利用促進を図ります。
⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	老人保健施設や介護医療院に短期間入所（ショートステイ）し、医学的管理のもとで、介護、機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活の支援を受けるサービスです。 【今後の方向性】 介護ニーズの動向を踏まえた利用量を見込むとともに、適正な利用促進を図ります。
⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム等に入居し、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介助、その他の日常生活上の支援、機能訓練、療養上の支援を受けるサービスです。 【今後の方向性】 将来的なサービス量を見込むため、有料老人ホーム等の設置状況の把握に努めながら、介護ニーズの動向を踏まえた利用量を見込むとともに、適正な利用促進を図ります。
⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	車いす、特殊寝台等の日常生活の自立を助ける用具や福祉機器のレンタルができるサービスです。 【今後の方向性】 認定者数の増加に伴い、今後も利用者の増加が見込まれるため、適正な利用促進を図ります。
⑫特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつのための用具の購入費を支給するものです。 【今後の方向性】 サービスの内容や利用方法を周知し、適正な利用促進を図ります。
⑬住宅改修・介護予防住宅改修	移動、排せつ等にかかる身体的負担を軽減するため、段差の解消や手すりの取り付け等の住宅改修に必要な費用を支給するものです。 【今後の方向性】 保険適用の上限額が限られているため、利用者の在宅生活を長期に渡り支えることを可能にする改修が実施されるよう、施工業者、介護支援専門員（ケアマネジャー）に対し制度趣旨等の周知を行い、適正な利用促進を図ります。
⑭居宅介護支援・介護予防支援	在宅の要支援・要介護者についてのケアマネジメントです。利用するサービスの種類や内容等の計画を作成するとともに、サービス提供確保のための連絡調整を行うものです。 【今後の方向性】 今後も増加し続ける在宅の要支援・要介護者に対して十分なサービスを提供できるよう、適切な支援体制づくりに取り組めます。

(2) 地域密着型サービスの推進

要介護認定者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう身近な地域でのサービスの提供体制を整えます。原則として、市内に在住する要介護認定者のみが利用できるサービスです。

【具体的な事業内容】

事業名	事業内容
①夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回訪問介護と通報による随時対応の訪問介護を組み合わせ利用するサービスです。 【今後の方向性】 ニーズの動向や類似サービスの整備状況を踏まえながら、必要性について検討を行います。
②認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	認知症の要支援・要介護者がデイサービスセンター等に通い、入浴、食事の提供、相談・助言等、日常生活の支援や機能訓練等を受けるサービスです。 【今後の方向性】 介護ニーズの動向を踏まえた利用量を見込むとともに、適正な利用促進を図ります。
③小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心として、要支援・要介護者の容態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせ利用するサービスです。 【今後の方向性】 在宅生活を支える上での役割は大きいため、引き続き、公募により新規事業所の整備を図ります。
④認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症の要支援・要介護者が、共同生活を営む住居（グループホーム）で、入浴、排せつ、食事等の介助、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を受けるサービスです。 【今後の方向性】 引き続き、制度内容についての周知を進め、適正なサービス提供がなされるよう努めます。
⑤地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が 29 人以下の小規模な特定施設に入居している要介護者が、入浴、排せつ、食事の介助、その他の日常生活上の支援、機能訓練、療養上の支援を受けるサービスです。 【今後の方向性】 ニーズの動向を踏まえ、必要性について検討を行います。
⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している要介護者が、入浴や排せつ、食事の介助、その他日常生活上の支援、機能訓練等を受ける施設サービスです。 【今後の方向性】 ニーズの動向を踏まえ、必要性について検討を行います。
⑦看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、多様なサービスを一体的に提供する複合型サービスです。 【今後の方向性】 医療処置が必要な方の在宅生活を支える上での役割は大きいため、公募により新規事業所の整備を図ります。

事業名	事業内容
⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と通報システムによる随時の対応を行うサービスです。 【今後の方向性】 在宅生活を支える上での役割は大きいため、引き続き、公募により新規事業所の整備を図ります。
⑨地域密着型通所介護	小規模なデイサービス事業所に通い、入浴、食事等の介助、相談・助言、日常生活の支援や機能訓練を受けるサービスです。 【今後の方向性】 介護ニーズの動向を踏まえた利用量を見込むとともに、適正な利用促進を図ります。

【事業目標】

項目名	事業所数 (令和5年度末見込み)	第9期計画期間中の 整備目標
③小規模多機能型居宅介護・ 介護予防小規模多機能型居宅介護	1 か所	各1 か所 ※ただし状況に応じ、 合わせて2 か所で検討
⑦看護小規模多機能型居宅介護	0 か所	
⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0 か所	1 か所

(3) 施設サービスの推進

在宅において生活が困難な要介護状態の方が、各施設で適切なサービスを受けることができるよう努めます。今後の施設サービスの整備にあたっては、多様な介護サービスの受け皿となっている有料老人ホーム等の設置状況にも配慮していきます。

【具体的な事業内容】

事業名	事業内容
①介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	入院治療の必要がなく、自宅で生活を継続するのが困難な要介護者が、施設サービス計画に基づき、入浴や排せつ、食事、相談等日常生活上の支援を受ける施設サービスです。 【今後の方向性】 ニーズの動向を踏まえながら、引き続き適正なサービス提供がなされるよう努めます。
②介護老人保健施設	病状が安定している要介護者が、施設サービス計画に基づき、在宅復帰をめざし看護・介護サービスを中心とした医療ケア、機能訓練等を受ける施設サービスです。 【今後の方向性】 引き続き、制度内容についての周知を進め、適正なサービス提供がなされるよう努めます。
③介護医療院	長期療養のための医療と、日常生活上の支援を受ける施設サービスです。 【今後の方向性】 引き続き、制度内容についての周知を進め、適切なサービス提供がされるよう努めます。

(4) 介護サービス利用に伴う低所得者対策

経済的理由により、必要な介護サービスを受けられないということがないよう、料金負担や助成等の低所得者への支援を行います。

【具体的な事業内容】

事業名	事業内容
①特定入所者介護（介護予防）サービス費	介護保険施設（短期入所を含む）の入所にかかる食費・居住費（滞在費）について、申請により負担限度額認定証を交付し、特定入所者介護サービス費として保険給付します。 【今後の方向性】 低所得者支援として、引き続き、事業を実施します。
②高額介護（介護予防）サービス費	月々の介護サービスの自己負担の合計額について、所得に応じ上限額を設定し、それを超える額を申請により高額介護サービス費として保険給付します。 【今後の方向性】 利用者負担軽減のため、継続して事業を実施します。
③高額医療合算介護（介護予防）サービス費	医療と介護の両方を合わせた自己負担が、所得に応じた限度額を超えた場合、申請により超えた額の一部を高額医療合算介護サービス費として保険給付します。 【今後の方向性】 利用者負担軽減のため、継続して事業を実施します。
④低所得者に配慮した保険料の負担、介護保険利用料の助成	第1号被保険者または介護サービス利用者について、低所得で、その世帯の生活が著しく困窮している状態である場合に、介護保険料を減免し、また介護サービス利用料の自己負担分の一部を助成します。また、障害者自立支援法に基づくホームヘルプサービスを利用して、介護サービスの訪問介護を利用することになった低所得者に対して利用者負担額を助成します。 【今後の方向性】 必要とする方に制度を利用してもらえるよう、効果的な周知方法を検討します。
⑤社会福祉法人が実施する利用料軽減事業への助成	低所得で生計を維持することが困難な人が、社会福祉法人の提供する介護サービスを利用する場合に、法人がその社会的役割の一環として利用者負担額の軽減を行っています。軽減を行う社会福祉法人に対し、その一部を助成します。 【今後の方向性】 引き続き、広く周知を行い、社会福祉法人に対しては、新規での制度への申出を奨励し、利用者に対しては、介護認定結果通知書にチラシを同封して制度の利用拡充を図ります。

3-3 介護保険運営の安定化

高齢化及び要介護認定者の増加によって介護保険サービスの需要が高まり、その給付費も増加の一途をたどっています。安定した介護保険事業運営のためには、サービスの質・量の向上を図ることを前提に、適正なサービス提供を行う必要があります。

高齢者や介護サービス提供事業者に対して、必要とされる情報が提供できるよう提供体制の充実に努めるとともに、介護給付等適正化事業に引き続き取り組んでいきます。

また、介護サービスを支える人的基盤の安定的な確保・整備のため、介護分野で働く職員の質の向上や負担軽減を図り、介護離職防止を図ります。

(1) 情報提供の充実

高齢者が適切なサービスを利用できるよう、情報提供の充実を図ります。

【具体的な事業内容】

事業名	事業内容
①サービス情報の周知	介護保険制度や介護サービスについて、わかりやすく説明したパンフレットの作成や窓口の活用等を通じ、情報の周知を図ります。 【今後の方向性】 事業の周知と情報提供の充実を図ります。
②介護サービス事業所に関する情報提供	事業所のサービス内容や運営状況をまとめた資料や、医療と介護ガイドマップを窓口に備える等、誰もが情報を得られるよう環境整備を図ります。 【今後の方向性】 事業所に関する最新の情報を提供できるよう努めます。

(2) 介護給付適正化の推進

要介護認定の適正化や住宅改修の実態調査等、不適正な給付の点検等を実施し、適正な給付の更なる向上に努めます。

【具体的な事業内容】

事業名	事業内容
①適正な要介護認定	市の職員による認定調査の実施体制を確保するとともに、研修等を通じて認定調査員、認定審査会委員の資質向上を図り、要介護認定の適正化に努めます。 【今後の方向性】 引き続き適正性の維持、向上に努めます。
②ケアプラン点検	ケアプランを作成している居宅介護支援事業所を訪問し、ケアプランが利用者の自立支援のために、適切に作成されているかどうかを確認します。また、ケアマネジメントのプロセスを踏まえた「ケアプラン点検表」で自己評価を行い、その結果をもとに介護支援専門員とともに検証確認しながら「自立支援に資するケアマネジメント」に向けた意識向上に努めています。 【今後の方向性】 自立支援、介護予防、重度化防止に向けた適切な支援を行えるよう、介護支援専門員の支援に取り組みます。
③住宅改修・福祉用具実態調査	市の補助金の対象となる住宅改修について、事前と事後の現地確認を行います。また、事前にケアプランを確認し、プランに沿った住宅改修となっているかの確認・助言を行うとともに、改修後にモニタリングを実施します。福祉用具・貸与についても、必要に応じてケアマネ等による調査等を行います。また福祉用具貸与については、国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムを活用し、適正な貸与がされているかの確認を行います。 【今後の方向性】 申請からモニタリングまでの仕組みを確立し、自立支援につながる住宅改修等となるよう支援します。
④医療情報との突合・縦覧点検	国民健康保険団体連合会から提供される情報を活用し、医療情報との突合・縦覧点検の結果を確認し、疑義のある場合は、事業所への確認を行います。また、実施にあたっては、医療保険部局との連携を図ります。 【今後の方向性】 引き続き、不適正な給付の削減に努めます。

【事業目標】

項目名	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
②ケアプラン点検事業所数(所)	14	12	12	9	9	9
③住宅改修実態調査(件)	35	34	34	35	35	35
③福祉用具貸与・購入実態調査(件)	47	31	40	50	50	50

(3) 介護サービスの質の確保

介護サービス事業者への指導や相談員の派遣等を通じて、サービスを提供する側のレベルアップを図り、要介護認定者が質の高いサービスを安定的に受けることができるよう努めます。

また、介護サービス事業所で介護サービス機関連絡協議会を組織し、介護サービス事業、ケアマネジメントの質の向上に取り組んでいます。

また、災害や感染症等において継続したサービスの提供体制の在り方について介護サービス機関連絡協議会と引き続き検討します。

【具体的な事業内容】

事業名	事業内容
①サービス事業者への指導・監督	市内のサービス事業所に対し、県と連絡調整を図りながら運営指導を行い、適切なサービスにつなげます。必要に応じて指導・監督を行います。 【今後の方向性】 適切な運営やサービス提供がなされるよう、引き続き指導・監督を行います。
②介護サービス相談員の派遣	介護サービス相談員がサービス事業所を訪問し、利用者が疑問や不安に思っていること等の相談に応じるとともに、事業所への助言を行い、サービスの向上を図ります。 【今後の方向性】 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅についても派遣を実施できるように体制を整えます。 サービス向上のため、継続して事業を実施します。
③苦情相談窓口の設置	パンフレットを設置する等苦情相談窓口の周知に努め、高齢介護課・地域包括支援センターの各窓口で、苦情相談に対応します。苦情相談内容によっては、県の介護保険審査会や国民健康保険団体連合会と連携を図りながら対応します。 【今後の方向性】 引き続き、関係機関と連携を図り対応します。
④介護サービス機関連絡協議会との連携	介護サービスの関係者が協議会を組織し、サービスの適切な提供、質の向上に取り組めます。 協議会と連携し、研修や市民に対する講演会の開催に取り組めます。 【今後の方向性】 引き続き、協議会と連携し、介護サービスの適切な提供に取り組めます。
⑤災害に対する備えの検討	<u>「災害時における要介護高齢者の安否確認等に関する協定」を介護サービス機関連絡協議会と締結しました。</u> <u>「ハきなん災害時介護支援ネット」を組織し、災害発生時に必要な介護サービスが継続的に提供できる体制構築に取り組んでいます。</u> また、業務継続計画の策定状況を把握し必要な支援を検討しています。 【今後の方向性】 災害発生時に必要な介護サービスが継続的に提供できるよう介護サービス事業所と引き続き対策の検討に取り組めます。

事業名	事業内容
⑥感染症に対する備えの検討	介護サービス連絡協議会と連携して感染症に関する研修会を開催しています。また、業務継続計画の策定状況を把握し必要な支援を検討しています。 【今後の方向性】 感染症発生時に必要な介護サービスが継続的に提供できるよう介護サービス事業所と引き続き対策の検討に取り組めます。

【事業目標】

項目名	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
②介護サービス相談員の派遣事業所数(箇所)	0	28	39	40	42	44

(4) ケアマネジメントの質の向上

介護支援専門員（ケアマネジャー）の現状把握、課題分析を行い、今後の介護支援専門員の質の向上を目指した支援を行います。

また、ケアマネジメントが高齢者の自立支援につながるよう自立支援型のケアマネジメントの標準化、多職種の視点による重度化防止、ケアの質の向上に取り組めます。

【具体的な事業内容】

事業名	事業内容
①介護支援専門員への研修企画	介護支援専門員を対象に、ケアプラン作成に関するもの、福祉用具・住宅改修をはじめ介護サービスに関する知識の向上を目的とした研修を介護サービス機関連絡協議会と連携して実施し、介護支援専門員の質の向上に努めます。 【今後の方向性】 引き続き、介護支援専門員を対象に適切なケアマネジメント手法が取得できるよう支援します。
②主任介護支援専門員による支援	市内の主任介護支援専門員の連携会議を開催し、介護支援専門員の支援技術の向上に取り組んでいます。 【今後の方向性】 引き続き、主任介護支援専門員間の連携支援に取り組めます。
③介護支援専門員への困難事例への支援	地域包括支援センターの主任介護支援専門員は出前相談、窓口相談等で市内の介護支援専門員の相談に応じています。 困難事例に対して包括的・継続的ケアマネジメント支援に取り組んでいます。 【今後の方向性】 引き続き、地域包括支援センターと連携して介護支援専門員への支援に取り組めます。

【事業目標】

項目名	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
③介護支援専門員への困難事例への支援（包括的・継続的ケアマネジメント支援）実施回数（回）	36	57	80	85	90	95

（５）介護人材の確保・資質の向上と介護現場の生産性向上

介護現場の業務負担を軽減し、生産性を向上するために、介護人材の確保を目指した講座の実施やICTの導入等への支援を推進します。

【具体的な事業内容】

事業名	事業内容
① <u>介護人材の資質の向上</u>	<u>介護サービス機関連絡協議会と協力して介護人材育成のためのリーダー育成研修会、座談会等を実施しています。</u> 【今後の方向性】 <u>介護サービス機関連絡協議会と連携して、介護人材育成に効果的な取り組みについて検討します。</u>
② <u>介護人材の確保</u>	<u>介護人材確保のために介護サービス機関連絡協議会、ハローワークと連携し介護の魅力発信のため「お仕事説明会」等を実施しています。</u> 【今後の方向性】 引き続き、介護人材不足の状況や介護現場の課題について介護サービス機関連絡協議会、ハローワークと連携して把握し対応策の検討を進めます。<u>若い世代や外国人等様々な人を対象に介護の魅力発信、就労支援に努めます。</u> <u>元気な高齢者の介護支援ボランティア等の支援策を検討します。</u>
③介護職員の負担軽減	地域医療介護総合確保基金に基づく ICT の導入等への補助を支援しています。 また、書類の電子申請への移行を推進します。 【今後の方向性】 引き続き、地域医療介護総合確保基金に基づく補助への支援を図ります。また、電子申請のさらなる推進と、標準化様式使用による文書負担の軽減等の対策に努めます。
④介護認定事務の効率化 <u>【新規】</u>	要介護認定事務を遅滞なく適正に実施するために、介護認定審査会における簡素化の実施や、認定事務及び介護認定審査会における ICT の導入による事務の効率化を図ります。 【今後の方向性】 引き続き簡素化を実施するとともに、ICT の活用による事務の効率化を実現するため、関係者との調整を図りながら取り組みを推進します。